

第四百回 参議院運輸委員會會議錄第十三号

(二五三)

昭和六十一年五月二十日(火曜日)
午前十一時三十分開会

委員の異動

五月十五日

高平 公友君
倉田 寛之君

補欠選任

田代由紀男君
福岡日出磨君

五月十六日

田代由紀男君
福岡日出磨君
小笠原貞子君

補欠選任

高平 公友君
倉田 寛之君
橋本 敦君

五月十九日

瀬谷 英行君
柳澤 鍊造君

補欠選任

和田 静夫君
伊藤 郁男君

五月二十日

藤田 栄君
山崎 竜男君
和田 静夫君
伊藤 郁男君

補欠選任

伊江 朝雄君
宮島 澁君
梶原 敬義君
柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鶴岡 洋君

委員

江島 淳君
吉村 真事君
安恒 良一君
矢原 秀男君
伊江 朝雄君
梶原 清君

国務大臣
運輸大臣
政府委員
内閣審議官
日本国有鉄道再
建監理委員会事
務局長
運輸大臣官房審
議官
運輸大臣官房有
鉄道再建総括
審議官

事務局側

説明員

日本国有鉄道総
裁
日本国有鉄道常
務理事
日本国有鉄道常
務理事
日本国有鉄道常
務理事
日本国有鉄道常
務理事
日本国有鉄道常
務理事

倉田 寛之君
高平 公友君
内藤 健君
宮島 澁君
森田 重郎君
安田 隆明君
梶原 敬義君
小柳 勇君
目黒今朝次郎君
和田 静夫君
橋本 敦君
柳澤 鍊造君
三塚 博君
中島 眞二君
吉田 耕三君
永光 洋一君
熊代 健君
棚橋 泰君
多田 稔君
杉浦 喬也君
岡田 宏君
須田 寛君
山之内秀一郎君
岡田 昌久君

日本国有鉄道常
務理事 澄田 信義君
日本国有鉄道常
務理事 前田喜代治君

本日の會議に付した案件

○日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のた
めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特
別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから運輸委員會を
開会いたします。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のた
めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特
別措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 先般質問いたしました東神奈川車掌
区で車掌が新聞に投書したために不当な処分を受
けたという問題についてのその後の経過について
報告を求めます。

○説明員(杉浦喬也君) 中身につきまして、事は
安全の問題でございます。よく本人の意見とい
いますか、見解、あるいは不安に思っている事柄等
等を実際に秋葉原等の駅に本人と助役が付き添
いまして確認を行ってまいりました。

そうした事柄を通じて我々判断をしたところ
でございますが、本日から本人を所定の行路に
乗務をさしておる状態でございます。

本人に対しましては、きのうまで本人がいろん
な点での安全上の危惧があるという問題がござ
いましたので、なおしばらくの間、本日の乗務につ
きまして管理者と一緒に乗っていただきまして、
なお秋葉原以外の川口、王子等の駅につきまして

も、施設につきましての問題点について説明をし
つつ、所定の行路の乗務を続けていただく、こ
ういうような処置を講じたところでございます。

○小柳勇君 処置については総裁がいろいろ配慮
されたものと理解いたします。

ただ、この前にも言いましたように、無人駅な
どをたくさんつくることによって合理化を、定員
減らしを進めるといふことは反対です。やはり、
一人の命も大事にしていかなくてはなりません。
から、例えば経営についての経費その他について
は、例え無人駅をふやすことによって赤字経
営を修正するなどということとは、そういうことは
もう一切これはやるべきじゃない。例えば、民鉄
におきまして、もしそういうのがあればそれは
国がやっぱり社会福祉として補助するぐらいのこ
とをやつて、公的な輸送機関については人命を尊
重するという立場を今後とも貫いてもらいたいと思
います。希望だけ申し上げておきます。

それから、第二の問題は、先般希望退職の問題
で国鉄関係八千名、関連企業その他で一応めどが
ついたと。二万名といたしますと、あと一万二千
名。一万二千名は運輸省から説明を受けました。
私は説明を受けたところで合計三万七千ありまし
たから、ずっとそれが先入感がありました。ず
っとこれを読んで見ますと、六十一年度から六十
五年度までというふうな間にありまして、もう少
しこれを運輸省から詳しく説明を求めたいと思
います。

○政府委員(中島眞二君) 内閣の雇用対策本部の
事務局でございますが、先生御指摘のとおり、今
日まで各部門から採用の申し出のありました数は
合計いたしました三万七千人でございますが、こ
れは年次といたしましては六十一年度から六十五
年度当初の採用分まででございます。この中で希
望退職者二万人の再就職先として充てるものは、

この中から六十一年度と六十二年度当初の採用分でございます。それに該当するものといはしましては、国鉄の関連企業については八千人、それから一般産業界につきましては全体で九千人の申し入れでございますが、その中で六十一年度と六十二年度当初の採用分につきましては、現在国鉄におきまして各申し入れのありました企業との間で詰めを行っている段階でございます。まだ具体的な数字まで申し上げるのにはなっておりませんけれども、相当数出てくる見込みでございます。それからまたこの九千人のほかに情報通信とか、電力とか、証券、金融、建設などの各業界についても精力的に働きかけを行っております。また、さらに多くの採用申し出ができるものと、近日中に出てくるものと期待しているところがございます。

また、本年度からは労働省の指導によりまして各都道府県ごとに関係者によりまして国鉄職員再就職促進連絡会議が発足いたしました。希望退職者の雇用確保の活動に入る体制も整備されてまいっております。また、逐次雇用の場の確保はできていくものと考えております。

公的部門につきましては、昭和六十一年度の目標は二千六百人でございまして、これについてはほぼ達成するめがけついでまいっております。六十二年度の当初分につきましては、これは六十二年度から六十五年度まで全体についての採用計画をこれから政府において策定をするということになっております。六十二年度当初におきましても相当数が期待できるわけでございます。そういうことでございまして、現段階において具体的な数字をお示しできませんけれども、全体といたしまして二万人の希望退職者に見合う再就職先というのは十分確保できるものと、また我々関係者一同それに向けて努力していくことにしているところでございます。

○小柳勇君 それで、いろいろ運輸省、国鉄で苦勞しておられることはわかりますが、この前にも申しましたように、私は監理委員会答申の九万三

千名の余剰人員の前提に立つての二万名希望退職は反対です。ただ、ずっと今国鉄が経営上労働組合に合理化を提案しながら、ダイヤ改正ごとに余剰人員が出てくる、そういうものが私の腹の中にあるということとはまず前提に申し上げておきます。でないといふ九万三千名の余剰人員を認めた上で、その第一段階の希望退職二万名の論議をしておると誤解されては困りますから、前提としておきます。

それでもう一つは、年齢を構わないで募集していきます。普通は年金プラス次の職場の給与で現職の給与を補う、そういうようなのが今までの大体我が国に聞いている常識ですが、若い人が希望退職をする場合は年金がありません。したがって給与が、現在生活している人ですから、現在の職員の給与以上のものがないとなかなか希望退職、こういうところがあります。よと言つても希望しないと思うが、そういう点の配慮がありますか。

○説明員(杉浦喬也君) 関連事業につきましては、今先生お話しのように、今までは大体いわば勧奨退職年齢に達した方のお世話という場合におきましては、年金プラス給与というのはいままでの給与と変わらないというふうな仕組みでございます。給与自体はレベルの低いということとはもう事実でございます。その場合に、若年の場合はこれは年金がございせんからその給与レベルでいきますと非常に落ちこちてしまふことに相なるわけでございます。

おっしゃいますように、今までの給与水準から非常に落ちるということではぐあいが悪いというふうに思われますので、その辺の労働条件につきましては、今まで余り関連企業に若年を採用しておりませんが、この際各企業と話をしながら従来の給与水準を維持するように努力をしていきたいと思ひます。

その他の一般産業界につきましては、これはなかなか給与水準がまちまちでございますけれども、関連企業で申し上げましたとおりの従来の給

与水準はできるだけ守れるようにそれぞれの企業に話をしたいと思っております。

○小柳勇君 そこで、希望退職の問題の最後で述べられども、先般来質問しましたように、この法律が通りますと、ある時期から希望退職を募っていくんですが、先日申しましたように、職員というのはいろいろ組合が違いますけれどもみな一応組合に組織されておる。したがって、今の日本の労働法のもとでこういう法律が通りました、これから希望退職をやります、二万名退職を募りたい、そういうものを一応組合に提出した上で、団体交渉で、それは条件いろいろ今我々がここで論議しているようなことが各組合から出るでしょう。そういうものを一応十分に論議された上で調印して、その上で個人の希望退職に入る。しかもそのときはちゃんと向こうの方の今給費がおつしやつたような労働条件あるいは給与条件その他を明確にして募集する、このことをお約束願えますか。

○説明員(杉浦喬也君) この法律が通りました場合には、基本的にはその法律の条項に該当する部分につきましては、これは法律どおり実施するということではございます。しかしながら希望退職制度の実行に当たりましては労使が一緒になつてやらなければならぬことがたくさんあると思ひます。したがって、できるだけ早く私もその中身につきまして、基本的な方向を決めまして手順等を組合にお示しをして十分に話し合いをし、また労働条件にかかわる部分につきましては十分に団体交渉を行うということと組合と一緒になつてやっていきたいというふうに思っております。

○小柳勇君 わかりました。そういう方向でやっていただきます。また、この法律に關しましては、後同僚議員もいろいろ質問しようから希望退職に関する質問はこれで終わります。

次に、先般、澄田常務理事から説明がありました。その中で昨年十月に十九万五千人の体制を實現しようということで二カ年間にわたりました約八万六千人の合理化をやるということと云々。

そこで、目下交渉中の事案でございます。組合に提案いたしております、そういうことで先ほど総裁申しましたように四万二千五百ばかりは六十年中に既に実施いたしました、残りの四万四千ばかりをこれから十一月一日のダイヤ改正に向けて今鋭意組合と折衝中でございます。これは少し誤りを訂正されました。四万二千五百については既に実施しております、残りについてはこれから具体的に詰めて組合の方に提案いたしますということとあります。この事実はそうですか。

○説明員(澄田信義君) ただいま先生のおっしゃいましたとおりでございます。後ほど先ほどのお話のように後で訂正させていただきますけれども、訂正した内容が正確な内容でございます。

○小柳勇君 二カ年間で十九万五千人体制というのはどう計算もつていったんですか。

○説明員(澄田信義君) この十九万五千人体制というものは、私も営業系統あるいは運輸系統各部門ございまして、それらの部門で私どもが十分にいろいろな角度から検討いたしました一つの目標を立てたわけでございます。その目標に従いまして二カ年間に八万六千五百人の合理化を計画したわけでございます。十分各系統を通じましていろいろな角度から詰めた数字でございます。

なお、これにつきまして先ほど申し上げましたように二カ年間で八万六千五百、そのうち四万二千五百につきましては六十年途中で組合に提示いたしまして交渉を持った結果、既に実施済みでございます。あと残りの四万四千ぐらいにつきましてはこれから鋭意詰めを行ひまして、ダイヤ改正関連につきましてはことしの夏ごろまではほぼ成案を得て組合に提示して交渉を持っていく段階でございます。

○小柳勇君 現在員と所要員と今皆さんが言っている余剰人員というのは幾らですか、現在で。

○説明員(澄田信義君) 六十一年度首の現在員は二十七万七千人でございます。六十一年度首の所要員二十三万九千人でございます。

○小柳勇君 それで余剰人員は。
○説明員(金田信義君) 余剰人員は三万八千でございます。

○小柳勇君 私どもがずっとと監理委員会の答申が出て以来、監理委員会はその三十三万何千の職員を来年の四月一日には十八万三千人が妥当であるという案が出た。しかもそれは私鉄六十一社の大も小もひっくり返して編入して、それからはいじりました。これはうんと数が少ない。それにもいろいろとプラス、プラスやう十八万三千。これは、私ども、組合はけしからぬと、こういうことで今反対をしております。で、杉浦総裁の前の総裁方が基本方策なるものを決められた。これでは五カ年ぐらいかかって十九万何千、大体二十万程度のものが出ておった。現在二十七万七千でやっているが、所要員二十三万九千と言われるのにも、例えば自分でやらなきゃならぬ仕事を下請にやっている面もある、あるいは先般から問題になっているように、無人駅を、五千駅の中で三千百も無人駅をつくるようなむちゃな、無理な合理化、そういうもので三万八千の余剰人員を無理に出しておると思うけれども、私は澄田さんももう古い国鉄の幹部であると思うが、三十万人からがたつと二十七万七千人に合理化で押しつけてきた。その二十七万七千人今いるのを二カ年間のうちに十九万五千人体制に持っていくと。そして、もう既に四万二千五百は合理化で話をもう縮小いたしました。私は、国鉄の幹部というのは今まで、ここ三十年と言いません、ここ五年なり十年の間にどういう一体仕事をしていたか、何のたれといましようかね、現在二十七万七千でやっているその企業というのを十九万五千体制に持っていくんだと。で、組合に調べましたところが、組合側の言い分は、十九万五千体制はこれは管理運営事項であるからといって組合には問題は提示されておきませんと。ただ、この四万二千五百の合理化だけを各局ばらばらで合理化体制に入っております。集計したものが多分

四万二千五百でございますと、こういうことを組合は答弁しています。日本国有鉄道、公共企業体である国鉄がとにかくそのときどきによってどういふふうに変化が起るわけであらうか。就業規則の変更も聞いていません。日本国有鉄道法の改正も聞いていない。みんな一人この辞令をもらったら、その仕事を自分の天職としてその規則どおりに仕事をみんなやっている。その集積がこの二十七万七千人であるはずだ。例えば私鉄のように、一人で辞令を、駅もやるし、あるいは信号もやる、あるいは切符の販売もやる、そういうような辞令を今までもらってない、国鉄の職員は。そういうものをまず一つ一つ職場を点検しながらサムアップして、全部集積して、その上で結局十九万五千になりましたというならわかるけれども、私はここに朝日新聞のあれも見たけれども、例えば下請産業が新幹線のポルトを締め忘れて事故になる寸前であったと、そういうものも見ました。例えば車両基地に行きますと、そこで今まで国鉄職員がやっていた仕事を下請の人が来てやっている。もちろん関連事業の皆さんも雇用の場が必要でありますから、今すぐ方向変換しようとは言わないけれども、そう無理しながら下請にやる。そうすると、これは人件費が物件費になりますから定員が減ります。そのことを管理者であるから、定員を減らしたという自慢するためにこういう合理化をやっているような気がしてならぬのです。それでは日本の将来の鉄道経営というのについて甚だ私は心配する。我が党ももちろん日本鉄道株式会社法というのを

○説明員(杉浦喬也君) 基本的な問題としましては、国鉄の置かれていた今の財政状況、それに至る各交通機関との激しい競争というふうな、環境としては極めて厳しい、そういう状態に今国鉄が置かれておると思っております。これを勝ち抜いて国鉄を生かしていくためには、やはり他の交通機関との間で十分に競争ができるようなそういう体質にいたしませんと、依然として収入が上がっていないというふうな思われたいでございます。そういう意味では効率化ということあるいは合理化というものの必要性というのは、これは一般の民間並みの効率性を発揮するということ、そういう必要性は十分にあるというふうに思われたいでございます。

は、これはある程度の見直しをしながら、また安全の問題につきましては十分に配慮をしながら合理化の推進を図っておるところでございます。

○小柳勇君 この監理委員会の答申の三万二千名が、これは余分に新会社を持ていきますと。これも何も言わぬでもないのに、実際は二十一万でいいけれども、三万二千持ていきますと。また今度は四万一千名は新たに背番号をつけて、これは清算事業団、旧国鉄に残しますと。その諸君がこれから三年間あるいは五年間どんな気持ちであらうかと。我が日本社会党の案では、もちろん昭和六十五年ごろには二十一万体制に持っていくかなきゃならぬと思っておりますけれども、五年間かけて、例えば希望退職も一年間に一万ずつぐらいあるだろうと。五年間かけてやれば、それはもうみんな同じ、職場にいる人はみんな国鉄職員だ。そして自然的に持っていく体制を考えています。そしてやっぱり全国ネットワークで清算会社だけは別につくるが、全国ネットワークの鉄道で運営しようという案を持っていますけれども、余りにも監理委員会の答申も、皆さんの考えていることも、国鉄職員を人間として考えていない。非常にもうペーパープランといましようか、冷たい、やり方が。そういうもので、それはまあ皆さんはそれが仕事だからやりますと言えどもそれまでだが、もう少しやったり血の通った経営方針を、これから反省してもらいたいと思っております。

また、今先生がおっしゃいましたように、最近時におきまして急角度にそれを実行するということに、若干の数字的に大きな数字ということに相なりますので、いろいろと問題が出てくるかと思っております。もう少し前から、今そういうふうに申し上げてもしょうがないのでございますが、前からそうした面では十分に合理化の中心について検討をし、組合に提示をし、早目に一般の社会情勢に对应できるような仕組みにすべきであったなというふうに反省はいたしております。

最後に、九州、四国、北海道、三島、その三島の経営、なかなか大変だと思ふ。経営者団体の意見も聞いてきました。九州などは、四、五年したら二百億ぐらいの赤字じゃないかと経営者団体言ってます。この間資料をもらって、三島会社の基金九千億をどういふふう運用するかなど聞きまじたら、記述としては「概ね十年間で達成」と書いてある。十年間で基金をうまくやって、そしてこれ経営しようというものでありまじょうが、

金利がどんどん下がりました。これから何年この低金利が続くかわかりませんが、監理委員会が計算しておいたところは大体七分三厘ぐらいで運営できるだろうというようなものも聞いておる。最近はおもそそ金借りる人はいない、借りる会社はない。一体この三島はやっていけるのか。私はやっていけないと思う。したがってこの三島会社基金の運営、その他経営について運輸省から責任ある答弁を求めておきたい。

○政府委員(棚橋泰君) まず最初に、先生のお話のごさいます三島の基金、金利の関係でございます。

三島の基金のいわゆる造成と申しますか、の仕組みは十年間をかけた三島の基金の利息と元金に相当するものを均等で三島会社に渡していき、その結果、金利の部分は三島会社がその年度の収益の補てんに用いる。基金部分はそのまま積み立てて果実を生ませていく、そういうふうにいまして、十年たちますと、三島の会社には今監理委員会の御試算では約一兆円という基金が残り、以後はそれから生ずる利息というものを経営の改善に、補てんに充てていく、こういう考え方でございます。

そのとおりやるかどうか、今いろいろ検討をいたしておりますけれども、基本的には大体そういう考えでいいということになります。まずおっしゃる通りに金利というものは、監理委員会が計算したときに比べて最近では非常に低くなっております。ただ、金利というのは非常に変動するものでございまして、このような低金利が続くという保証はございません。したがって、やはり将来の金利を想定するときは過去の平均金利というふうなもので想定して考えていくというのが至当ではないかというふうに考えております。

ただ、当面は非常に低金利でございます。したがって、最初から一兆円の基金を会社に渡して、その利息で補てんをしていくということでは、おっしゃるよう不足する部分が出てまいり

ます。ただ、今申し上げましたように、元利を十年に分けて支給してまいりますから、最初の年度は金利に相当する部分を支給する額が非常に多いわけでございまして、その部分は、これは幾らの金利で計算するかというのはもう計算上の問題でございます。それから、七分なら七分、七分三厘なら七分三厘に相当する金利というものを計算して三島会社に支給いたしますから、そのときの実勢金利が安くても想定いたしました金利に相当する利息分の収入はあると、こういうことになります。

ただ、元本がだんだんふえてまいりますから、その間に金利がどうなっていくかという問題がございまして、したがって、そういう意味で、ただ当初は元本に相当する金利というものはそれほど大きくございせんので、その間にまた将来の金利変動というものを想定されるというところでございまして、三島の基金の造成につきましまして、今申し上げましたような仕組みで、一定の金利を想定いたしますけれども、長期的に見て大きくその収益に影響がないような形で基金の造成というものを考えていきたいというふうに考えております。

三島の経営、大変苦しいんではないかということとでございまして、現在、最終的に、いろいろな試算のやり直しを行っておりますけれども、最終的には今国会に提出をしております諸法案が成立いたしました後、引き継ぎ計画とか基本計画というふうな中で、その最終的に基金の額というものも確定してまいりますのでございまして、基本的には能率的な経営を行えばその基金の金利とあわせて三島会社が健全な経営が行っていくというふうな形でスタートをできるような十分な配慮をしようというつもりでございます。

○小柳勇君 この問題だけでもたくさん時間がかりますが、時間が参りました。私は国鉄分割については反対であります。とにかく今の公共交通が全国ネットワークで、——もちろん経営方針についてはよくしなきゃなりませ

んが、そういうことを期待し、希望し、質問を終わります。

○目黒今朝次郎君 私は大分休んでおりましたから、代理の人がかわって質問をいたしてまいりました。しかし、最終日でありますので、どうしても会期内に通す前に二、三点聞いておく必要があると、こう思ひまして、時間をもらいましたので、そういう意味を含めて大臣並びに総裁から御返答を願いたい、このように思います。

まず最初に、運輸大臣にお伺いしますが、勤労などが労使共同宣言を結んでおる、あるいは広域異動、あるいは派遣など、こういう問題については細田運輸大臣が随分この問題を私が提起をして結ぶべきだ、こういう提起をしておったんですが、現実にはこの問題が提起され、しかも結ばれておる、こういう問題については運輸大臣として御承知かどうか、まず話の冒頭、運輸大臣からその認識についてお答えをいただきたいと存じます。

○国務大臣(三塚博君) 今回置かれております国鉄の状況の中で、新しい鉄道再生を期して諸改革を御提示させていただき、お願いを申し上げておるところでございますが、ただいま目黒委員御指摘の共同宣言、広域異動、派遣等々につきましまして、目黒委員が細田大臣、山下大臣の当時から労働者の地位保全と申しますか、生きがいを持って頑張るような状況をつくるべきだという点で真剣な御提言をいただき、御議論をいただいておりますことは引き継ぎ等によりよく承知をいたしておるところであります。

○目黒今朝次郎君 運輸大臣から答弁をいただきました。それで、今総裁も含めて同じことを質問しますのは、特に労使共同宣言、この問題については本来で言えば国会に持ってくる問題ではないかと、私は考えます。労使において具体的などうするか、こういう筋合いのものであるというふうに私自身考えております。不幸にしてこの問題は、結んだ組合と結ばない組合があるために、結ばない組合

の方から国会の方に問題が提起されていろいろ議論されておる、こういうふうに聞いております。それで、大臣と総裁にお伺いしますが、私も勤労の書記長を長くやりました。勤労の委員長も長くやりました。涙をのんで国労が結んだ協定であるいは鉄労が結んだ協定、それらについてこういうふうなことを変えれば私は結んだものについてはいながら、しかし一たん結んだものについてはいながら、理由があるうともやはりこれと以下同文でなければならぬ、こういう意味で、書記長を十年、委員長を十年の間、私は涙を流しながら同じ協定を結んでまいった経過がございまして、しかし、こうしてこの労使共同宣言なるものは、結んだ組合と結ばない組合があります。結んだ組合はいざ知らず結ばない組合が最近徐々に動いておるようには思っておりますが、大臣として、あるいは総裁として、私がかつてなめた経験を振り返って、やはり文句はあろうけれども、この労使共同宣言の問題については、総裁、大臣とも結んだ内容と同じ内容を結ぶべきだ、しかる後ににおいてそれ相当の具体策をとるべきだ、こう私は全面的に思うわけでありまして、総裁並びに大臣、両方の責任者の見解を、まず総裁から聞きたい、このように思います。

○説明員(杉浦壽也君) 労使共同宣言は、現下の国鉄の厳しい情勢に対しまして国鉄が労使一致協力いたしましたという難局に対処するということを国民に示すという趣旨で提案をいたしましたものでございまして、既に勤労等の三組合とは直ちにこれが結ばれたわけでございまして、残念ながら一番大きな国労との間では現時点におきましてなお労使共同宣言の締結に至っておりません。私は、ぜひともこれは国労との間で速やかに締結をしたいという気持ちは全く変わらないうことでござい

ます。先般もようやく国労との間で、同じ土俵に着くという意味におきまして懇談会を設けることができました。既に第一回を行っておりますところでございまして、私は、この懇談会を中心とし、またその

他の機会をとらえまして労使共同宣言をぜひ締結するようにこれからは組合に粘り強く働きかけをしていくつもりでございます。また、国労もその中身につきまして十分に理解をし、討論をし、早く結んでほしいというふうに思っておりますところでございます。その中身につきましては、先生のおっしゃるとおり、各組合ともにすべて公平、平等の気持ちで私は接しておるところでございますので、基本的に同一内容のものとしてこれを理解していただきたいというふうに思っておりますところでございます。

○国務大臣(三塚博) ただいま杉浦総裁から直接の担当責任者としての御回答がございましたわけでございますが、私もそのとおりであろうとは思っています。本来本問題、労使共同宣言は現下国鉄の置かれております諸状況を打開し、真に国民の期待される鉄道に生まれ変わってまいりますためには労使一体となりまして取り組みなければならぬことは言を要しません。取り組みますためには、置かれております現状の正しい認識、こういうことがその基本的な前提にあるだろう、こう思っておりますわけでありまして、その御苦勞を見守りつつ、締結が一日も早からんことを願っておりますわけでございます。

本来この問題は、国鉄内部、労使の間の協約にかかわる事項でございます。基本的には労使が真剣にひとつ話し合いの中で判断をされるべきであり、国鉄の中における第一組合といえますが、国労がまだそこまでの認識に至っていない、また国鉄当局もそのことについてそこまでまだ到達をしておらないというところは残念なことであり、なお一層の努力をお願いを申し上げ、期待をして、相協力をされまして労使が国鉄改革の円滑な実施のために努力されますよう強く期待をいたしておるところでございます。

○目黒今朝次郎君 両責任者から現状における問題点と、それから公正無私、それからどの組合とも甲乙をつけない、一言一句同じ文で結ぶよう最大の努力をし、あるいは組合を説得中である、こ

ういう努力についてお話がありました。そのように確認していいですか、大臣、総裁。

○説明員(杉浦喬也君) 先ほど申し上げましたように、各組合に對しましては常に私は公平、平等、そういう気持ちでおつき合いをし、申し上げているところでございます。共同宣言の内容につきましましては同一内容というものを基本にして理解をしてもらうように努めているところでございます。

○国務大臣(三塚博) そのように申されましたとおり理解いただきまして結構でございます。

○目黒今朝次郎君 では確認いたします。それから、広域異動の問題についても、ここにありますとおり原文をもちましてあります。しかし、この問題について私は余り国会で質問するに確でない、こう思うわけでありまして、時期が時期であるだけにやっぱ涙をのんで言わざるを得ない、こういう心境であります。ここに六

十一年五月十日、広域異動の募集の数があります。五月十日現在で言いますと動労が二千九十、国労が八百三、鉄労が三百四、真国労が五、全施

労が三、その他三百十、この数字を見ますと動労が圧倒的に多い、このように考えられます。この点は、いわゆる広域異動についてこの内容を理解し、あるいは細田運輸大臣も言ったとおり、いわゆる動労提言、こういうものについて理解をして今日置かれておる国鉄の現状、こういうものに対する御意向並びに意見の開陳の結果だと、このように私は理解をいたします。こういう問題について、組合別に国労の方が余り、八百三というのは現在数から見てもっと理解に苦しむわけであり

ますが、国労は国労の実情がありますから強いて言いませんが、こういう現状について動労が二千名余を超えていると、約三千名に現在ではなんなんとしていると、こういう現状については総裁は御存じかどうか、まず総裁の認識の点についてお伺いいたします。

○説明員(杉浦喬也君) 広域異動という大変重要なでありかつ難しい問題を提案をいたしまして希望

者を募ってまいったところでございます。その動向、職員の受け取り方、希望者のあらわれ方につきましては、重大な関心を持ちまして毎日数字を見ておるような状況でございます。当初は、やはり非常に問題があったと思いますが、出足が非常におくれた状態でありましたが、最終的には目標の三千四百をかなり突破をいたすような数字に相なったわけでございます。まあ大変困難な問題をよく職員が理解をし、決断してくれたというふうに私は敬意を表する次第でございます。

各組合の受けとめ方は、それぞれ組合の事情ございまして、その対応の仕方というのもそれぞれあるわけでございます。一概に数字がどうのこうのというふうには申し上げにくいところでございまして、これからのいろいろな問題を提案をしてまいります。各組合が全体の広い視野に立つて判断をしていただくように切に希望をしておるところでございます。

○目黒今朝次郎君 それで、北海道から約一千名近く来ておるわけですが、(資料を示す)この文章はちょっとだけだいたい、こういうふうに思

うんです。総裁、一も二も三もおのおの意味があると思うんですが、特に二の「荷物をまとめて北海道へ帰れ」とゴシックで動労のボックスの中に

どんどん入っていると。これは組合が違つたとし

てもちょっと問題があると私は思うんであります。総裁はどんな認識を持っておられるか、一応総裁の認識を聞きたい、こういうふうに思いま

う行動があったことも事実であるというふうに思うわけでございます。先般の国労との間の懇談会におきましても私どもの方から一つの議題といたしまして、参考資料を添えて、こういうようなことについては大変残念である、やはり職員を温かく迎え入れる、そういう大きな気持ちになつてほしいということをその場で申し上げたところでございます。

まあ、いろんな見方、考え方があるかと思

すけれども、そうした事柄を十分にしゃくをし

ながら、それぞれの職員の生活がかかっている

という状況に對しましては、各組合ともに温かい

対応をしていただきたいというふうに思いまし

て、これからもそのように私は申し上げていくつもりでございます。

○目黒今朝次郎君 では、総裁承りましたから、大臣、私は、私の心持ちの中ではこれを撤回して

くれと、このくらいの気持ちにはあります。しか

し、事柄が事柄ですから撤回なんという子供づ

ばい言葉は使いたしません。使いたしません、今総裁が言

ったとおり、機会があったならば、やはり先祖代

点の中で、そこは協調し合いながら、助け合いながら取り進めていくというのが労働者連帯であらうと、御指摘のとおり私もそのように痛感をするわけでございまして、労働者同士が敵対意識を持ち、これを排除する、あるいは帰れなどということとやりやうとするのは極めて私自身も悲しいことであり、残念なことだなど、こう思っています。そういう点で、機会がございましたら、また国労の幹部の皆さんといろいろなことでお話を申し上げる機会がありましたときには、この辺のところは労働者連帯ということで、やはりそこは深い理解と協調でお取り組みをいただけないだろうか、それは申し上げるつもりでございます。

○目黒今朝次郎君 では、共同宣言と広域異動は以上をもちまして終わります。

次に、雇用問題につきまして、私も病院にいます。これは毎日新聞ですが、総裁の行動等も見ていますし、うちの家内がまとめたやつをすべて持っています。それから、きのう余剰人員の問題について中島事務局長より、先ほど説明を伺ったきょうも含めて一応聞きました。聞きました。私は国鉄関連産業の労働組合の諸君の雇用ということも考えておりますので、その中で特に衆議院で問題になった鉄道荷物、現在三千七百名おると聞いております。それが認可の取り消しあるいは認可の停止、そういうものを含めて千七百名から二千名程度減つてしまふ、残りが二千名を割つてしまふ、半分になると、こういう鉄道荷物の原因と背景などを聞きたいんですが、余剰人員問題は国鉄本体の問題であるという認識から政府としては余り関心がないと、こういうふうには理解しておるわけですが、この鉄道荷物の問題については、弘済会なり日本食堂と同様に、やはり国鉄職員に準じて取り扱うのが正当だろうと、このように考えて、二千名弱の雇用についてもやはり鉄道荷物の職員については考えるべきではないかと、こういうふうに関連産業の一員として、責任者として思うわけですが、きょうは交通公社とか弘済会の例を言えば一番いいわけでありま

が、最も手近な貨物に影響する鉄道荷物、こういうふうに限定して、鉄道荷物について再考の道があるかどうか関係者の意見を聞きたい、こういうふうに思います。

○説明員(岡田昌久君) 先生御案内のように、昨今、小量物品の輸送についてはさまざま変わりました。この六年間で国鉄の手小荷物輸送は七〇%減。しかるに民間宅配便は一六〇%、十六倍にふえているという事実がございまして。この事実を踏まえて、このダイヤ改正を機に抜本的にこの荷物のシステムを変更しなければならぬといふふうを考えておりました。それに伴いまして、荷物専用輸送力を原則として廃止いたしました。トラック輸送に一部転換、それからまた荷貨一元化ということでもコンテナ輸送の活用等努力してまいりたいと思っております。なお、ブルートレーン、新幹線の余力輸送力の活用等につきましましては従来どおりやっております。このダイヤ改正を機に抜本的なシステムチェンジを考えておる次第でございます。

そこで、先生御指摘の荷物会社、二十一社ございまして、現在四月一日の年首の要員を見ますと約五千八百名でございます。この五千八百名の方の雇用問題につきましまして今各社と具体的に――実は二十一社ございまして、会社によつて大変ニエランスが違つてございまして、と申しますのは、国鉄の荷物輸送が大体平均では四〇%関与しておりますが、会社によつては八〇%とかあるいは二〇%とかの関与率でございまして、会社によつて非常に違ひますが、先生御案内のように、この会社は国鉄の出資じゃなくて弘済会を中心とした出資会社でございますが、御案内のように三十年来一緒にやつた会社でございますので、私もとしましてその辺は一体となつて、今後雇用確保のための仕事の充実、これについて全力を挙げていきたいと思つておりますが、ただ昨今申しましたように大変さま変わりして、非常に厳しい小荷物輸送の現状でございまして、やはり企業

の効率化は避けられないと思つておりますけれども、先ほど申しましたように、できるだけ仕事を確保するように一緒にやつていきたいと、そういうふうな考えでございます。

○目黒今朝次郎君 抽象的な話はわからないわけではございません。しかし私がこの問題は、私もちよつと体を壊す前に関係者を全部個別に呼んで、労使とも、経営者は経営者、労働者は労働者、それから組合を組織してない関係者です、五千八百名から三千七百名といふから、二千名は組合を結成してない方々だと思ふんですが、しかし当時の約束としては、この関連会社の問題についても、関連会社に働いておる諸君は内容からいへばほとんど国鉄職員あるいは国鉄職員に準ずる方々だと、こういう職員のためにこういう余剰人員を得る場合にはやはり関連会社の諸君についても十分に頭に置いて、給料、労働条件その他若干下がるかもしれないです。下がるかもしれないけれども、雇用という問題については何らかの措置をするように最大限の努力をする、労働条件は若干下がるかもしれないけれども、雇用条件についてはきちんとして守りますよと、関連会社については、こういうふうにあなたの前住者が私と稚山君に連携あるいは連絡をして、こういうふうな思ひ、私もそれを信じておるわけですが、ですから、今抽象的な言葉を言われましかつても、やはり具体的に労働条件は若干下がったとしても雇用についてはきちんとして守るよう責任を持ってやつてもらいたい、こう思ふんですが、再度答弁を求めます。

○説明員(杉浦喬也君) 雇用の問題は、国鉄の現在おる職員の問題の解決だけではないに、関連企業全体の問題にも及ぶ事項でございます。今関連企業に對しましては、むしろ国鉄職員の余剰の人を受け入れてくださいということでございますが、無理をお願い申し上げたところでございまして、逆に、こうした荷物会社のようにその会社自体が合理化しなければならぬというところもあるわけでございます。それぞれの問題を抱えておる、そういう状況であることは十分承知をしております。国鉄自身が余剰人員の問題を抱えているだけにほかのところになかなか目が行き届かないということもございまして、今までも、お願いをし、またお願いをされて、今まで一緒にやつてまいりました仲間でございます。そういう意味におきまして今、常務が答弁をいたしましたように、できるだけ仕事の場を見つけてつきましたことが第一、また他へ転じる雇用問題につきましても、私どものできる限りのお世話をする気持ちで接触してまいりたい、こういうふうな思つておるわけでございまして。

○目黒今朝次郎君 時間が参りましたが、総裁が一例を挙げた貨物の問題についてお話ししましたが、それ以上は追及いたしません。どうかそういう気持ちで他の関連産業にも努力をしてもらいたい、このように思います。

最後に、実は特定外航船舶解撤促進臨時措置法案、こういうのが次の委員会に出される、こういう連絡を受けております。ただ老練心ながら、これは運輸省に關係あると思ふんですね。私は去年の九月二十日と十月二十三日に然る工運の問題についてお話を決算委員会で提起いたしました。当時、通産省の浜岡だと思ひますが、当時の政府委員は、絶対ありません、絶対ありませんと口を酸っぱくして私の一方通行になりました。しかし私は、あなた方がどんなに言われようともどんな説明をしようとも三人の持はおるぞ、あと十数人のこういう人がおる、合計十五、六人はおるぞ、こう申しましたが、政府委員は絶対にありませんと、再三再四、二十三日の段階でも言いました。ところが、私がベッドに若干休んでいる間に民社党の代議士が五月一日起訴される。それから、三羽がらすの羽で自民党のある人が離党してやばり五月一日起訴される。私の九月の段階で言つたことが、九、十、十一、十二、一、二、三、四、五と、九ヵ月かかって私の言つたことが実を結んでいるというふうには、はっきり明白になつておるわけで、ですから私はこの特定外航船舶解撤云々

と、この点はわからないわけではないですが、運輸委員を十二年もやっていますからわからないわけではありませんが、時期的に見てちょっと問題があり過ぎる問題だな、こういうふうには感じています。ないと言っているながら九月月たつたら二名があらわれた、こういう経過、状況を考えると、私はこの問題は余りやりたくありませんが、そういう経過があるから、慎重の上にも慎重を期してほしいということを要望申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

○委員長(岡田洋君) 午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長(岡田洋君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 まず運輸省、一九八四年の十月八日に国鉄車両検査周期の延伸について特別承認を出しているわけですが、その内容を御説明ください。

○政府委員(朝橋泰君) ちょっと手元に今ございませんけれども、御承知のように、国鉄の車両は国有鉄道運転規則によりまして検査周期が定められておりますけれども、運輸大臣の承認を受けました場合にはこれを縮めることができるということになっております。それに従いまして、たしか先生御指摘の一年だったと記憶しておりますけれども、運輸大臣の特別承認で検査周期を縮める承認を行っております。

○和田静夫君 三十九カ月を三十六カ月に延ばしたというやつですね。で、九十万キロ。

そこで、国鉄総裁、五月の十六日に国鉄本社車

両局の小野課長が仙台工場に行つて訓示を垂れているんですが、その内容をちょっと言つてくださいます。

○説明員(杉浦喬也君) ちょっと私、事実関係はよく存じておりません。至急に調べさせていただきますかと思ひます。

○和田静夫君 総裁自身も四月七日の訓示で安全面について胸を張つたんですが、どういふ内容でしたか。

○説明員(杉浦喬也君) 安全の問題は我々の仕事の基本的な第一の条件であるというふうに思つておるところでございます。常に具体的な各職場におきまして個人個人が安全面について十分に配慮するように、また合理化あるいは現在のようない大変な状態の中で職員それぞれの気持ちの動揺が安全に逆に結びつくことのないように、これから一層安全面で現場におきまして指導者も管理者も十分に気をつけるように、こういう趣旨のことを言つておるわけでありまして。

○和田静夫君 ところが、その舌の根も乾かないうちに東海道新幹線が事故が起る条件にまでつながらるような事態になりましたね。あの原因といふのは一体何ですか。

○説明員(杉浦喬也君) 新幹線のボルトの緩みの問題ではなからうかと思ひますが、そうした一部の指摘がございまして、私どもの方も早速関係者から事情を聞き、問題の本質は何であるかということ十分に検討いたしましたところでございます。やはりそのボルトの締めぐあいというものが緩んでおるといふことは好ましくないというところでございまして、それを請け負つた業者あるいはそれを監督する立場の者がある時期に適切な確認、検査をしてはおるのでございますが、確認、検査の段階におきます一部の手抜きがあつたというふうに思ひます。

ただ、その中身を詰めてみますと、ボルトの緩みを克服しにトレスをいたしましたが、道床の更替時には若干の緩みというものが発生をするようにございまして、それらを後でトレス

をしなからボルトの締め直しをしていくというところが必要であるというふうに思ひます。当日、発見者と、それをどうしたらいいかという判断をした助役等との間で若干の意見の違いがあつたようではございますが、総体として、その場におきます安全性の問題は、直ちに修繕ということでなしに、夜間における修繕で足りるという判断をしたことについては間違いがなかったというふうに思ひます。

○和田静夫君 これは、きょうの運輸委員会の問題等もあり、私はすぐに調査いたしましたら、決して皆さん方が当初言つたような下請の締め忘れではない。下請業者関係者は、前日、作業終了時点でボルトを全部点検をしている。ところがあつたというふうな状態が起つた。私は原因は別にあると思う。総裁、これは十分に調べる必要があるが、そうお思ひになりませんか。

○説明員(杉浦喬也君) 現に十分に関係者が寄り集まりまして、その真相、今後の対策につきましては引き続き検討、審議をやっている最中でございます。

○和田静夫君 これはきちんとして調査をされるように要求をしておきます。そしてその結果の報告を求めます。よろしいですか。

○説明員(杉浦喬也君) 結論が出次第また御報告を申し上げます。

○和田静夫君 ところで、東北新幹線でも四月の十九日の朝、上野発のやまびこ三十一号が事故を起してございますが、その概要を報告してください。

○説明員(杉浦喬也君) ちょっと私確認をしております。後ほど、担当の者を今呼んでおりますので、またその時点におきまして御質問にお答えしたいと思います。

○和田静夫君 ちょっと別の問題に入っていきますが、五月の十三日、松本駅であずさ六号の飲料用水をとって水質検査をした。そしたら一般細菌が多数に検出された。検査を行った長野県薬剤師会の検査センターでは水質基準に適合であると判定をした。国鉄当局、この事実承認していますね。

○説明員(須田寛君) 詳細な事実につきましては必ずしもつまびらかにいたしておりませんが、そのような水質検査が行われたことは承知いたしております。

○和田静夫君 検査結果によりまして、水道法による基準では一般細菌というのはいミリリットルに百個以下でなきゃならぬわけですね。このあずさ六号の飲料水は八・五掛ける十の二乗、八百五十個検出しているわけですが、国鉄はこの飲料水を乗客が飲んでいたらどうなるというふうに考えているのか。

○説明員(須田寛君) やはり先生御指摘のように、省令で定められました基準を遵守すべきものでございまして、やはり今おっしゃいましたような事態が起らないように定期的に昭和五十六年から検査基準を決めまして検査をいたしておるところでございます。今の松本等につきましてはタンクの方にいろいろ問題があるというふうな検査結果でございますので、それから、タンクの清浄をいたしましたり、いろいろその方の対策をとっておるところでございます。

○和田静夫君 これは明確に水道法違反ですよ。御存じですか、大臣。

○説明員(須田寛君) 省令の一つの基準でございますので、直ちに法律違反になるかどうかはちょっと私も法律の問題つまびらかにいたしませんが、不適正な事実であることは事実でございますので十分に改善方について努めてまいりたいと思ひております。

○和田静夫君 これは大臣、水道法違反なんです。分割、民営にばかり現場の管理者の頭がいつていて、こういう基礎的な安全衛生対策がおろそかになっている。こういうことについては大臣と

ざいますが、今千五百万個の荷物輸送を持っておりませんが、私も、これは計算値ではございますが、千二百万個は残るといふふうに思っております。

○和田静夫君 広域異動についてですが、北海道では東京への異動応募が千四百三十八人あったとされておりますけれども、そうすると、北海道の余剰人員は千四百三十八人分減って、東京の余剰人員がその分ふえる、そういうことになりますか。

○説明員(杉浦喬也君) おっしゃるとおりでございます。それが結果的なねらいでございます。北海道では非常に雇用の場が狭い、東京に参りますればそれだけ雇用の場が広がるということでございます。その間の余剰人員の調整を行ったということでございます。

○和田静夫君 玉突き現象で、東京地区では余剰人員をふやすということになるわけですね、これは。

○説明員(杉浦喬也君) 数字的にはそのとおりになるわけでございます。

○和田静夫君 これの意見はまとめて後で言います。

ちょっと大臣のことですが、仙台のお宅の前に二階建てのプレハブ選挙事務所というのか、後援会事務所がありますね。これは国鉄用地の上に建てていますね。

○国務大臣(三塚博君) 自宅のその下が事務所でありまして、そのプレハブは事務所ではございませんで、恐らく何かの本にちょっとそれらしきものを書いたわけですが、和田先生、そこを見ていただければすぐわかると思うんですけども、これはそのとき、私のところには直接記者が来ませんでした、自宅の方の事務所の担当に行きまして聞いたそうでありまして、それではば理解したというふうに聞いております。

○和田静夫君 三塚先生、お隣にラブホテルみたいなものがございます、三角で十坪ぐらいでしようか、そこにいろいろごみを捨てて極めて不衛生で、隣にまた人家がございます、困っております。

したもの、何とかせよということ町内会からお話があり、そこを何か整理せよということであったよう、国鉄とも協議をしておいたようであります。それで、当後援会事務所がそれでは借りてプレハブを建てて、一部、倉庫にしようというので一年契約で借りたということ聞いております。

その際、私、相談を受けたものですから、借りるのであれば一番高い値段で借り、値段を値切ったりしちやいかぬ、国鉄再建のさなかでありますので、こういうことで、たしか三十数万円であつたというふうに思います。通常の二倍か三倍程度の地代かなと。率直に言います、事務責任者は借りるのをやめる、そんな高いものは、こういうことであつたということなども率直に取材に来ました記者さんに申し上げたというふうに聞いております。御拝見いただければよくわかるのとおり、もうレールの根っこでありまして、私の家も電車のレールと踏切の根っこにある家でありまして、朝夕のチンチンで朝と夜がわかるわけがあります。そういうところでもありますので、事務所に適當であるかどうかは、見方でありまして、皆さんは不適當であると、こういうことですから、小さなプレハブ、一間半に三間でしようか、四間でしようか、こんな程度の建物であります。

○和田静夫君 これは週刊現代が書いたから私はやつてゐるわけじゃなくて、予算委員会ときから実は登記簿をとつたりいろいろしましたけれども、国鉄の用地というのはいさなかな地番が出てこないものですから、余り調査が不十分なものを出す。しかしながら、ちゃんと写真を入手しまして、(写真を示す)今いかに抗弁をされましたところで、あなたの後援会のボスターもちゃんと張つてありますし、表示があるわけですから。

これは賃貸契約をされてるのと秘書の方も週刊現代にも答へられてゐる。賃貸契約をされてゐるとするのならその契約書があるはずでありますから、これは現職の大臣、運輸大臣ですから、そ

このところはあなたの名譽のためにも資料として提出をされて明確にされるべきである。三十万円なら三十万円よろしい、賃貸契約があるのなら出してください。

○国務大臣(三塚博君) 早速出します。

運輸大臣でありますからそれはやめておけと言つたわけですが、もう契約が、なる前の更新契約でございます、間もなく切れるはずであります。それをもつて終わるということに相なつておりますので、御指摘の書類は直ちにださせていただきます。

○和田静夫君 国鉄当局に伺いますが、全国の国鉄用地で政治家の選挙活動のために土地を貸している例のすべてを挙げてもらいたいと思ふんですが、何党でも構いません。何党のだれに貸しているのか、すべての固有名称を明らかにしてもらいたい、総裁。

○説明員(杉浦喬也君) ちょっと私も把握をいたしておけません。調べればあるはそういうものがあるかもしれませんが、現在はいちとお答えできません。

○和田静夫君 これは総裁ね、ちょっと調査して出してください、私の方がいろいろ申し上げるのをはばかりですから。出てきたものに基づいて論議をする。

次の質問に入りますが、総裁ね、井手正敬さんという方が国鉄にいられますね。

○説明員(杉浦喬也君) 今総裁室長という役割で本社におります。

○和田静夫君 総裁室長でいらっしゃる。この井手さんは分割・民営を、分割を先頭に立つて推進しておられる方ですが、この人が昭和五十九年に東京西鉄道管理局長に就任したときに、本来ならば幹部用のアパートに入居されるところなんですけれども、一戸建ての官舎に入られた。しかもこの官舎は、私はすべての書類ここに持っていますが、廃止予定ではうっておかれた家を三百七十五万円かけて改築して入居されましたね。世田谷区の松原一の三十三の二十一。赤字で民間な

らば倒産という経営状態のときに、自分の生活については公費を使って改築をする、こんな人物というのは真の国鉄改革ができるに相当する人物ですか。

○説明員(杉浦喬也君) 本件もちょっと私事関係よく存じません。調べてみませんとどういう状態であつたかお答え申し上げかねます。

○和田静夫君 私はここに工事見積通知書から全部持っていますよ、これ全部持っています。普通の経営状態でも公私混同の甚だしい話なんです。今はいわば国鉄にとつて非常時でしょう。自分が入っている住居には三百万円も超すようなそういう公費を使うということを平然とやる。一方では国鉄に働く関係従業員の首はとっていくなどというやうなことが行われるわけですね。これは調査してというわけにいきませんよ。ここで答弁求めます。

○説明員(杉浦喬也君) 事実関係、私知りませんので何ともお答えしようがございません。調べさせていただきます。

○和田静夫君 じゃ、待ちましょう。

○委員長(鶴岡洋君) どなたか担当者おりませんか。

ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(鶴岡洋君) 速記起こして。

○説明員(山之内秀一郎君) 四月十九日の東北新幹線やまびこ三二号の車両故障の件について、概要でございますが、四月十九日の六時三十三分に、大宮と小山間の四十一キロ六百メートル付近で突然新幹線の信号がゼロ信号になりました。列車が停車いたしました。調べたところ、床下等が損傷いたしましたので、大至急手当てをいたしまして小山駅まで二時間ちょっとおくれ到着いたしました。そういった状態では前途の運転が不安でございますので、最寄りの小山の車両基地に収容いたしました。その後調査いたしましたところ、この電車の最前部のブレーキのディスクというものが破損いたしましたので、それがこう

いた事故を起こした原因だということでございます。

○和田静夫君 もう一つ、五月十六日、さっき言ったやつですね。あなたでしよ、仙台工場で行った小野修車課長の訓示の答弁はどうなっているんです。

○説明員(山之内秀一郎君) 仙台工場の演説の中心について私は聞いてないんでございますが、

○和田静夫君 一番基本のところを答弁してから後の答弁するならば別だけれども、あなた、違うような答弁されとたら困るじゃないの。

○委員長(鶴岡洋君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鶴岡洋君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(鶴岡洋君) 委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を続けます。

○説明員(山之内秀一郎君) 御質問のございました仙台工場における訓示の趣旨でございますが、早速調査いたしました。

仙台工場に車両業務の表彰に行きまして、そのときのあいさつの内容でございますが、我々車両関係者が携わっている車両の検査修繕というものは、国民の生命、財産を預かる大切な仕事であるということが第一でございます。それから第二点で、安全で安定した輸送を支える仕事について一番大切なことは、責任を持ってきつちりと心を込めて実行し、自分のやった仕事に誇りを持っているものとする、ことだというのが第二点でございます。それから第三点目でございますが、我々車両関係者のやっている仕事は、それゆえに自信と確信を持ってございまして、四点目に、いろいろと不安全だという一部の声もあるけれども、関係者というものは批評家であつてはならない。我々がやっ

ていることは正しいことをやっているという確信で仕事をしようということを言っているというところでございまして。

○説明員(岡田宏君) 先ほど先生からお話があった井手総裁室長の宿舎の件についてでございますけれども、井手氏が西鉄道管理局局長として発令になりましたときに、西鉄道管理局の所掌の範囲が中央線を初めといたしまして首都圏西部の地域に偏っておりますので、現場視察等の観点から見まして、そちらの方面にある宿舎に入ることが望ましいということ、たまたま数年間空き家になっておりまして宿舎がございましたけれども、そこに入居をしたわけでありまして、入居に当たりましては、極力修繕費をかけるというふうなことにございまして、何分にも長年人が住んでいなかった宿舎でございますので、最小限の手直しを行って入居をしたということで聞いております。

○和田静夫君 そのところはあなた方は廃止予定だったんですよ。廃止予定であつたものに多額の金をかけて入居をさせた、こういうところですからね、私の言っているのは、その後。

○説明員(岡田宏君) 細部ににつきましては今鋭意調査をいたしておりますので、もう少ししばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 事故の方は、今岡田さんのやつはわかりました。あと少し待ちますが、事故の方。

○説明員(岡田宏君) 東海道新幹線のボルトの緩みの件でございますけれども……

○和田静夫君 いいえ、それは済んでいる、それは済んでいる。東北新幹線。

○説明員(山之内秀一郎君) 東北新幹線の車両故障は四月十九日の六時三十三分にやまびこ三二一が六宮を発車いたしましたして小山に行く間に起きたものでございまして。

現象は、運転中にATCの信号が、車内信号でございまして、ゼロになりました。その他の故障表示灯が点灯いたしましたので急遽停止をいたしました。で、調べましたところ、床下にござい

すモーターの点検カバーという床下が損傷いたしておりましたので、急遽低速運転で小山駅まで運転をいたしました。その後の運転の継続は不可能と判断をいたしましたして、小山の車両基地に収容いたしました。その後関係者でもって点検をいたしましたところ、新幹線のブレーキディスクというものが破損をいたしております。その結果こうい

った故障が起きたというふうな考へております。

○和田静夫君 その程度のことを先ほど言われたんですがね、私は先ほど総裁にも見せたとお写真も全部持っている、それからそのいきさつも全部調査したのを持っています。ブレーキ盤がまず床をぶち抜いたわけでしょう。それから車両の下にある機器も壊れた。それからちぎれたブレーキ盤の一部は防音壁に当たってはね返つて後部の車両に衝突をしております。破片は何と六両目にまで飛んで車両の外壁を損傷させている。この防音壁がもしなかったことを考えますと、沿線に被害が生じたに違いありません。それから、これがはね返つたのが窓にでも当たつていれば負傷者が出たかもしれない。そういう性格の事故です。よ、これは、あなた方はこういう事故の本当の内容というものをずっと随分いしてきてきた。総裁も、あるいは先ほどの仙台における課長も、安全については立派な訓示をされている。訓示は立派だけれども、こういうような事故というもので安全が保障されるような状態というものは一つもないですね。そういう点をどういうふうにお考えになるんですか。

○説明員(山之内秀一郎君) 今回の事故は、おっしゃるとおりかなり影響も大きな事故でございます。私どもとしても対策についてはかなり重視をして取り組んでおるつもりでございます。

事故が起きた原因は、直接の原因は雨が当日降つておりました関係で空転によつて異常な状態になったというふうな考へております。したが

しまして、まず第一は、残る車両の全車両につきましても、こういったブレーキディスクに例えれば傷が入っているかどうかの総点検をやりまして異常が

ないことを直ちに確認をいたしております。

それから第二点目は、こういった破損をいたしましたブレーキディスク等を研究所に送りまして、そういった車両の構造の出身等について現在詳細調査をいたしております。こういった構造の変化を含めて対策を現在検討中でございます。

それから三番目には、やはりこういった空転が大きくなることが大きな問題でございますので、空転が大きくならないような運転操作を含めた指導を大至急行いまして今運転をしているところでございまして。

○和田静夫君 こうしたいわゆる状態でありながら、私が言いたかつたのは、冒頭したがって聞いたんですがね、車両検査の周期をいわれる延ばしたことに付いて。延ばすような状態に本当はあるのではなくて、総裁、安全を考へるのならば周期はむしろ短縮すべきだろ。私はもちろん運輸の問題については素人です。しかしながら、客観的に考へればそうあるべきじゃないですか。周期を延ばしていく、したがって点検もおろそかになるというふうな、まあおろそかになるなら別として、そういう延ばした状態の中でこういうような安全を阻害するやうな問題が起きます。短縮するのが当たり前にないか、そういう論理を実は展開をしたかつたからなんです。いかがです、総裁。

○説明員(杉浦喬也君) 技術的な中身の詳しい点は山之内常務から答えさせていただきます。

車両の検査周期の問題につきましては、おっしゃる通りに短くすればするほどそれは丁寧な車両を見ることにはなりますが、そういう意味におきましてその方がいんじやないかとおっしゃれば、それは人とお金の余裕があれば、それはそれにこしたことはないと思ひます。ただし、私どもが今やっておりますのは、いかにして経営の観点からコストをできるだけ安くしながら、しかも安全で、またサービスも十分に引き届くやうな、そういう仕組みはどうかというのを一生懸命探つておるわけでございまして。特に安全にかか

わる点につきましては、これはもう非常に重大な事柄でもございますので、念には念を入れましていろいろと施設の関係についての調査、検査あるいは過去のデータ等につきまして詳細な検討をした結論をいたしまして、検査周期を延ばしても差し支えないという、そういう判断に立った結論であるわけでございます。

そういう意味におきまして、決して私どもは検査周期の延伸の結論が事故につながる、故障につながるというふうには考えておりません。しかしながら、事実そういうことが起こっておりますので、そうしたことをつきましては十分に事故原因というものを探求いたしまして、その後の事故が発生しないように万全を期したいというふうに思っております。

○和田静夫君 重要な改革を行うと口ではおっしゃっているわけですが、あるいは国鉄の経営が危機的状況にあると言いつつ、国鉄の幹部の姿勢というのはいささか事ほどさように、ずっと今幾つかの問題を言ってきたんですが、感心できない。駆け込み工事私はそうじゃないかと思っております。六十一年八月の監査委員会の提言では、今後の設備投資については、特に緊急度の高いものを除き原則として停止すべきである、というふうに指摘している。それにもかかわらずここにきて工事がぐっと増加していますね。これは総裁、一体どういうことですか。

○説明員(杉浦善也君) 最近の工事予算の総額全体は非常にひとりに比べてかなり圧縮されております。そういうような予算の中で、私どももまず重点的に行うという方針にいたしておりますのは、各種施設の老朽化に伴う取りかえ工事、そういう安全面での工事を一番重点的に行っております。でも、いろいろな、例えば復線化、電化工事という内容でございますが、そうした面におきましては、かなりこれは制約をされておるといふふうに思っております。全体の工事は、全体の工事は、こ

こでふえているというふうには私は見てないでございます。

○和田静夫君 それじゃ、東京周辺でも桜木町の駅の改良あるいは国分寺駅の改良あるいは御茶ノ水駅の改良、そういう工事が進められようとしているわけですが、総裁、これはどういうふうな意味で緊急度が高いんですか。

○説明員(岡田宏君) 桜木町駅の改良につきましては、あの周辺におきましては三葉ドックの跡地を使ってみなとみらい21という計画がございますが、その計画を主導いたしております横浜市の全額工事負担金によって工事をいたすものでございます。国鉄の自己資金を使う工事ではございません。

なお、国分寺の駅の改良の問題でございますが、これもいわゆる駅ビルあるいは南北の自由通路の新設ということ、地元の御要望並びに駅ビルということが引き金になっておりまして、地元の負担金あるいは駅ビル計画での民間資金の導入というものを図りながら、その一環として行うということでございます。今までもそういう事例は幾つかございまして、むしろそういうものについても抑えぎみのやり方で仕事を進めているところでございます。

○和田静夫君 御茶ノ水は。

○説明員(岡田宏君) 御茶ノ水の駅の改良工事につきましては、まだ計画が具体化いたしておりませんが、前々からの問題といたしましては、ホームが曲線中にごさいますので何とかしたいという考へ方は前から持っておりますが、現在のところ計画が具体化している段階にはない次第でございます。

○和田静夫君 車両費はどうなっておりますか。

○説明員(山之内秀一郎君) 貨物輸送の減少に伴いまして、最近では機関車の需要が大変減ってきておりますので、ここ数年はディーゼル機関車は製造いたしております。最近ではディーゼル機関車の新製はいたしております。

○和田静夫君 六十一年度の百四十五億というのは。

○説明員(山之内秀一郎君) それは旅客用の、私ども、気動車もしくはディーゼルカーと呼んでいるものだと思います。これは特に四国等を中心にした地域が非常に古い車がふえておりまして、そういう古い車を重点的に取りかえるために今そういう新製に取り組んでおるところでございます。

○和田静夫君 バスはどうか。

○説明員(須田寛君) バスにつきましては経年に大体合わせてつくっておりますので、ちょっと新しい数字は私今持っておりませんが、大体百両内外の製作をいたしておると思います。

○和田静夫君 バスの場合は、私の言っている数字間違いないらば訂正してもらいたいけれども、当初の計画では五十九年度十九億九千九百九十九万九千九百九十九円、それが二十一億。それから六十一年度には当初二十億だったのが二十三億。六十一年度には二十三億が二十八億。ふえてますね。これは明らかに駆け込み工事、駆け込み発注ではありませんか。

○説明員(須田寛君) 確かにバスは計画に比べまして実績がかなり大きくなっておるんでございますが、実は、高速道路が開通をいたしまして、そういうところへ新規のバス路線をお認めいただいたようなものがございまして、それから例の監理委員会の御意見等も拝聴をいたしまして各地で貸し切りバスの新製をいたしたりいたしております。いろいろな面で業務量に若干の変動がございまして、そういうことも若干発注量にふえた原因かと存じます。

○和田静夫君 大臣ね、いろいろなことを言いたいんだけど、結果的に、ちょっと一言申し上げたいのは、国鉄が、まあ民間であれば破産状態に等しいような状態であるというような監理委員会に指摘、予算委員会でも何回もやったことでありますが、そういうのにもかかわらず、国鉄の幹部が、自分の官舎を必要以上の経費でもって改築を

してみたりというふうなことがずっと行われる、こういうことで再建が一体できるんだろうか。いかがですか。

○国務大臣(三塚博君) 今、官舎の話は、最終の報告のあるまでと思っておりますが、ただいまの御質問にお答えをさせていただきますと、岡田常務理事の説明にありましたとおり、任んでおりませんものを業務遂行上最小限の改築でこれを行う、こういうことであります。それと、現下の状況の中で最小限やむを得ない措置かなど。また、車両、バスは、私は全国を回って歩いておるわけですが、特に北海道知事、四国知事会の面々から、またそれぞれ各党の先生方からも、北海道と四国と九州には本州で使い古した古い車両を渡しておいて、これでサービスの向上か、こんな車両はないよ、こういうことで強い御指摘をいただいております。できる限りのその改良、いい車を入れてあげることが三島の今後の地域鉄道として重要なことではなからうか、このように申し上げさせていただき、その促進を努めておるというふうに思います。

バスは、まさに今、常務が御指摘のとおり、バスはバス部門として自動車部門は鉄道ではございませんが、独立をしてぜひ遂行をしまいた。そのことが、鉄道とバスがリンクすることによりまして旅客需要がふえて全体の収支にプラスになりますというのを自動車部門、これまた全国各地から御陳情をいただいております。前々年、前々年と、私が運輸大臣を担当しないときにも、衆議院の運輸委員会の理事をいたさしていただきました。関係から、そんな諸願案件などもございまして、私の方からも国鉄、運輸省に申し上げた経過がございます。

また、有料道路のバスも、まさに高速バスが非常に昨今のバス需要にこたえられるという意味で収支に改善が著しいわけでありまして、ですから、運輸省はそういう意味では既存業者の調整の

意味で必ずしも賛成ではなかったようでありますが、しかし国鉄再建という意味でこのことも重要なことかなと、こういうこととの中で運輸省の深い理解を得て当時からの既存のバス業者とのバランスをとりまして免許をし、新しい車両が入れられておるといふことであります。

いろいろ御心配、御指摘をいただいておりますわけでございますが、総裁を中心に国鉄はまなじりを決して民営・分割後の新鉄道に向けて奮闘いたしておりますことはよく見とれるわけでござい

ます。そういう意味で、大局的な観点から和田先生にひとつ御監視、御指導、御鞭撻を賜つてまいりますならば、ただいまの御指摘、総裁以下皆さん全部聞いておられるわけでございまして、有効適切な方式の中で、これが真の再生に向けてリンクされていくのではないだろうか、こんなふうに思っております。

○和田静夫君 希望退職の本题に入る前にもう一つだけ質問しておきますが、国鉄の庁舎、国鉄用地の中にありますね。それで通路がある。そういう通路というのは国会議員は自由に通行できますか。

○説明員(須田寛君) 庁舎とおっしゃいますのは本社ないしは管理局のことかと思いますが、最近いろいろ警備上の問題もございまして、守衛の方でいろいろ御来意を拝聴いたしましたり、そういったようなことをやらしていただいておりますけれども、国会議員の先生方でも当然そういうふうなことで守衛の方でチェックをさせていただければ自由に御入りいただける、かように考えております。

○和田静夫君 入り口のところは自由に入れるが途中行つたらつまずくといふことはありませんか。

○説明員(須田寛君) 入り口で先生方の場合は御来訪箇所を拝聴いたしましたし御案内を申し上げますので、途中でつまずくといふふうなことは私ちよと考へられないのでございますが。

○和田静夫君 実は私はきょうもまだ左の耳が不

自由なんですがね。それでは五月十六日の午後五時五十分から六時十分の間、国鉄新宿庁舎前で、国会議員である私に対して何が行われたか、答弁してください。

○説明員(須田寛君) 具体的な事実を挙げての御指摘でございますので、早速調べましてお答え申し上げます。

○和田静夫君 これは念のために申し上げておきますが、国鉄の労使間の問題あるいは私たちの調査の問題については、国鉄総裁は予算委員会です十分まじめに対応する、そういう答弁がなされております。したがって、私はきょうの質問の用意のために新宿駅構内の視察に入りました。それに對して何が行われ、そして私の左の耳が今一どだけだけのホンであつたかも知れないといふことが、十五台のスピーカーに囲まれてピーピー鳴らされて、そして不自由な状態になっている。そのときの状態とその責任者、それに対する措置、含んで持ってきてください。何なら写真をここで渡してもいいよ。

○委員(鶴岡洋君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(鶴岡洋君) 速記を起こして。

午後二時四十二分休憩

午後三時二十五分開会

○委員長(鶴岡洋君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

○説明員(杉浦喬也君) 先ほど和田先生から新宿の駅の周辺の問題が指摘されたわけでござい

ます。私も、事実関係を早速調べさせていただきます。これからの調査ですが、なお詳細に事実の調査をいづれにいたしていただきたいと思います。

間のトラブルといふものがあるといふことは非常に残念でありまして、決して好ましい状態ではござい

うに、労使関係が信頼関係が結ばれるように、私としましてはこれからも一生懸命努力をするつもりでございますし、またその間に、先生が現場にお入りになったときに若干の問題なり御無礼があつたやに聞いておりますが、その辺も十分に調査をいたしまして、その事実に基づいて善処をしたといふふうな思いです。

○和田静夫君 スピーカーが使われた状態などというの、初めから用意をされていまして、専門家に聞けば、これは保線用に使うスピーカー、危険を知らせるときにピーと非常な音量を出すスピーカー、したがって私は、言ってみれば危険を知らされる状態、電車並みの扱いを受けたわけでござい。こういう状態でありまして、私が行ったときでさへこういう状態でありまして、しかもそのピーと鳴り出したのは、日本社会党東京都本部委員長、参議院議員和田静夫にこの現場の状態を見るために来ていただきましたと言った途端に鳴り出したわけですから、私が存在をしなかつたといふことは言わせません。したがって、私が行って調査をするという状態、こういう状態でありまして、今総裁が危惧をされておられますように、大臣ね、日常的にはもつとばかげたような労使関係が先走つた管理者側の動きによって起こっている。そういうふうな指摘をしておきたいと思ふんです。

よ。こういう状態は非常に不幸な状態でありまして、総裁あるいは大臣の予算委員会からきょうまでの今の答弁を踏まえて、本当に末端の管理者諸君までがそういう意を体しながら国鉄問題に対処をする、そういう姿勢が生まれてこなければなら

ば労使関係の正常化などというものは、それはなかなかでき上がるものじゃないだろう。そのところを十分に考えてもらつて、私は今回の事件に對する責任者に対しては厳格な処置を求めておきます。よろしうですね。

○説明員(杉浦喬也君) 先ほど申し上げましたとおり、よく事実を調査いたしましたして、事実に基づき善処をしたいと思ひます。

○和田静夫君 希望退職でありますが、予定され

ている二万人の根拠といふのは何ででしょうか。

○政府委員(棚橋泰君) ただいまお願いいたしております法律、この法律は著しく過剰な現在の国鉄の職員の数、それを緊急に解消するため当面今年度において行方措置と、こういうことでござい

ます。現在、国鉄の推計によりまして約三万八千人の余剰の人員があるといふことでござい

ます。この法律の根拠になつております、予算要求等を行ひました時点でも二万五千五百人、さらには六十一年度では三万七千人という余剰人員があるといふふうな推計をされておつたわけでござい

ます。このような状態を緊急に解消するためには、できるだけ多くの方の希望退職に応じていただくということが望ましいわけでござい

ますけれども、その数については実現可能性その他を勘案いたしまして、予算の積算上は二万人ということ

で算定をしております。ただ、今申し上げたようなことでございまして、その二万人という数は予算の積算の根拠でござい

ます。特段法律上二万人ということになつておるわけではござい

ません。

○和田静夫君 再建監理委員会が希望退職二万人とはじいたとき

の六十一年度首の現在員、要員、これは何人ですか。

○政府委員(吉田耕三君) 監理委員会、昨年の七月に意見を出したわけ

でございますが、そのときにおける六十一年度初の現在員といたしましては二十八万八千人とい

うことを前提といたしておりました。

○和田静夫君 それで要員は。

○政府委員(吉田耕三君) 現在員が二十八万八千人でござい

まして、そして六十一年度の所要員、これは二十五万一千人とい

うように推定いたしておりましたので、余剰人員は六十一年度三万七千人といふこと

でございます。

○和田静夫君 今言われたように、六十一年度首の現在員が二十八万八千人で、要員が二十五万一千人とい

うふうな予定されていた。ところがこの実績は、現在員が二十七万七千人、要員は二十三

万八千人でござい

ます。

○和田静夫君

それは、

万九千人。現在員で二万一千人、要員で二万二千
人計画よりも実績が減っているわけですね。
○政府委員(吉田耕三君) そのとおりでございます

○和田静夫君 ということは、希望退職二万人の
計画というのは当然縮減される、そういうふう
に承っているんですか、これは。

○政府委員(吉田耕三君) 監理委員会の意見で、
希望退職者の募集を二万人程度の応募を目指す
というように述べておりますけれども、この二万人
の根拠につきましては、国鉄の余剰人員が極めて
膨大であるということにかんがみまして、新経営
形態への移行前においてもできるだけその数を減
らすということが必要であります。そういう観点
から、監理委員会の、それまでの実績を勘案いた
しまして、六十一年度末の予測職員数、これを二
十七万六千人と一応予測いたしまして、その一
割弱に当たる二万人というのを希望退職の募集人
員とめどをつけたわけでございます。

その一割弱という数字の根拠につきま
しては、過去の、昭和五十年代の前半にいろいろ行
われました民間企業の雇用調整の実態等をいろいろ
調べまして、大体そういう民間企業における希
望退職の募集率が一割前後という数字でござ
いましたので、一応そういうことをめどに、一
割弱の約二万人という数字を意見に書き込んだわ
けでございます。

その後いろいろな監理委員会が予想していなか
った実績の推移によりまして、所要員とか現在員
が変化したわけですが、意見を出す時点
では一応それまでの実績を勘案している数字
をはじいたところでございます。

○和田静夫君 今言われた監理委員会の予想して
いなかった実績の推移というのはどういうこと
ですか。

○政府委員(吉田耕三君) 先ほど来申し上げまし
たように、六十一年度は現在員が二十八万八千
人、それまでのいろいろな退職率などを勘案して
二十八万八千人であらう。あるいは合理化などを

これまでの合理化のテンポ等を勘案して、所要員は
二十五万一千人であらうというように推定して、
そして六十一年度末の数字をいろいろ出したとい
うときの前提となった実績の数字でございます。

○和田静夫君 そうしますとね、例えば清算事業
団に行く四万一千人、これは減らすわけですか。

○政府委員(棚橋泰君) 問題をちょっと整理して
申し上げますと、この今お願いをいたしております
法律の希望退職、これにつきましては、先ほど
私からお答え申し上げましたように、これは六十
一年度の現在において著しく過剰になっておる状
態を緊急に解消する、そういう考え方からこの法
案をお願いをいたしておるわけでございます。

したがって、国鉄改革全体の見通し、今先
生のおっしゃいました清算事業団へ移行する職員
とか、そういうものとは一応別の考え方、当面
の緊急措置としてお願いを申し上げておるわけ
でございます。その予算の積算根拠としての二万人
というのは、先ほど申し上げたとおりでございま
す。

なお、再建監理委員会の方も希望退職二万人
というところでございまして、これは国鉄改革全体
というところでございまして、その全体は、最終的
な要員というのが二十一万五千人体制ということ
で新しい会社が始まる。したがって、その
差が六万一千人になる。その六万一千人は、四万
一千人が清算事業団で、二万人が希望退職を募
る、こういうような考えで御意見をいただいた
わけでございます。

したがって、その今の先生のお話のことで
の国鉄改革全体というふうな考え方でありまして
と、二十一万五千人体制というものは、これは国鉄等
の積算におきましても、大体そういう形で新会社
をスタートさせるという点については、私どもも
そういうことではないかというふうに今現在考え
ております。

いずれにしろ、精査は、現在をお願いをしており
ます改革法が成立いたしました後に承継基本計
画、承継計画等で要員数をはっきりするわけでござ

いますけれども、そうしますと、一応二十一万
五千人ということになるかと思っております。
そうなりますと、二十一万五千と希望退職を募り
ます数の差というものが自動的に清算事業団に移
行すると、こういう形になるかというふうに考
えております。

○和田静夫君 いや、そうすると私が言ったとお
りでしょう。どこが違うの。

○説明員(澄田信義君) ただいまの御質問でござ
いますけれども、六十一年度首で二十八万八千人
の予想でございましたけれども、実績は今お話し
のとおり二十七万七千人の現在員でございます。
六十一年度中ですね、今年度中に、今の希望退職
とは関係なく、いわゆる通常退職という形で恐ら
くやめるであろうと思われる数が私ども四千五百
人程度という推定をしております。仮に四千五百
人程度が希望退職以外でやめるといたしますと、
それに今の希望退職二万人、これを私ども何とか
実現したいと思っておりますけれども、この二万
人と四千五百人が現在員の二十七万七千人から減
るということになりますと、先ほど来お話の出
ておりますように新事業団へ移行する要員の数が二
十一万五千人ということになりますと、先生おっ
しゃる通りに清算事業団へ行く予定の四万一千人
若干減りまして、私どもの予想ですと、もし今の
四千五百という数字が仮にそのとおりいくとい
たしますれば、三千五百程度減りまして四万一千
三千七百五十程度になるんじゃないかという、こ
れは想定でございます。

○和田静夫君 そうだから私はそう言った。言っ
たのに随分長い答弁だったものだからさっぱりわ
からなくなっちゃった。
そこで、六十一年度首の現在員が二十七万七千
人で、監理委の意見では六十一年度首は二十七万
六千人ですね。そうですから、その差は一千人
でしょう。そうすると、六十一年度における自然退
職は今言われた四千五百人ですか。四千五百人、
間違いないですか。

○説明員(澄田信義君) 私どもの今の推定では四
千五百人程度ではないかという推定をしております。
○和田静夫君 そうするとどうなるだろう。自然
退職を四千五百人と見積もっても、この再建監理
委員会ベースの二十七万六千人を割り込むと。
○説明員(澄田信義君) 再建監理委員会ベースで
いきますと、六十一年度首の現在員は二十七万六
千人ということでございますが、先ほど申し上げ
ておりますように、既に今年度首で二十七万七千
という現在員でございますが、そこから二十七万
六千までは、今おっしゃいますように一千人の
差でございます。しかしながら、私どもの予測で
は、そういった通常退職の見込みが四千五百で
ございますから、この二十七万六千が、恐らくそれ
から二十七万二千五百程度に、仮に四千五百やめ
るといたしますればそういう数字になるかと思
っております。しかしながら、この二十七万六千
が大幅に減るという感じではございませんで、今
の話で、私どもの予測では四千五百程度ではな
いかと。そうしますと、この二十七万二千五百
の現在員のベースから、希望退職二万人が出ます
れば、それから二万人が落ちてくるわけですか
ら、先ほど申し上げましたように、二十一万五千
人という移行ベースをそのまま移行すると、二十
一万五千という新会社へ移行する数でございます
ね、これが二十一万五千で移行しますとすると
らば、しかも希望退職二万人が完遂されるという
前提に立てば、清算事業団へ行く四万一千人が三
万七千五百程度になるであらう、こういう推定で
ございます。これはあくまでも推定でございま
す。

○和田静夫君 でしょう。
そうすると、もう一つだけ聞いておきますが、
余剰人員の数字というのは監理委員会の意見のベ
ースとは異なったものになる。そうでしょう、そ
れは。監理委員会のベースというのは、余剰人員
が九万三千人で、新会社に三万二千人、それから
清算事業団に四万一千人、希望退職二万人だった
わけですよ。今の御答弁ずっと聞いていますと、異

なったものになるんでしよう。そう理解しておいていいわけでしょう。

○説明員(金田信義君) そのようなことになりません。

今の六万一千人のうち、希望退職は二万人、これは所定どおり募るといふことになりますれば、移行をいたします四万一千人が若干減るわけでございますから、そういう解釈になるかと思ひます。

○和田静夫君 なりますね。私もそう思うんだ。ということは、希望退職の二万人、それから清算事業団の四万一千人、新会社の三万二千人、これらすべては再検討されることになる、当然ですね。

○説明員(金田信義君) これは実績に伴います微調整と申しますか、そういうことにならうかと思ひます。

○和田静夫君 微調整……。

○政府委員(棚橋泰君) これは、毎々そういうふうにお答え申し上げておりますけれども、再建監理委員会は五十八年度という決算を使いまして、その時点において一つの推計をされたものでございまして、それに基づいて御意見が組み立てられております。しかし、私どもが最終的にこれを今、国会に提出をしておりますこの法律のほかの七本の改革法というのが成立をいたしました新しい経営体というものが移行いたします際には、当然新しいデータ、最新のものを使いまして積算をいたしました正確な数字において処理をする。それは、先ほど申し上げましたように承継基本計画というものを運輸大臣が定めますけれども、その中において最終的な数というものは確定していくということになるわけでございます。したがって、先生のおっしゃいましたように、再建監理委員会は当時としての御推計はされましたけれども、最終的には政府においてきちんとした数を定めるといふことと御理解をいただいて結構だと思ひます。

○説明員(金田信義君) それからもう一つつけ加

えさせていただきたいと思ひますが、余剰人員の数というのは常に変動しておることは、もう既に先生方御承知のとおりだと思ひます。たまたま今申し上げました数字は、四月一日の時点で区切つてみた場合の一面面でございます。したがって、私どももいたしましては、雇用対策を立てるとかいろいろな観点からいいますと、先ほどの、今までの枠組みを目標にいろいろな仕事を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

○和田静夫君 結局、二万人の希望退職なんです、この二万人というのは監理委の数字ですね。ところが、この監理委員会の適正人員数というのは、これは私に言わせれば、鉛筆をなめて計算したものと云うはかない代物だと思ふんですが、現在二万人の大量希望者を募集するというのであるならば、個別に必要人員を積み上げていって、そして余剰人員を何人、そういうふうな再計算したというふうな理解していいんですか、これは。

○政府委員(棚橋泰君) 先ほどちょっとくどいように申し上げましたけれども、現在お願いしております法律は、国鉄改革の全体の大改革というものをを行いますまでの間の緊急措置として、当面余剰である人員を解消するための希望退職を募集する、こういう法律の位置づけになっております。したがって、残り七本の法律とは別途、この法律だけ予算関係法案として緊急に御審議をお願いいたしておりますのもそういう事情でございます。

したがって、先ほど申し上げましたが、現在三万八千人という現実余剰の人員がおるといふ事態を踏まえまして、できる限り多くの方というものの希望退職に応じていただくというのが本来の目的でございます。必ずしも二万人にこだわるものではございません。二万人より多い場合でも、必要なものでございしたらそれなりの所要の措置を講ずるといふことは、この委員会でお答えを申し上げているとおりでございます。二万人というもののについては、したがって予算

の一応の積算の基礎ではございますけれども、法律の中に二万人と書いてあるような性格のものでございせん。したがって、監理委員会が全体の国鉄改革の予想をされたときの二万人の数字というものとたまたまこの二万人、同じ希望退職の人員になっておりますけれども、そういう意味でお願いをしておりますのは、六十一年度の緊急措置であるというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 そうすると、やっぱり個別に必要な人員というのをずっと積み上げていった、そしてこの余剰人員を再計算したというのか、そういうことで理解していいわけですか。

○政府委員(棚橋泰君) 三万八千人現在余剰人員があるということは、これは国鉄の計算でございます。国鉄から御答弁申し上げるのが正確かもしれませんけれども、その三万八千人というのは、当然業務の現状と現実の人員との差という現実の積み上げであるというふうな理解をしております。

○和田静夫君 私は、言いたかったのは、何かいろんなことを言ってきたけれども、大体この回帰分析などという手法、こんなものを用いて一人一人の労働者の生活にかかわる問題を処理するといふのは、私はもつてのほかだと思ふんだ。これは大臣、そう思ひませんか。

○政府委員(棚橋泰君) 先生のおっしゃる回帰分析は、再建監理委員会が要員数を推定するときに用いたものでございます。これは当時の監理委員会の審議といたしましては、一定の前提のもとに推計を行うというところは当然なことだと思ひます。それはそれなりの意味があることであつたと思ひます。

ただ、現実国鉄改革を最終的に行います場合には、これは当然のことながら最終の必要人員というものは、先生おっしゃる通りに現実の積み上げに基づいて計算し、そして必要な人員といふものを引き出して処理をすべきものだといふことは当然だと思ひます。

○和田静夫君 大臣、回帰分析を用いて、政府関係機関ですが、経済見通しは当たったことがありますが。

○国務大臣(三塚博君) 経済見通しは、もう和田先生、予算の理事で専門家でですから御案内のとおり、それらを積み上げて見通しを立て進むわけであり、税収の基礎のベースにもこれがなる意味で相当精査をした形で取り組まされていただいております。世界経済の中の日本経済という形の中で諸要素がそこに組み込まれた修正をされるという意味で、当たつておるか当たつておらんかということになりますと、時に当たらず時にあまあいラインなのかというところなどもあつて過ござしてきておるようには思ふのであります。この回帰方式は、今棚橋審議官が申されましたとおり、監理委員会が一つの方式としてこれを採用され、それの因子、要素と申し上げますか、こういうものを当てはめて計算をしたものとして一つの基本的なベースをあらわしているものであると、こういうことで政府としてもこれを基本といたしまして、それぞれ精査をし、国鉄側もこれに基づいてカウントをいただいておりますように思つておるわけであります。

参議院予算委員会におきまして、回帰方式による算定方式が、社会党小柳先生の御質疑にありましたとおり、小柳式算定方式と政府の回帰方式、特に監理委員会の回帰方式による算定はかみ合わない、こんなことで御議論があり、その後それぞれ政府も小柳先生のお手元でその誤差修正と申しますか、基本的な枠組み、ベースを当てはめてみますと、大体そう間違つたものではないというふうなことに相なつたといふふうな聞いておるわけでございます。

○和田静夫君 大体回帰方式を用いた政府関係機関の経済見通しというのは、大臣がよく御存じのとおり、当たつたことないんです。私は、そもそも必要人員を割り出すのに回帰分

析を用いるというのはどうも納得ができない、おかしいと思つてゐるんですけれども、この回帰分析はあくまでも推計です、先ほど来御返事があるように、そうすると、推計をそのまま実行するなどのことはこれはもつてのほかだということになりますね。その辺を大体きよう認められてくると、どうも監理委員会の答申というものの根底が私の議論の中では崩れていつてゐる。そういうことになるうと思つてゐるんですけれども、そのところはきようなおいておいて、本格的な法律案の議論のときは議論に深くかかわるでしようから。私はきよう言いたいののは、その回帰分析の手法がどうも著しく客観性を欠いてゐるんじゃないだらうか、そう思つてゐるんですよ。

大臣ね、監理委員会の回帰式が発着人員と列車キロに關しては対数を用いてゐますね。これは私も言つたし、小柳さんも予算委員会でも触れたところなんです。対数を使つてゐる。ところが、營業キロに關しては直線使つてゐるでしよう。このところはどう見たつて納得できないんだけれども、だからちよつと。

○政府委員(吉田耕三君) ただいま先生がおつしやいました回帰式のつくり方でございますが、例えば駅職員につきましては、発着人員、列車キロというの是对数になつてゐるけれども、定数項として營業キロが入つてゐるという点でございます。これにつきましては、定数項がない方程式でございまして、発着人員とかそういう輸送量が非常に小さい場合にそのグラフが原点を通りますから必要な要員数も極めて少なくなるという関係になります。そういう輸送密度が非常に低いところでもある程度の職員数は必要でございまして、したがつて一定の營業キロがあればある程度の職員は必要であるという観点から營業キロを定数項として方程式の中に組み入れたというところでございまして、このようにいたしました方程式をつくりましますと、先ほど回帰分析というものが問題であるということでございますが、我ががつくりました回帰式の相関係数というのは非

常に高うございまして、決して不当な推計ではないと思つております。

○和田静夫君 どうも直線回帰ではなくてログを使う。初めに数字ありき、そこに合わせるために対数を使つたと。これは邪推ですか。

○政府委員(吉田耕三君) 初めに結論があつて方程式、回帰分析の式をつくつたということは絶対にございせん。

それから、直線ではなくて対数関数、若干曲線でございまして、そういうものを使ひましたのは、一般的にこつういたぐいのもので業務量がふえたり、輸送密度がふえたりした場合に直線的に必要な要員数がふえていくというようなことは通常そうではございせん。規模の利益が出てきて輸送密度が多いところはもろん絶対必要な職員数というのはいくらもございせんけれども、それは直線的に比例的に上がつていくものではないというところとございまして、こつういふ対数関数の方がこつういふ現象をうまく説明できるというのが通常のことでございまして。

○和田静夫君 いや、僕はよく本當わらないんですがね。それじゃ、どういふかな、回帰分析の本質を最も端的に表現する数学上の概念というのはどんなことですか。

○政府委員(吉田耕三君) ちよつと私も事務屋でございまして数学上の概念というのはちよつと説明いたしかねるわけでございますが、わかりやすく申し上げましますと、グラフで申し上げますと、これは変数が、説明変数が一つではございせんから、縦、横のグラフだけでは書けないわけでございますが、簡単にいたしまして縦軸、横軸のグラフで考えましますと、私鉄の六十一社につきまして、例えば駅の発着人員が多い会社、乗降客が多い会社は駅の職員が多い、少ない会社は少ないというところとございまして、それぞれの私鉄の六十一社につきましてこつういふ駅職員と駅の発着人員との関係をグラフ上に落とします。こつういたしますと、ある程度のばらつきが出た図になります、それを一番表現するのに適切な対数関数で線を引きま

して、それを純粹私鉄並みのグラフであるというようにいたしまして、そのグラフに対して昭和六十二年度における国鉄の一定の線区の駅の発着量等を推計いたしました、その推計値を横軸に入れて、そして関数の曲線とぶつかる点を縦軸の方に引つ張つてきて必要な私鉄並みの職員数というのを計算するわけでございます。今、グラフで説明したわけでございますが、こつういふ関係にあるのを必要要員数を駅の発着人員で回帰するこつうに申すようでございます。

そのようにして純粹に私鉄並みの駅職員というものを算定したわけでございますが、私鉄と国鉄におきましては業務の実態が異なります。私鉄では、例えばでございますが、路線が短いので大体切符は自動販売機で売るとか、こつういふのが多うございまして、国鉄においては遠いところまで行く中長距離の切符を売るとこつうにいたしますと自動券売機などでは対処できない。みどりの窓口も要る、精算窓口も要るとこつういふ、国鉄においては中長距離の輸送を行つてゐるとこつういふ実態から、国鉄事業の特殊性として私鉄並みではあらわせない必要要員数が要ります。こつういふものを積み上げ計算をいたしまして、その結果を参考にして純粹私鉄並みの要員数に二割増しの国鉄事業の特殊性という要員数を加味いたしました、国鉄における私鉄並み生産性のもとの適正要員というものを算定した次第でございます。

○和田静夫君 私はどうも再建監理委員会の回帰式というの、さつきも言つたんですが当てはまりをよくするために本来の回帰分析では使つてはならない手法を使つたのではないだらうかと思つてゐる。

〔委員長退席、理事安恒良一君着席〕
例えば三つの説明変数ですね。こつうのあらかじめ營業キロの係数をこれは恐らく單純回帰によつて求めた。そこから発着人員あるいは列車キロの方を何とこつうか重回帰させるわけでしょう。こつういふやり方というのはアンフェアでしょう。こつういふやり方というのはアンフェアでしょう。こつういふやり方というのはアンフェアでしょう。

それから、説明変数のとり方も実はおかしいと思つてゐる。経営という観点からすればこれは職員一人当たりの運賃収入をとつてもいいんじゃないですか。さらに言えば、国鉄の特殊性については回帰分析で得た数字に加算という手法を用いてあるわけですね。これは、私に言わせればどうも木に竹を接ぐ方法です。いかがでしょう。

○政府委員(吉田耕三君) まず例えば説明変数として発着人員と列車キロ、營業キロ等をとつたことでございまして、こつういふ説明変数がいろいろな説明変数の中で最も相関係数が高うございまして、こつういふ説明変数をとつたわけでございます。それから、こつういふ説明変数をとらずに職員一人当たりの運賃収入というふうなものに基づいて推計するこつういふことはどうかと思つてゐるんですが、こつういふやり方もあらうかと思つてゐるんですが、我々がやりましたのは言ひなればこつういふ緻密にやつたつもりでございまして、各現場の職員を駅職員、運転手、車掌、施設保守、電気保守、車両保守というふうに分けて、仕事の実態が違ひますので、それぞれにそれぞれの現業部門を一番説明し得る説明変数をとつて分けてございまして、運賃収入というものの一つでいろいろ比較するよりも緻密なのではないかと考えております。

それから、国鉄事業の私鉄と異なる特殊性というのを最後に加味したことでございまして、これは、今回の推計のやり方を同じ鉄道業をやつてゐる私鉄の鉄道部門というものの生産性を基礎としてゐる限り、国鉄と私鉄との事業の実態は異なるわけでございますから、その異なる特殊性をこれは積み上げ計算でいろいろ計算して、その結果を私鉄並み生産性をもとにした純粹の回帰分析値に付加するこつういふことにつきましても、適切なものではないかと考えております。

○和田静夫君 いや、あなたの方が緻密でおまえの言つてゐることは雑なんだと言われてしまえ

ば、それはそれで終わりにするんだけれども、しかし大臣ね、これ対数の回帰を使つたためにどういふような結果が生じたかといふ事です、これは私の理解ですが、例えば今私鉄等のお話がずうつとあったんですが、私鉄と比べると営業キロで四倍ですよ、そういう国鉄がこの回帰方程式を用いて私鉄並みにやる、そうすると九万五千三百人で運営できることになってしまつた。私鉄の会社合せて、今も言われましたが、社員は十万人一千人ですからそれ以下になるんですね、それ以下になつてしまつた。私鉄の四倍の営業キロを持つ国鉄がそれよりも少ない人数でうまくやれるという奇妙な結果になるんですよ、なつてしまつていふんです。こういう結果はまさに対数回帰をとつたからなんですよ。したがって、私はこのテクニクというのは非常に気に食わぬわけですよ、わからぬ、間違つてゐる。大臣、私の言つてゐること間違つてゐますか。大臣もそこに並んでゐる人と一緒に緻密ならそつちの方だらうけれども。

○国務大臣(三塚博君) 今、応答を聞いておられます、和田先生も一つの前提、基本を踏まえてどうだと、監理委員会の事務局次長はそれの積み上げ方式でそれぞれの現場を当てる、さらに計算方式を回帰方程式と、こういうことであるわけでありまして、営業キロだけでこれを比較するといふのも一つかと思ひますが、しかし同時に乗車人員といふのがございまして、これまたそこに段差があることは先生も御案内のとおりであらうと思ひます。ですから、鉄道経営のそれぞれの実態面を吸収するといふ形になるのかなと、こういうことで今質疑応答をお聞きをしていた限りではそんな感じを受けたわけでありまして、引き続き政府委員の方から本件についてさらにものとわかりいい形でひとつ答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉田耕三君) 運輸大臣が御答弁いたしましたとおりでございますが、国鉄と私鉄の要員数を営業キロ一キロ当たりで比較するということだけでは若干不十分ではないかと思ひます。と

申ししますのは、大臣申されましたとおり輸送量が違ふといふことでございまして、国鉄の輸送密度は大體二万五千人でございまして、大手私鉄六十社合せてまして輸送密度はその倍以上でございします。したがって、営業キロ一キロ当たり必要要員数といふのは私鉄の方が若干高くなるというところでございまして、輸送量の問題を考慮に入れないといけなないかと思つております。

○和田静夫君 それじゃ、ちよつと僕はもつと具體的な設問をしますが、私鉄と国鉄という比較困難なものをお私に回帰分析などという単純手法でやろうとするからとんでもない結果になつてゐるんだといふふうに考へてゐますから、ずうつとそういうことで計算をし続けてきたんですが、具体的な聞きましますよ。監理委員会の回帰式によつて千葉から錦糸町間の駅職員を求めると何人になりますか。それは現在員に比べると何%減ですか。

○政府委員(吉田耕三君) 推計そのものは全国の国鉄の線を経済計算単位、一定の線区単位ごとに推計いたしておりますが、先生今御指摘の線区につきまして適正要員が何人かという資料を持っております。後日御説明申し上げたいと思ひます。

○和田静夫君 これ後日じゃ間に合はないんだ。後日って、この委員会あしたあさつてまで続くんないんやないんだ。

○政府委員(吉田耕三君) 一定の線区単位、四百九十七の単位でコンピューターに入つておりました、御指摘の単位を取り出すのはコンピューターを動かさないといふと出ませんので、今直ちにということとはちよつと、物理的に御提出しかねます。

○和田静夫君 あなたの頭のの中のコンピューターを動かせば出るんじゃないの、これぐらい。

千二百人で大體九百八十五人で約二割だろつと思ふんです、僕は。それでね、監理委の回帰式を使うと二割の削減なんですよ。今否定するならしめてくださいよ。そうなる。そうすると、この線区

を統括する千葉鉄道管理局ですか、これは近鉄と営業キロあるいは運輸収入ですかね、これはともどもほぼ同規模ですよ。そうすると、営業キロで言つて千葉鉄が五百六十七キロメートル、近鉄は五百四十三キロ、運輸収入は千葉が三億四千万、近鉄が三億二千万、ところが職員数は千葉が七千七百七十七人、近鉄は九千九百九十六人、近鉄の方が二割以上多くなつてゐますよ。これをさらに監理委の回帰式は二割削減といふふうに指示してゐるんですね。大臣、これはどう見ても常軌を逸してゐますよ。そう指摘せざるを得ません。これまでも電車が走りますか。したがって、となるんですがね、いかがです。

○政府委員(棚橋泰君) 先生のおっしゃること、十分理解ができる点もございします。したがって、監理委員会あの場合の時点においてはやっぱり一定の前提を置いて推計計算をされて、そのためにはそれなりに緻密と思はれる式を使つて計算をされたんだと私も理解をしておりますけれども、最終的には先ほど申し上げましたような考え方で積み上げていたしと思つております。

それで、今先生の近鉄と千葉局の比較でございしますけれども、確かにおっしゃるような数値でございします。ただ、もうちよつとその数値を別の面から眺めてみますと、例へて言うところの列車キロ、これは千葉局に対して近鉄が二倍以上の列車キロがございします。それから駅の数、この駅の数も近鉄の方が倍以上あるわけでございます。したがって、千葉局という一つの局が総武線というのを中心に、そこに非常に多量のお客さんを抱えておると、しかしその他開散線区も抱えておる。近鉄にもそういうところもあるかと思ひますけれども、全体的に分布しておるといふようないろいろな観点から考えますと、単純な比較といふものではないんだらうか。先生のおっしゃるのも一つの比較である、かように思ひます。

○和田静夫君 大體予測したような答弁ですよ。結局監理委員会方程式はあくまでもトータルと比較だといふことなんですよ、一言で言へば、し

かし私の計算これ間違つてゐませんか、大臣ね、間違つてない。よつて国鉄、これから政府が今言われるようにどうやっていくかの問題があるんですが、なぜ僕はこういうふうな計算結果になるのかといふことを考へてみたんですよ。そうすると、監理委員会は私鉄大手十四社も中小私鉄も一緒くたにして回帰式つくつてゐますよ。回帰式を使うのであつたらばさつきからきめ細かい細かいつと言つてゐるが、私の方がきめ細かい細かいつとめ細かい方式を使つて出さなかつたら国鉄に働いてゐる皆さん気の毒ですよ、わけもわからずに減らされて切られていくという結果になる。こういう状態というものをしつかり大臣踏まえてもらいたいと思ふ。したがって、私は、政府はどういう試算をやつてゐるかといふことを聞きたいんです。これから積み上げると、こう言われてゐるんだけれども、法律案もう出て、向こうの国会でやつてゐるんですよ。

○国務大臣(三塚博君) 関係法は衆議院運輸委員会本日お教読みの予定でしたが、明日お教読みで審議に入らせていただくわけでありまして、今、具體的にその積み上げをどうするか、政府としてきちつと対応策を講ずるべく精査をいたしておることは事実であります。要すれば、一般抽象論で恐縮でございしますけれども、今御指摘の数々の問題点、現実の経営の中でどうするかといふことになりまして、これは御説のとおりであります。特に、前段、安全性の問題の御指摘をいただきました。まさに交通安全事業であります限り、安全といふものはそのベースになければなりません。同時に、使つておる職員の営業形態、対応、労働基準法等々、これに適合する形の中でこれまた行われてまいらなければなりませんことは当然であります。ですから、ケース・バイ・ケースということになるのでしうか、いよいよスタートといふことの現実の中で、どの形態が鉄道経営としてぎりぎりいっばいのところであり得る姿なのかなと、これは、実務者である国鉄の皆さんも真剣にそれは計算をされてゐることでありましようし、それ

力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○和田静夫君 大臣ね、一言で言えば、再就職先を希望する希望退職者については一切の条件をつけずに一人も漏れなく再就職を保証する、そういうふうに承っておりますね。

○国務大臣(三塚博君) これは和田先生、予算委員会の際も御質問をいただいたわけでございますが、総理も、その点はお一人といえどもさようなことのあるように万全を期する、こう申し上げております。担当者として私も雇用対策本部の部長、以下事務局長、関係者と絶えず連携をとらさしていただいておりますわけですが、国の決定によって行われる経営形態の変更でありますので、さような意味においてお一人といえども就職がでない、再就職ができぬ、生活が大変困るというようないことはあつてはならぬことであるので、政府の責任において最終的にきちっとこれは処理をしましなれば、措置をしましなればならぬことであるとして、御説のとおり取り組まさせていただきますと申し上げさせていただきます。

○和田静夫君 再就職先の賃金、労働条件というのはどうですか。

○説明員(杉浦喬也君) 関連企業につきましては、従来いわば退職時におきまして年金が支給できるとなると高年齢層が関連企業に参つております。そこでは年金プラス当該会社の給与と合わせまして従来の給与ベースに合致させるといふような仕組みがとられておりますので、給与水準そのものは大変低くございまして、そこで、仮に関連企業に高年齢層でない、つまり年金が支給されない年齢層という方が参りますと、これはそうした低賃金ベースになつてしまふと、従来の賃金水準から相当落ちますので、そういう点については関連企業と個々の会社と十分に折衝をいたしまして、従来のベースの賃金水準をできるだけ維持するように、そのように努力をしたいというふうに思っています。

それから、公的部門につきましては、これは若干の差はあるとは思いますが、押しなべて申し上げますれば国鉄の賃金水準とそれから公的部門の賃金水準とおおむね同一水準にあると、その当てはめが問題でございませうけれども、従来の経験年数その他で大体妥当なランクに落ちつくことができませんれば、賃金水準上の問題は余りないのではないかと考えています。

一般の民間企業につきましては、これは関連事業と違ひまして個々の企業、賃金水準はばらばらでございます。したがって、これはもう具体的な個別の従来からの職員の賃金水準、こういうものはできるだけ維持できるようにそれぞれの会社に交渉をいたしまして、余り生活設計上問題のないように維持していきたいというふうに思っております。

○和田静夫君 就職のあつせん開始、それはいつで、終わりはいつですか。

○説明員(杉浦喬也君) 現在の法律が通りますれば、早速具体的な手順、その他につきましまして組合とも交渉を持ち、できるだけ早くその希望退職に踏み切りたいというふうに思いますが、やはりその準備ができ次第、希望退職者を募り、それからその時点におきまして雇用先が把握されておるものにつきましまして、雇用先の各種の労働条件等を提示をいたしまして、ここで希望退職を募るといふことに相なるわけでございます。この希望退職の開始時期につきましまして、そうした準備が整いつつあるというふうに申し上げます。

○和田静夫君 退職してから再就職するまでのタイムラグは、これどうなんでしょう。例えばその間、宿舎などは保証されるわけですか。

○説明員(杉浦喬也君) 普通でございますと退職後その宿舎におられるのは、今の規定によりますと六十日以内というふうになっております。しかしながら、退職とそれから就職先の間にそうした六十日以上期間が経過するであろうということも予想されるわけでございます。そういう場合には特段の措置ということで規定を改正をいたした

まして、その間宿舎を利用できるように、そういうように措置をしていきたいと思っております。

○和田静夫君 例へば看護婦さんなどの専門職が大量に希望退職に応じたとしますね、そういう場合には、今度は要員不足という問題が出るわけですね、それは補充される。

○説明員(杉浦喬也君) 看護婦さんの場合におきましては、なかなか一般の職と違ひまして特殊な技能職でございます。仮に希望退職者が集中いたしましたことで、これはもうとても現実的に病人がおりますので、そういうわけにもまいりません。したがって、必要な看護婦さんについては、仮にそういう希望が多くなった場合におきましては、何とか本人に對しまして、あなたは大変な人だからもうしばらくおつてくださというふうな慰留を行ひまして、病院の円滑な業務が遂行できるように何とか工夫していききたいというふうに思っております。

○和田静夫君 内部異動などが出てくるというふうなことも十分考えられるわけですが、それとも、そういう場合の労使協議はこれは当然保証されまうね。

○説明員(遠田信義君) この希望退職自身につきましましては、総裁が先ほど申し上げましたように、法案が通りますれば、その内容等々は十分説明をいたしまして、関係する労働条件については協議してまいりたいと思ひます。

今の看護婦さんの内部の異動等々につきましても十分組合には内容を説明し、関連する労働条件につきましましては協議をいたしたいというぐあいに考えております。

○和田静夫君 受け皿についてちょっと具体的にもう一遍聞きますが、国は個人、自治体は個人、特殊法人は個人、関連企業と産業界は個人、合計何人の受け皿が決まっていますか、端的にいいですよ。

○政府委員(中島眞二君) 先ほど申し上げましたように、関連企業の八千人は固まっておりますけれども、公的部門と一般産業界につきましてはまだ具体的な数字を申し上げる段階には至っておりませんけれども、先ほど申し上げたような事情がございまして、二万人に見合う再就職先としては十分確保できるものと考えております。

○和田静夫君 ただ、私は非常にさつきの答弁気になるのは、六十五年まで、これでは話にならぬので、今度の二万人すなわち六十二年度までで、六十二年度まで二万人埋まりますね。

○政府委員(中島眞二君) 三つの分野を合わせまして合計して二万人の雇用の場の確保は十分可能だと考えております。

○和田静夫君 これは今も言いましたように、六十二年度まででしつかりやってもらわなければならぬわけで、そのところがないとこの法律案は全く空文化するということになりまして、それから改革法としては一括されている再就職促進特別措置法、本法と一体のもの、つまりワンセットでとらえなければならぬというふうに私は考えるんですが、これは違ひうんですか。

○政府委員(棚橋泰君) 改革法はこの法律のほかには七本お願いをいたしておりますけれども、それは基本法である改革法とそれに関連をいたします法律、それに鉄道事業法、施行法、再就職の促進法というふうなものでございまして、これはいずれも国鉄の民営・分割というものを前提としたしまして、それに進む過程の問題について所要の法律案を提出をしておりますのでございまして、それに比較いたしますと、ただいま御審議を願つております法律は、根拠を国鉄再建の緊急措置法に求められておまして、この緊急措置法は基本改革法について再建監理委員会を設置するといふことを決めておるものではないか、そのような基本的な改革ができるまでの間でも、日々国鉄の経営状態が悪化するといふことを防止するために緊急の措置といふものを講ずるというところが定められておまして、その一環として今回の著しく過剰な状態を解消するための希望退職の募集、それに伴います特別給付金等々を内容としたしますこの法律をお願

いをしておる、そういう法体系になっておるわけ
でございます。

○和田静夫君 私は読み方があれだと思ふんです
がね。再就職法の第一条に、改革前においても
「再就職を希望する者について再就職の機会の確
保等に関する特別の措置を緊急に講ずる」とある
わけでしょう。本法の希望退職者もこれに入るで
しょう、これは。

○政府委員(棚橋泰吉) 先生の御質問は「日本国
有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団
職員の再就職の促進に関する特別措置法案」、こ
のことだと思ひます。

確かに申し上げますように、その第一条の目
的には、今先生がお読みになりましたようなこと
が書いてございます。これと現在の法律との関係
でございますけれども、この再就職促進法という
のは、国鉄改革全体の一環として、できるだけ多
数の再就職というものを希望する職員というもの
に、再就職の機会の確保とか再就職の援助のため
の措置を講ずるということになっておるわけでご
ざいます。それに対して現在お願いいたして
おります特別措置法というのは、六十一年度での
緊急の過剰な状態をできる限り解消するというこ
とでございます。そういう意味では観念的には
この二つの法律というのは若干違つておるわけ
でございます。ただ、おっしゃるようによいれども希
望退職という点では同じでございますから、そう
いう意味ではこの再就職の促進に関する特別措置
法という方が観念的には概念が広い、そういうふ
うなもので包含されておるといふふうに御理解を
いただいていいんではないかと思ひます。

○和田静夫君 包含をされていると。再就職法の
五条の国鉄退職希望職員の中に今回の二万人もカ
ウントされていると考えるわけでしょう。そうす
ると本法の施行に先立って再就職法第五条に言
う再就職促進方針が策定されていなきやならぬと
いうことに私はこれはなると思ふんですよ。仮に
本法が成立をする、施行されたとする、そうする

とこれに応じて希望退職者が出てくる、ところが
再就職促進法は否決されたということになります
と、この希望退職者はどうなりますか。再就職保
障の法的根拠はないということになるはずであり
ます。そうすると行政の裁量だけであるというこ
とになるわけですね。私はこのところ非常にわ
からぬ。この法律の出し方というのは、そういう
意味では非常におかしいと思ふんです。私も十八
年間ここにいたわけですが、こういう法律
の出し方というのは一体あったらどうかというこ
とをきき質問するに当たつていろいろ考へてみ
たんだが、どうも納得できない。

二万人は分割というプロセスの中で出てくる余
剰人員ですね。ところが今の段階では、分割・民
営は実施されるかどうか決まてはいない、いわ
ゆる改革法が成立しなけりや本法の施行はできな
い。大臣、これが道理というものでしょう。

○政府委員(棚橋泰吉) 確かに先生おっしゃるよ
うに、この二つの法律の間というのは大変難しい
関係だと思ひます。先生のような御意見という
のが出るのもこれは私もあり得ることだといふ
ふうには考へておりますが、この二つの法律を同
時に出したときには、改革法というのは全体
の一環でございます。六十一年度以降の民営・
分割というものも踏まえた形での一環の法律とし
て位置づけ、そしてこの法律はそういうこと自体
がなされようがなされまいがと言ふとちよつと語
弊がございますけれども、いづれそれはお願いを
するわけでございますけれども、当面の事態を解
消するためという法律で単独の法律、こういう形
でございます。

したがういまして、その六十一年度法の方とい
うのは主として特別給付金というものを交付する
ということによつて促進を図るということが主眼
になっておるわけでございます。

ただ、おっしゃるようによいれどもその再就職の機会とか
そういうものにつきましては、それじゃ特別措置
法の方が成立しないといふものかというこ
とではないということ七条というのがございますし

て、そこにおいて退職する職員の就職のあつせん
等について特別の配慮をするという規定を特に置
いておる、こういうことでございます。

○和田静夫君 そういう答弁はだめですよ。本法
によつて生ずるところの希望退職者は再就職促進
法に言う国鉄退職希望職員なんですよ。したがつ
て、これは再就職促進法が成立しなけりや希望退
職の施行はできませんよ。これは法の道理です
よ。したがつて、順序逆ですよ。これはもう話に
ならぬ。

○国務大臣(三塚博吉) 法理論的にこれはよく法
制局とも詰めながら、国会に御提出をさして
だく以上しつかりしたものでなければならぬこと
で申し上げさしていただいておりますわけございま
すが、ただいま審議官が言われましたように、構
成と事実関係は説明のとおりであります。よつ
て、改革法が否決された場合ということに相なり
ますと、事態はさうなることになるであらう、私
もそれはそのとおりだと思ふんです。よつて、改
革法は何としてもお通しをいたしたいし、再就
職促進法もこれまた関連ということでお願ひを申
し上げたい。こういうことで全力を尽くして各党
にこれからもお願いを申し上げ理解を求め、ま
たいるんな御意見も賜ふ、こういうことであらう
と思ひます。

今回の特別措置法は、この希望退職を予定する
六万一千の余剰人員のうち二万人というふうに
分析の上からは相なります。法令上は、著しく過
剰である、言ふなれば新しい経営形態に移行する
について現在の経営においても軽微な経営、いわゆ
る効率的な経営へ生まれ変わらしていただきま
すためにこの際御理解を得たい、同時に御理解を
得るだけではない、先ほど来御質問がございました
とおり、これに御参加いただきます方につきまし
ては特別退職給付金もとり、お一人といえど
も就職先について不安のないようにきちつと政府
の責任においてこれまた措置をさせていただきます
と、こういうことをとらさしていただく。もう
一つは、御案内のように長期債務の問題を検討し

てはほその方向が出つたわけでありまして、
これも最終的には政府の責任で十六兆七千億円き
ちつとやるわけでございますが、まづもつて本年
度の国鉄会計にその御負担を軽くせしめるという
意味におきまして、五兆六百億円の一般会計振
りかえを行わしていただくという、二つの構成
に実は法制上やらさしていただきましたのは、さ
ような意味においては改革の前駆的といひます
か、先駆けのような形にこれは事実上相なつてお
るわけでございますが、法制上はあくまでも六十
一年度に緊急に講じさせていただく特別措置と。
そのことが、いづれにいたしましても経営形態は
法律成立後でありますけれども、現国鉄経営につ
いて長期債務のこの振りかえ、それと二万人の希
望退職、それに対するものも措置、こういう
点で国鉄本体の経営が現形態の中におきましても
一歩前進をした形の中に置かれるのではないだろ
うか、こういうことでございまして、そのやらさ
していただいた経過は作爲的なものではなく、率
直にそういう法制が正解であらう、こういう法制
局のことなどもございまして、こんな形で提出を
させていただきました。

しかし、和田先生御指摘のとおり法律がなつ
た場合はどうするんだということについて申し上げ
ますならば大変なことになります。ですから、
前段それは決して頭に置かないわけではありませ
んが、このことは改革七法何としても御成立をさ
せていただきますための御審議、また御理解とい
うものをいただかなければならぬというのが実は
率直な見解、考え方でございます。

○和田静夫君 法制局長官呼んでおかなかつたの
は間違ひだったんですが、これ政府、法制局も間
違つていますよ。私は警告をしておきます。
それから、大体あなたの方この法律、五十八年法
に基づいておるといふふうに出てくるわけでは
ないですね。私はここに電氣工事局の昨年九月
月の通知を持っています、資産台帳の作成につ
いて、分割・民営に伴う保有資産の区分原案を年

内に策定することとなり、固定資産の実態を調査することが急務となった、そういう内容です。これはあなた方既に分割に備えて資産台帳をついている、こんなですね。これは国鉄総裁、どういうことですか。

○説明員(杉浦喬也君) 財産の問題につきましては、これは改革法が成立をいたしますと、これは直ちに作業をいたしまして、いわば各会社あるいは事業団への引き継ぎのための資産の区分を明確にしておかなければなりません。これはなかなか膨大な対象の土地等でございますので、もう今からそうした準備をしないと、これはなかなか時間的に間に合わないし、また、こうした財産の区分についての諸先生方いろんな意味での御関心、御審議もあるわけでございますので、そうした御審議への準備、対応ということも必要であるというふうにも思っています、早目に線引きをしておるところでございます。

○和田静夫君 もう時間なくなってきましたからあれですが、一般会計承継についてちょっと聞いておきますが、なぜこの未償還特定債務五兆五百九十九億円だけを切り離して処理するのか。国鉄の債務全体と一体のものとして処理するのが私は当然ではないかと思っております。全体の長期債務の処理と今回の一般会計承継とがどう関係するのか、これは明らかにされるべきだと思っております。この五兆五百九十九億円は、仮に改革法が成立したとすると、どこが引き継いでだれが負担するのか。

○政府委員(棚橋泰君) 五兆五百九十九億、まあ今回切り離しをお願いいたしました理由ということのまず第一点でございますけれども、これ歴史的に先生御承知のことと思えますけれども、昭和五十五年度にこの五兆五百九十九億の棚上げをしたわけでございます。そのときの条件は、五年据え置きということになっておりまして、その据置期間が終わりまして、実は昨年度、六十年度から元本の償還が発生をしておったわけでございます。これにつきまして、本来であればこの元本を

償還しなければいけないわけでございますが、国鉄の財政、国の財政という見地から、これを直ちに償還することができないというところで、実は一年間だけ特例的に猶予措置を講じたわけでございます。また今年度、六十一年度も同様に発生をしておるわけでございます。したがって、この債務というものを一般会計に振りかえるというところにいたしましたとして、同額の無利子の貸付金を国鉄に貸し付けるという形で、まず元本の償還というものを当分猶予していただくということが効果の一つでございます。それからもう一つは、毎年この五兆五百九十九億の利息に相当いたします分を一般会計から助成金で国鉄がもらいまして、これを支払っておったわけでございますけれども、この支払というものは今回はこれを一般会計に振りかえますので、この利息支払いからも免れる、こういうことでございます。

第二番目に、他の国鉄の長期債務との関係はいかんと、こういうことでございますが、これは先ほど申し上げましたように、昭和五十五年度でこれを棚上げをいたしまして、特定債務処理特別勘定という中に別計算をしております債務でございます。その中で、そういうものを他の債務と区分して従来から取り扱ってきた。その区分してきた債務を今回こういう措置を講ずるという意味で、他の債務とは区別をしておるということでございます。三番目に、その他の債務はそれじゃどうするんだということでございますが、これはもう予算委員会来線り返し大蔵大臣等からも御答弁申し上げておりますとおりでございます。閣議決定に基づきましてこれを国鉄清算事業団、こういうものの中に移しまして、そしてその処理については、用地の売却とか余剰人員対策というものの見通しが明らかになります時期まで一応その清算事業団に置きまして、その上で財源その他の処理を決めながら、最終的には国において処理をしていくと、こういうことといたしておるところでございます。

また最後に、この五兆五百九十九億はどが持つていくんだと、こういうお尋ねでございますが、これは国鉄の長期債務全体にどの債務をどこへ張りつけるかということについては、最終的には承継基本計画等で明らかにするわけでございますけれども、本件債務は全額資金運用部の資金でございます。現在の考え方ではこの債務は、国が借りました無利子貸付金というものの債務というもので、それに相当する国への債務でございますので、これにつきましては清算事業団の方に移して処理をするということになろうかと思っております。

○和田静夫君 私は、一般会計に特定債務五兆五百九十九億円を振りかえたからといって、それを究極のところだれが負担するのか、今の段階では、今も言われたようにはっきりしない。あるいは他の長期債務との関連においてこの債務はどういうように位置づけられるのだろうか、そういうことがはっきりしなければ問題の解決には何にもならないわけですよ。全体の長期債務の償還計画をここで示すことがなければ問題の解決にはならぬ、そう実は考えています。

これは本当はこのところをもっと時間をかけて議論をすべきところなんです。残念ながら持ち時間の関係がありますから、本法の方の議論はなお譲って、議論が深まることを期待しておきますが、私は先ほど来申しましたし、皆さん方も認められましたように、六十一年度法案はこの国鉄改革法と一体のものだと考えているわけです。したがって、この機会に次の資料を要求しておきます。

一つは、分割・民営の各新事業体、旅客会社、貨物会社、新幹線保有機構、清算事業団、基幹通信網の承継債務の項目別内訳。二つ目は、分割・民営の各新事業体の承継資産の項目別内訳。三つ目は、分割・民営の各新事業体の六十一年度発足の貸借対照表、損益計算書。四つ目は、分割・民営の各新事業体の六十一年度発足の経営諸元及び経営収支の見通し。それから五つ目は、分割・民営の各新事業体の六十一年度以降五年間の経

営諸元及び経営収支の見通し。それから六つ目は、国鉄長期債務等の新事業体等別の償還計画を具体的に明らかにしたものの。それから七つ目は、国鉄長期債務等の処理の具体的方策、これ一月二十八日の閣議決定は具体的方策がないという観点で言うのであります。それを明らかにしてもらおうと一緒に、国費負担にかからしめる長期債務等についての財源措置を具体的に明らかにしてもらいたい。これらの資料とあわせて、実は予算委員会でも要求したことで出てきていないものがある。これは本来、きょう予算の理事態があったんで、そこで問題にしようと思ったんだが、きょう質問に立つからやめておいたけれども、予算委員会以来私が要求した全資料を今ここで提出してくださいと言いたところだが、それじゃ皆さん方また立ち往生だらうから――出してもらいたいが、いいですか。

○政府委員(棚橋泰君) 先生、今いろいろお述べになりました諸種の資料、これらの資料は改革法を御審議をいただく際にいろいろな角度から御議論をいただくために必要なものであらうというふうに理解をいたしております。従来から、衆議院におきましては参議院におきましては申し上げておりますように、改革法の御審議の段階で御審議に支障のないような資料は提出をさせていただくという所存でございます。

○和田静夫君 実は大臣ね、今の答弁というのは、私は本当は非常に気に食わない。本来ならばこの運輸委員会、もっと時間をかけて、私は時間をもらわなきゃならぬと思うんです。今の答弁というのは、予算委員会のとさきも何遍も申し上げましたけれども、監理委員会の意見だけが絶対のものだと今はもう大臣言われなくなつたけれども、当初言っておった。関連法の審議に当たっては、なるほどと納得していただけた精密データを用意すると何遍も予算委員会と言われた。ところが、これ関連法、既に衆議院で始まろうとしているわけですから。したがって、国鉄改革の内容について資料を要求しますと、関連法審議の際に出しま

す、答えます。これはもう非常に不親切な話でね、こんなことは本が許せませんよ。私はさつきから指摘したように、本法と改革法は一体なんです。改革法を衆議院本会議で趣旨説明聞いているわけですから、これはもう正確には今ここで、今言った資料ぐらいいは出しになるのが当然であります。我が方の理事ちょっと席外してありますから少し進めますが、そもそも国鉄改革法が国会に提出されているわけですから、法律は提出されているが資料は提出されていないというのが本当はナンセンスなんです、これ。ナンセンスのきわみです。資料がなければ、提出されなければ審議ができないというのはこれは当然であります。私は、今指摘しましたように、国鉄内部では分割に向けた準備が着々と進められている、国会に資料は出さずに、もう少し後だもう少し後だと言っている内々では見切り発車をしている、こんな国会軽視というのは私は議員生活十八年を通じて初めてだと思つてゐるんです。まあ十六日の日もマルコス特別委員会で国会に資料を持ってこいと言つたら、国会に資料を持ってくるんじやなくて、どこかずたずたにして焼き場にやつちやつたという、こんな状態も出ていますね、これもきょう問題にしておきましたけれども、どこを見ても大変不親切な状態、国会軽視の状態が続いている。私はこういうのは民主主義が守られているという状態ではない。中曽根内閣によって、中曽根政府によって民主主義が大変崩されていつている状態だと思つてですね、大臣、こういうふうなことが続かないようにしっかりと対応を求めたいと思つますが、いかがですか。

○国務大臣(三塚博) 棚橋審議官が言われましたことは、基本は当然御審議に間に合うよう資料は提出することは当然であるということであらうと思つています。ただ一点、財源の明確な資料と、こういうことでございますが、これはまさに大蔵大臣もずっと答弁をいたしておりますように、清算法人がスタートいたしました後において五・八兆プラスアルファだけ相なりますか、非事業用

資産の売却、さらに雇用の状況等を勘案をし、収入、支出の国家予算の状況の中からこの決定をし、政府の責任においてこれを処理すると、こういう形にさせて統一見解にさせていただいておるわけでございますが、本来でありますと直税方式、再建税ということなどもかねがね言われまして、それは考えないということにさせていただきまして、行革、財政再建の時代でありますから、何かその方式はないのかということ、監理委員会指摘であります、二十五万方式、一兆三千億円ずつ一般会計に一般支出として出ささしていただく形の処理方式、これは十六・七兆という方式であります、こんなことも出ささしていただく、そしてこれはこれ以上出ないだろうというふうに思ひますし、それともう一つ御理解をいただきたいのは、非事業用用地二千六百ヘクタール余の箇所、膨大な数だと思つてゐます。これは既にいつでもスタンバイの状況にあるわけでございます。そう理解しております。しかし、これはやはり審議スタートのときにお出しをしましてお経読みをした段階かと、こういうふうな言われおるわけでありまして、そのときに御審議をいただくことの方が正解かなと。そうでありまして、余り早目にあれしますと、そのことで迷惑とかいろいろなことがあることもよろしくないのではないだらうかという非常に慎重な意見もございまして、そういうことであり、価格については予知を与えますから、この分は勘弁をしてくださいます、こう言つておるわけでありまして、出せる方式のもの、これはやはり出すべきであらうと思ひます、監理委員会の計算方式を尊重しつつ、それをベースとして、政府は政府として手を入れた形で計算、試算をさせていただくわけでありまして、今先生が御指摘のように、具体的なその問題の中で審議に間に合うように出す、しかし基本的にはやはり審議を進めることについて大事なもののベースになるものは、やはり国会軽視と言われませんように措置をしなければならぬものかなと、こんなふうに思つております。

○橋本教君 まず、法案に関連をしてお伺いするのであります、先ほどから政府の答弁を聞いておりまして、この法案の位置づけが全く私は納得がいけないのであります。言うまでもなく、六十二年四月からの国鉄の分割・民営、職員の体制からいふならばいふゆる二十一万五千人体制を目指して今から余剰人員の整理をやるようにして、順調にあなたの方の言うところの分割・民営化をやつていくための重要な布石としてまず緊急の措置としてこの退職法案、これが出てくるのではないかと。そういう意味で分割・民営という国鉄の改革そのものと直接関係がないと先ほどからしきりに政府は答弁しているけれども、全くそれは一つの法的観念論であつて、実際は密接な関連がある法律だということではだれが見ても明らかではありませんか。もう一遍答弁してください。

○政府委員(棚橋泰吉) 先ほどと同じ答弁の繰返しになりますけれども、今回の法律は、もちろん政府としては分割・民営を中心としたます抜本改革を図るということで関係法案は既に提出をしておりますので、その姿勢ははっきりしておるところでございます。ただ、民営・分割までの間まだ時間がございますし、法案もまだ御審議をいただかなければならない。しかしその間においてもいろいろ国鉄の経営というものを悪化させないような措置というものは講ずる必要がある。この思想は国鉄再建の緊急措置法という国鉄改革の抜本改革を図らなければいけないということで提出して国会で成立をさせていただきましていふゆる監理委員会法、監理委員会をつくって抜本策を講ずるといふ法律の中でも、それはそれとして当面の緊急措置というものは着実に講じていくということとその法律の中に明記をしておるところでございます。したがって、今回のこのお願いをしております法律は、そういう考えからこの緊急措置法のその規定というものを根拠を置いて今回の措置を講ずるといふことでお願いをしておるものでございます。

今回やりますことが国鉄の抜本改革と無関係かといひますとそれはそうではない。それは今回の法律でお願いをしております措置を講ずることが抜本改革を行う際にそれに対してプラスになると申しますか、それなりの効果があるということはお指摘のとおりだと思つております。

○橋本教君 だからその点をきつり初めから答弁されていれば問題が空転しないわけですよ。だから逆に言ひますと、余り改革法そのものと関係がない関係がないとおしやると、大臣、これが廃案になつてもあなたの方の言う分割・民営化を進めるのに特段の支障がない法律なのか、こう言ひたくなりますよ、どうですか。

○国務大臣(三塚博) 橋本先生御指摘のとおりでございます。これは表と裏、不即不離の関係でございます。先ほど和田先生の御質問にありましたとおり、六十一年まず前駆的に緊急に講じさせていただきます、こういうことで申し上げさせていただきます、長期債務と余剰人員の問題。ところが余剰人員の問題は六万一千という、前提としてお一人といへども政府の責任で路頭に迷うようなことはいたせませんという形の中で処理をしまつて、措置をしまつて、員数であるわけなんです。そうしますとそこでダブるわけでありまして、その点は認めつつも、まずこれに取り組みさせていただきます。理由は、しかしやはりその六十二年四月にスタートされる改革の関連法案は膨大なものでございますから、まず前駆的に、その著しく過剰な状態という国鉄の現状を少しでも身軽なものに、また移行できることについてやりやすい形のものに、あるいは国会でありますから、六十二年四月がそのとおりいかにかぬかはまさに国会の意思でありますので特定できません。先ほど申し上げましたように、ぜひさうしてほしいというのが政府の立場であります、そういう場合なども法理的には想定しつつ効率的な経営を目指していただくということで切り離さして緊急措置としてまず取り組まさせていただきますことの方、後四万人の方々、やはりお一人といへども

その転退職に心配のない形の中でいけるのではな
いだろうか、その辺も含めて実はスタートさせ提
案をさせていただいたというのが実は率直な形で
あるうと、御指摘のとおりであります。

○橋本教君　そこで、私どもの立場からすれば、
根本的な国鉄改革ということが分割・民営として
ある。まず先駆けとして、まずは労働者の首を切
っていく、要するにこれは退職させるわけですか
ら、というところから手をつけていくというの
は、私は全然納得がいかないわけです。国鉄の監
理委員会の答申で、この分割・民営の移行前にお
いても二万人程度の希望退職募集を行うというこ
とはこの答申ではつきり言っておるわけですが、
先ほどの政府答申聞いていますと、監理委員会が
言う二万人とこの法案で言う二万人とは、二万と
いう数は同じだけれども、これはたまたま同じ数
になったわけで、それは違うものであるという趣
旨の答申があったように思うんですが、どうい
う意味ですか。

○政府委員(棚橋泰君)　これは、先ほどお答えい
たしましたことと同じことになるわけでございます
まして、監理委員会から抜本改革についての御答申
をいただいたわけでございます。したがって、いま
その中で六万一千人余の人間が出る、それをで
きる限り二万人を希望退職を募り、残り四万一千
人を旧国鉄において処理をする、こういうお考え
でございます。それはそれなりの御答申として、
最大限尊重して関係法案を出しておるわけござ
います。この法律は先ほど申し上げましたよう
なことでございますので、そういう抜本改革に資
するものであることは事実でございますけれども、
抜本改革の一環ということではなくて、抜本
改革までの講ずる措置の間にも緊急に講じなけれ
ばならない措置ということとして講じておる措置であ
るという意味で、監理委員会のおっしゃったもの
と観念的に違ふと、こういうふうなことを申し上げ
ておるわけでございます。

○橋本教君　そうすると、簡単に言えば国鉄の再
建監理委員会がいろいろな指示やあるいは答申の中
で、やるべきことをいろいろと政府に対しても答
申という形でやっておるんだけれども、この法案
は再建監理委員会の答申とは関係ない、だから再
建監理委員会がやれと言っているものじゃないん
だ、こういうことですか。そういうことでしょ
う。

○政府委員(棚橋泰君)　監理委員会に政府が願
いをいたしまして御意見をいただいたのは、国鉄
の基本改革というものでございます。したがって
いたしてあります。で、それまでの間の緊急措置
としてこの法案をお願いしておるということと
ございまして、そういう意味では必ずしも監理
委員会の御意見の具体化とは、直接、観念的には
関係がないということをお申し上げておきます。

ただ、それは先ほど先生がおっしゃいましたこ
と、私も認めましたとおり、そのこと自体が全体
改革の円滑な実施に資するものであると、この点
については否定するものではございません。

○橋本教君　そういうことなら、この法案はそん
なに重視しなかつたっていいですよ。国鉄の再建監
理委員会の答申から出てくる重要なステップだか
らということ、至上命令としての分割・民営に
向けて、あなた方はもうまさに至上命令として受
け取ってやっているんですから。この法案は、そ
ういうような再建監理委員会の言っている二万人
の退職募集ということとは関係ないというんです
から、これは独自の問題として考えたいわけ
でしょう。

質問は先に進めますけれども、再建監理委員会
が当初六十一年度四月一日現在、つまり六十一
年度首の人数として想定をした二十八万八千人か
ら見ると、現在の二十七万七千人は一万一千人の差
がある。この差はどこから出てきたと理解してい
ますか。

○説明員(釜田信義君)　今の御質問の二十八万八
千人が、現在の現在員二十七万七千人、これはど
こから出たかと、こういうお話でございます。当
初一万九千九百人の退職人員を予定しておりました。

六十年度首で三十万七千九百人の現在員を持っており
まして、それから一万九千九百人の退職が出ますと二
十八万八千人、これが当初の予測でございます。
これに對しまして、約三万人の退職が出たわけで
ございまして、その結果、二十八万八千人が二十七
万七千人になったというのが実態でございます。

○橋本教君　わかりました。だから、したがっ
て、当初予定したよりも退職が多かったという、
そういう事実があるわけですね。

そこで、いいですか、監理委員会の答申から言
うならば、監理委員会の見積もりを考えた上で、
分割・民営以前に二万人程度の希望退職募集をし
ておくことが国鉄の抜本改革にスムーズにいく道
だという想定で出した二万人ですから、それが実
際は今言ったように一万一千人の差ができてきた
のですから、この再建監理委員会の答申からい
くならば二万人整理する必要がなくて、もう一万一
千人減っているんですから、一万九千九百人希望退職
を募集すればよろしいということになる、理屈から言
えば、そうなら困るもんだから、この答申、
再建監理委員会の答申とは関係のない別の二万人
をこれは切るのだ、整理するのだ、こう言い続け
ていると私は勘ぐらざるを得ないのですが、どう
ですか。

○政府委員(棚橋泰君)　若干先生の御認識とは違
うんでございまして、そもそもこの法律を提出す
る準備作業に入りました時点、さらにはそのため
の予算要求をいたしました時点、その時点で既に
二万人程度を積算基礎にしておるわけございま
す。その時点で今先生のお話のありましたよう
に一万一千人、八千人ですか、現実には、余分
な退職者が出るということとは実はまだ予想されて
いなかったわけですね。これは年度末に生じたこと
でございます。したがって、そういう意味で
そのつじつまを合わせるためにそういうこの法律
の体系をとっておるということでは私どもはない
というふうに考えております。あくまでも考え方は
先ほど申し上げましたように、できる限り多くの
希望退職を現時点で生じておる過剰な人員のため

には講ずるべきである、こういうことでこの法律
をお願いをしておるというふうに御理解をいた
だきたいと思ひます。

○橋本教君　過剰人員、過剰人員という問題で、
きょうはその問題を私は特に質問で詳しく追及し
ませんが、基本的には、六十二年からの国鉄の分
割・民営に向けて合理化、合理化で当局の政策的
につくり出す過剰人員という問題があるんです
よ。政策的に過剰人員をつくり出して、そして三
万数千、これだけできたから緊急に二万切らなく
ちゃならない、まさにこれは労働者を整理するた
めの政策を貫徹するという、そういうことにしか
すぎない面を持っているんですよ。

次に伺いますけれども、現在、職員の中で退職
を前提として退職をされている数はどれだけあり
ますか。

○説明員(釜田信義君)　先ほど申し上げましたと
おり二十七万七千人、六十一年度四月一日現在で
ございまして、このうち四月一日現在で退職前提
休職に入っております職員は千九百六十三人で
ございまして、

○橋本教君　この千九百六十三人については、本
法による特別給付金は支給するんですか、しない
んですか。

○説明員(釜田信義君)　この退職前提休職に入っ
ている職員については適用はございません。

○橋本教君　先ほど和田委員の答申で、この希望
退職以外の退職が四千五百人見込まれるというお
話がありました。この四千五百人という先ほどの
数字は、今答弁なさった約二千人、千九百六十
三人とは別の数字ですか、含まれていませんか。

○説明員(釜田信義君)　ただいま申し上げました
千九百六十三人、六十一年度中には年度末に勧奨
退職が見込まれる者及び既に退職前提休職に入っ
ている者、これを合わせまして約四千五百人程度
が希望退職とかかわりなく退職していくものと考
えております。

○橋本教君　希望退職とかかわりなくということ
は、重ねて確認しますが、その四千五百人は特別

給付金を支給する対象にならないと、こういう意味ですか。

○説明員(金田信義君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 それ以外に公的部門への就職、転職という問題があるわけですが、これは公的部門への就職は六十一年度、数はどれくらい見込まれておりますか。

○政府委員(中島良二君) 六十一年度におきます公的部門に対する就職は二千六百人を目標としております。

○橋本敦君 この二千六百人の皆さんについては、本法による特別給付金は支給しますか、しませんか。

○政府委員(棚橋泰君) 国家公務員等公的部門は特別給付金の対象にいたしておりません。

○橋本敦君 そういたしますと、本法の給付の対象としない退職者四千五百、それから公的部門二千六百、合わせて約七千名の退職が、本法の特別給付金の給付を受けない本法外の退職として見込まれるわけですか。この人数、約二千六百と四千五百ですからこれを足せば七千になりますから、二万人という数からこの七千を引けば、一万三千人だけ希望退職すればあなたの方の言う二万人という目標には達する。にもかかわらずあえて二万人は希望退職を募りたいという御意向ですか。

○政府委員(棚橋泰君) 二万人というのは、実は法律上は二万人というところが出ておるわけではございませんで、予算の退職金と特別給付金の支給の積算基礎として二万人をベースに計算をしておるということでございます。したがって、その際、今おっしゃいましたように、例えば公務員になる人間というのを見込めばもう少し少ない積算でいいではないかということもござります。ただ、予算は、各年齢層から平均に退職者が出るという前提を置いて計算をいたしておりますので、実際の予算執行の際にはかたのずれが出るということもござりますので、予算の積算上の根拠としてはマキシマムで二万人を積算の基

礎の中に見込んである、こういうふうに御理解をいただいていると思ひます。

○橋本敦君 私は非常に大事なことを聞いていますよ、それにまともな答えをほしい。予算の積算基礎として二万人ということを言っている。しかし、この給付の対象外の退職が七千も既に見込まれるわけだから、いいですか、だから当局の本法による希望退職を募つての退職者の募集というのはいくらであつても二万人も募集しなくていいだろう、それでも無理やり二万人募集するんですか、そんな募集というのはまさに首切りのための募集じゃないですか、そう言っているんですよ。どうなんですか。

○説明員(金田信義君) 私ども二万人の希望退職を募集したいというぐあいに考えております。今の二万人の予算上の積算根拠について審議官から御説明がございましたけれども、私ども、この希望退職二万人につきましては広い意味で考えております。この中には再就職の先をいたしまして国鉄の関連企業へ再就職される方もおりますし、それから一般産業界へ就職される方もおります。それから公的部門へ行かれる方もおる。したがって、この二万人の方々がすべて、いわゆる本法に言う希望退職、割り増しの退職金を受けられて行かれる方のみとは考えておりません。したがって、この希望退職二万人の中には、今の積算根拠でお話がございましたように、二十代から五十代まで均等に退職者が出るという前提で積算をされた根拠でございます。私ども、実態をいたしましては、例えば高年齢者、五十歳代にこの希望退職の方が集中するかも知れませんが、もちろん我々としたしましてはあらゆる年齢層から希望退職を募集したいと考えておりますけれども、実際に応募される方々にはいろいろな年齢的な偏りもござりますので、あるいは今の関連業界へ行かれる方の数、あるいは一般経済界へ行かれる方の数、いろいろござります。そういった観点で、積算上の予算の問題と、私どもが実態として今の希望退職を募集していく場合とはおのずから

別のものでもございまして、私どももいたしましては、希望退職につきましては二万人の方々の今の希望退職でぜひとも応募していただきたいということをお願いしたいと思つておる次第でございます。

○橋本敦君 大臣、お聞きのように、理論的に言うならば二万人も希望退職を募らなくてもいいという状況があるにもかかわらず、それはそれとして二万人はこの際切つていきたいという意図がもう丸見えですよ。私はまさに整理するための整理だと言わざるを得ないと思うんです。

話を更迭を要するけれども、こういうような人員整理をまず突破口にしながら国鉄の分割、民営というのを進めていくという上において、労働組合との関係というのは私は非常に大事だと思ひます。これは多くの委員からも指摘をされました。ここで大事だという意味において一つ確認をしておきたいのですが、企業内に幾つかの組合が併存する場合、特定の組合に有利に計らうとか特定の組合には不利益に計らうとか、そういった不当労働行為的な態度は政府としても国鉄当局としても一切としてはならぬということはお明のことだと思ひます。その点については総裁も大臣も問題はございませんね。

○説明員(杉浦喬也君) 今先生おっしゃるとおり、各組合完全に公平平等の対応をしておるつもりでございます。またそうすべきだと思つております。

○国務大臣(三塚博君) 総裁と全く考え方は同じであります。

○橋本敦君 具体的にお尋ねをしたい問題があるのではありませんが、まず国鉄本社の労働課の職員は、組合員になれるのか、公労委の示した基準がありますが、どうなっておりますか。

○説明員(金田信義君) 労働省の基準によりまして非組合員の指定を受けた者は組合員になれませんが、組合員になれるのか、公労委の示した基準がありますが、どうなっておりますか。

○橋本敦君 それでは具体的に伺いますが、本社の労働課勤務というだけで組合には入れないんですか、入れるんですか。

○説明員(金田信義君) 労働課勤務というだけでは、その仕事の内容によりまして非組合員の指定をいたしました。あるいは非組合員の指定をしない場合もございますので、その非組合員の指定をしない場合においては組合員になれるということでございます。

○橋本敦君 今度鉄道の専従企画部次長になられた佐藤正男さんというのは御存じだと思いますが、この方は五十六年一月以降ですか、仙鉄局の労働課、それから中央鉄道学園講師などを勤められ、本社労働課にも勤務されておった。これは間違いないと思ひますが、この方は組合員資格は、本社労働課の課員としてあるんですか、ないんですか。

○説明員(金田信義君) 今事実を調査してお答えしたいと思います。

○橋本敦君 この方が五月一日付で仙鉄経営改革実施準備室、ここに勤務がえになったわけですが、その直後から組合の専従になられているのであります。私が指摘をしたのは、この佐藤正男さんが組合の専従企画部次長になられるについて、五十六年からずっと今言った経歴があつて、本社労働課勤務であつたわけでありまして、けれども、公労法四二条二項の規定からいくと、非組合員の範囲は国鉄関係については、本社関係では労働関係事務担当の係員はならないことに指定されておりますから、そのままだけに組合員資格はないというところになつてもいけないので、急遽仙鉄経営改革実施準備室に身分だけを移して、実際はここで仕事をすることなく専従企画部次長に就任されたということになつておるのではないかと。またこれは当局が、専従企画部次長に就任するに

ついて仙台へ一時身分を移すというところによつて組合員資格があるということにするための便宜を計らつてあげたことがうかがわれるのではないかと。この意味において調査をお願いしたわけ

であります。
大臣に伺いたのでありますけれども、大臣は五十八年の総選挙に際して鉄労からあるいは鉄労の仙台地本から推薦をお受けになったと思ひますが、御記憶ございませうか。

○国務大臣(三塚博君) 推薦とまでいかなかったのではないと思ひます。鉄労の代表の方が第一声のときにたしか支援演説をいただいたことは事実でございます。御案内のように宮城県一區は公明、民社の共闘地域でございます。当然同盟傘下はそういうことで最終的にはそうであつたのかと、しかし支援演説をされて、また個人的に郷里が同じでありましたり、友人も何人かおられます。そういう点で役員の方にも私の友人が何人かおられることも事実でございます。定かではございませんが、なお必要であれば調べますけれども、推薦ではなく支援演説のように思ひます。

○橋本教君 選挙でお世話になったら忘れちゃいかぬわけですね。

○国務大臣(三塚博君) 恐れ入りました。

○橋本教君 仙台地本の辻本書記長が大臣の後援会の事務局長もなさつたというふうに私は聞いています。御記憶ありませんか。

○国務大臣(三塚博君) これだけは覚えておりますが、全然そういうことはありません。

○橋本教君 大臣は御存じないと思ひますが、私は手元に一昨年の一月十八日から二十日まで東京・九段会館で開かれた同盟二十回定期大会の全国大会、ここに議事録があるんですね。この議事録で私は鉄労の皆さんが大臣を推薦して運動なさつたということをばっちり知つたわけですね。ここではこれは問題になりまして、今大臣がおつちやつたように宮城では公・民協力の地帯です。それから、だからしたがって鉄労の皆さんがこれにはつきりした姿勢をとらないで、三塚自民党運輸大臣をこれを応援なさつたというところはこれは問題だという議論が出たわけですよ。当然ですわな、組合として。それははつきりとう書いてありますね。「自民党の交通部会長である三塚博と

いう前職の議員について、鉄労中央本部の決定で仙台地方本部が取り組みます」と、こういうことだ。選挙が発表いたしました選挙公報紙にも、中央本部の書記長さんのご氏名が推薦欄に記載されておりました。同時に地本の書記長さんが、三塚氏後援会事務局長ということで、この選挙期間中、張りつて選挙対応したと。中央本部からは、約三千五百票の票を取りなさいという指導、指示があつた。これは同盟の社会的な立場を著しく失墜させるという意味で責任があるのではないかと。こういう疑義が代議員から出されているんですよ。それに対して、辻本当時書記長ですか、仙台の地本の組合長ですか、その後組合長におなりになりましたね。この方が答弁なさつていらるんですが、その事実が否定なさらないで、こういう答弁をなさつていらるんですよ。鉄労は「今日まで国鉄におきます現状は、官僚と社会党、とりわけ国労とが完全に癒着をいたしまして、たとえば違法なストライキをやつても経営の側がこれを認める、こういう状態であつたわけでありまして。そういうやり方に対する反発、また、それが誤りだと決起をしたのが鉄道労働組合でございますが、その鉄労運動に對しまして、」次が大事なんです。

「ここに二、三年、とりわけ自民党内におきます国鉄問題小委員会」この委員長は大臣ですな。この「委員会等が、いわゆる国鉄経営者のやり方に対する徹底した批判、追及、こういうものが行われて、漸次よくなりつつあるわけでありまして。ここきまして、「自民党内部から国鉄における現状批判をし、これではいけない、こういう形で積極的な政治の場における協力が国鉄の体制をよくする方向になつてまいりました事実の上に立つて、民社党、同時に民社党候補のいないところでは中道諸政党を応援する人、私どもは応援しようじゃないかと。」こうなつてゐる。つまり、政治的に協力する立場で大臣はいらつしやうと、こういう意味ですよ。そこで、「そういう二つの問題になりましたので、私どもは、いろいろ

問題があつて皆さん方に、つまり同盟の皆さん方に「迷惑をおかけすることを承知しながら、ある意味で自民党の三塚候補の支援をした、こういうことでございませう。」こう言つていらるんですね。おわかりですか。選挙運動やつていただいたことは、御記憶はつきりよみがえりますか。

○国務大臣(三塚博君) 辻本組合長さんは、本部組合長さんで、この方はたしか大阪鉄労地本の御出身かと思ひます。橋本先生言われました、党事務所であるいろいろお手伝いをいただきましたのは、後藤仙台地方労働委員長でございまして、私のまた友人でもあります。そういうことで後藤さんにごあいさつなどもいただき、大変御支援、御鞭撻をいただきました。そういう正式推薦書という形かどうかは、忘れちゃいかぬと怒られますが、これはもう忘れたわけではございませんが、そういうことではなく、事実上そんなことで、当時、後藤さん委員長さんでありまして、中心となられました。大変御激励、御支援をいただきましたことは事実でございます。

○橋本教君 そういう関係があつて、今日のいろんな事態の中で、鉄労に對して、今私がお話ししましたが、佐藤さんの専任企画部長就任というふうな問題についても特別な配慮、便宜を図つてあげるといふような事態が生じたのではないかと、いふ疑いすらあるんですよ。いかがですか。

○説明員(金田信義君) 先ほどの件で調べてみましたところ、本社の労働課に在勤しておりますときには非組合員の指定を受けておりました。その後、仙台の経営改革準備室へ転勤になりました。今は組合員となつております。

〔委員長退席、理事安恒良一君着席〕

○橋本教君 おわかりでしよう。やっぱりそのまま専任企画部長にはならなかつたんですよ。

そこで大臣、この私が紹介した議論の中でも出てまいりましたが、自民党の国鉄基本問題調査会国鉄再建に関する小委員会、大臣が委員長をなさつておりましたね。そこで、今議論されているように、自民党の議論が鉄労の運動を支持するよう

な方向に事実こう大きく行つてゐるんだ、だから、そういう意味で支持してもいいんだというところがあつたわけですが、読んでみますと、實際そういうことが本場に議論されているんですね。これは自由民主党が五十九年二月にお出しになつたその小委員会の會議録ですから、これは公開されているものですが、例えばこれの第八回の三月二日の議論を見ますと、元運輸大臣をなさつた細田委員ですね、こういうふうにおつちやつてゐますね。いろいろ労働組合のことを議論して、「それから組合はけしからんことには間違いないんだが、国労・動労はけしからんことには間違いないんだが、二回も繰り返している、「やっぱり政治的なひとつの勢力を持つておるもんですから、この勢力をどうしたら変えられるかというところに問題がながつてゐる。これは社会党勢力や共産党勢力あるいは新左翼までつながつてゐる、いったいそれとどう立ち向かうか。鉄労の言われることはそれとおなじですよ。できればこれ、つまり国鉄再建問題、「これでいけるんですよ」。

ここが大事ですよ。この国鉄再建問題で組合対策を進めるんだというのを堂々と言われているわけですよ。いいですか。で、「ただ問題は、いったい政治的にはどうしたらこれができるんだというのを、これからもう少し掘り下げていただきたい。」という意見が出てゐる。まさに組合を敵視して、組合つぶしという言葉を我々よう言ひますけれども、それに近い方向を堂々と議論をして、今度の国鉄再建問題というものは、それはもう大事な突破口になるんだということを言つてゐるわけですよ。こういうふうな姿勢でこういった国鉄改革問題やるといふのは、これは私はもつてのほかだと思ひますよ。大臣の御所見いかがですか。

○国務大臣(三塚博君) それは公開されておる會議録で、当委員会の速記のように、国鉄再建小委員会は百十年余の国鉄の経営形態にまで議論をすることであり、後世に明確にせしめる意味でもというので速記を全部つけさしていただきましたこ

とは御案内のとおりであります。

その間、最初は経営形態からずばり入ったわけではございませんで、国鉄の現場、特に現協——現場協議という、マル生後にさらに一つの形態が確立をいたしました現場協議制というものが非常に問題が多くなつておる。時に現場管理者のつるし上げの場所になり、そのことによって現場の機能が非常にアウトになつておるなどという、指摘が数多くなされたことにかんがみまして、それでは正常な労使関係ではないのではないだろうかというふうなことから、やはり国鉄が赤字であります限り、正常な労使関係の中でこれに対応してほしいという、こういうことも強いその目的でございます。

いまして、議論をさせていただいたときに、国労の委員長、三役、企画部長の皆さん、勤務の皆さん、鉄道の役員の方、それと全施労の皆さんという執行部の皆さんをお招きを申し上げまして、国鉄再建、国鉄労使のあり方について御意見を求め、同時に委員から一時間ぐらい御質問をさせていただいた、こういうことでございます。

特定の組合をどうという意図を持ってやられたわけではございませんが、鉄道労働組合も国鉄の組合として国鉄の再建、再生のためには労使の一体化というものが必要であるだろう。というふうになれば協約に基づいた、また経営、労働問題等々きちんと進められてほしいと、小組合だからといって取り上げられないことではいかぬのではないだろうかというふうなことが議論されたことも実は記憶をいたしております。そんな点で、細田先生がそういうような陳述をされた内容を今お読みをいただいているわけでございますが、細田先生も国鉄の置かれておる労使の現状を何とか正常なものにしていきたい、特に現場が国鉄を動かしておる原動力であるわけでございますから、そういう意味で現場が正常な形に進めさしていただく意味でどうあるべきかということで、鉄道の大先輩でもあらわれるわけでございますから、具体的な意見開陳、また指導者の一人としていろいろ

なサセクションをいただきます、私も小委員長として取り組まさせていただきますわけでございます。そんなことでありますので、よろしくお願いいたします。

○橋本教君 大臣がおっしゃったように、国労、勤務、鉄労それぞれ組合長に来てもらつて、みんな並びの中で議論したんじやありませんよ。今私が言つてゐるのは、この日は鉄労の組合長が来すから、公平なパネルディスカッションじやないですよ。だから、鉄労の組合長が来たときの議論として、言つてみれば問題の見方、本音が出てくるんじやないかということ、大事なんです。こういう考え方が国鉄の最大の組合である国労と、いわゆる協定を結ばないというふうな状況にもなつてゐるということにもあらわれてゐるんじやないかという意味で私は大事だということなんです。

そこで大臣、もう一つね、組合によつて一切不利益扱いはいらない、そういうことはやらないと先ほどおっしゃいました。本当にそうなのかどうか。私は大臣自身の発言についても、この議事録を読みまして、これは絶対に大臣に聞かなくちゃならぬというのが一つあるんですよ。これは、この本の四百四ページから四百五ページにかけて、第十七回、これは五十七年の四月二日のことなんですけれども、三坂常務理事と加藤六月委員との間で鉄道弘済会に毎年国鉄のOBが採用されてゐる問題の議論がありまして、それで三坂常務から「今年度で申し上げますと、二万三千人の退職者のうち、二千六百人を弘済会及び関連企業に採つていただいております。」というお答えがありました。それから話が進展をしまして、給与条件はどうかいろいろ議論がありました。それから、三塚小委員長、ここからあなたの問題の発言が始まるんです。正確に読んでみますよ。「それで常務さん、この二千六百人ですが、駅長さんや助役で悪戦苦闘した人を中心に採つて、国労、勤務で威張りくさつたやつは採らんでしやうなあ。」と、指し書いてある。「このへんたいへん心配をして指

摘してゐる人がおりますものだから。」。そうすると、三坂常務は「主として管理職。」と、こう言いかけたら、あなたは「主として？」と尋ねると国労、勤務出身者をなんば採るんですか、主としてということは。絶対採つたらあかんという言い方ですよ、これは。いいですか。日本語、これはどう解釈してもそうでしょうが。こういうふうにあなたは言つておられる。これを受けて三坂常務理事は「いわゆる弘済会の傍系事業では一般職員もおりますが、そこは厳重に勤務評定をいたしておりました。職場の困り者がいい目にあつたというところにはなつておりません。」とこう言つてゐる。けしからぬじやないですか。国労の労働者をつかまえて「職場の困り者」だとか「国労、勤務で威張りくさつたやつは採らんでしやうなあ。」とあなたは言つたり、こんなことは許せませんよ、これ。どうですか。弁解の余地はありますか。

○国務大臣(三塚博君) そのくだりは定かに記憶はいたしておりますが、速記録でありますからそのとおりであらうと思つてゐます。自由民主党という政党は非常にオープンな政党でありまして、ですから、こうやつて公開をさせていただいて批判を仰ぐということでありまして。

その趣旨は、前段の流れから、第一回からお読みをいただいておりますと、決して個々の問題を取り上げてやるわけではなくして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現場協議の中で二十四時間におわたるそのつるし上げとも見られる状況があらふというふうなことで、十時間程度がしよつちゅうありますというふうなことで、現場長がそれこそノイローゼになつて病気になることとか、特に長崎、この自殺をされたなどということなどまで当時の報道がなされておた事実もあるわけなんです。そんなものから、現場協議は本来労使のための現場をスムーズに進める意味の問題であらうという指摘は明確に出るわけですね。そういう中で国労という使い方をいたしておりますのは、第一組合、まさにそれは国労であるわけでございます。その中においてやはりそれぞれその

行動が、言われますように何派、何派、何派、こんなことでこれあるわけでございます。本来私も考える労働組合は、法制上大事なものであるわけですね。しかしながら、同時に労働組合の前に国鉄職員であらなければならぬというの、これは公労法の要請するやっぱり側面なわけでありまして、すべてこれによつて進めるんだ、時にこの労働運動の中で社会改革という問題にまで突き進むということなども宣言をされたり、いろいろ議論をされたりすることなどもありますものでございまして、そういうことでは公正という意味で問題ではないだろうかというのが小委員会ができた意味で、やはり国鉄関連のところ採用をするというものであれば、五十五で肩たたきでやめられるわけでありまして、一生懸命国鉄のためにやり抜いた者が採用されていく、こういうことが、これがやっぱり世の中の常識であらうということとで申し上げたわけでありまして、決して、だからといって国労といつても、国労の大半の人はまじめでやうやうなわけですから、一握りの方がえらいことで革命的なことなものですから、その人たちを象にお採りするのではないでしやうかと、こういうことだったわけでありまして、決して全体を差別するなどということは一つもありません。

○橋本教君 私は、大臣の能弁な弁解にはとても納得できませんね。大体「国労、勤務で威張りくさつたやつは採らぬでしやうなあ。」言葉がいかにぬすわ、これ。「威張りくさつたやつ」というのはどういうことですか。積極的な組合活動家はいかにぬすわという意味でしやう。そうじやないですか。

そこで、こういうふうな会議録から見られるように、政府あるいは当局の労働政策ということに対しては重大な疑義を持たざるを得ないということとで次の問題にいきます。国鉄の現場は本当に今大変です。自殺者が

どれだけ出ていますか。昨年一月から今日までの数を一遍言ってみてください。

○説明員(渡田信義君) 自殺につきましては、六十年一月から六十年十二月までの一年間に四十五人でございます。六十年一月から、五月十八日現在でござりますが、現在まで十六人発生しております。

多くの職員を預かる者として、その原因のいかんを問わず、このように自殺が発生していることにつきましては大変残念に思っている次第でございます。

○橋本教君 本日に、希望退職どころじゃなくて、命までみずからすり減らし犠牲にしていくなという状況が国鉄の労働者の中に出ておるという問題は深刻です。こういうような犠牲をつくり出しながら、生み出しながら国鉄改革とかなんとか言ったって、人間の命をないがしろにするような改革は許せませんよ。

つい最近の話で言いますと、二月二十一日の夜に、東京新宿駅の出札係の高杉さん、五十九歳が自殺をなさった。これは御存じのとおりです。高杉さんはまじめな人で、助役室の入り口の真ん前にある自分のロッカーに、退職強要には応じませんと、こう印刷してある国鉄のメモ帳を切り取って張りつけて、常にそれを見て、自分は国鉄で頑張ろうと、こう思っていた人ですよ。で、管理職はおれの顔を見るとやめろと言う、しかしまだやめないよと、こう同僚にも話しておった高杉さんですが、二十一日の夜十時ごろ、夜遅く亡くなった。その直前の午後八時ごろに高杉さんは二人の出札助役に呼ばれたようですが、どんな話をしたんですか。

○説明員(金田信義君) 退職勧奨の話をしたと聞いております。

○橋本教君 それですよ。やっぱり退職勧奨の話がされて、どうにも断り切れないという気持ちになったのか、希望を失ったのか、あれほど頑張ると言っていた人が亡くなったわけですよ。この高杉さんについては、同僚の皆さんがこう言ってお

られます。とにかく仕事が好きでな人でした。朝七時半から夜遅くまで、それに公休日にさえ出て働いていた。公休日ぐらいいんだったらと言ったことがあるんだけど、好きだからやっているんだよと、こう言っていた。それに、ちょっとぐらいいん風邪を引いても、横になって自分で治すような人だった。昭和三十一年から同駅に残されている資料をのぞいても、無遅刻、無欠勤で、休んだのは忌引の一日、組合のスト参加による賃金カットのみ、こういうまじめな人だった。まさに高杉さんにとっては国鉄の職場そのものがこの人の人生だった。こういう人に対してしつこく退職勧奨をやったということが、まさにこの人という命を失う、自殺を誘発したという、直接の動機ははっきりしているじゃないですか。総裁、どう思われますか。

○説明員(杉浦善也君) 自殺者が職員の中から出るといふことはまことに痛ましいこととございまして、私の部下でございまして、そういうことがあつてはならないというふうに日ごろから思っております。ところでございまして、よく事情調査をいたしておるわけですが、そのうち自殺の原因といふものが、なかなか自殺そのものの性格上つかむことができません。しかしながら、いづれにいたしましても職場におきましてこういう痛ましいことがあつてはいかぬという気持ちは変わらないうけでございまして。

いろいろな意味におきまして、あるいは精神衛生、教育等の問題もあらうかと思ひますが、いろんな工夫をしながらこうしたことのないようにこれからのいかにいかに、また何らかの施策を講じていきたいというふうに思っております。

○橋本教君 この高杉さんだけではありません。四月二十二日には品川保線支区の高浜管理室桑原さんがこれまた倉庫の中で帰らぬ人となつています。この桑原さんもいつも仕事が好きで、あつた仕事はどうしようというのを言つておつたようでありまして、私が得た資料によりますと、合理化によつてその職場は八名から六名に人減らしを

されて大変な労働強化になった。そしてさらに一人が向出する。そうすると五名になる。そしてその中で管理職が病気で休まれるという事で四名になる。この四名で横須賀線や品川駅構内の線路の安全確保、保守管理、こういう責任を持つて本日に大変だったという過労状況だということも言われております。だから、こういうことを考えますと、本日に私は今国鉄の職場の労働者は大変な状況に置かれていて、このことについて目を向けて、抜本的な改善策をまずこの点で講じなくちゃならぬということは当然だと思ふんです。

ところが当局はどういうことをやっていますか。私が我慢がならぬのは、六十年二月二十一日付で「職員の自殺について」という厚生課長通達が出ています。間違ひありませんか。

○説明員(渡田信義君) 今の各管理局等に「職員の自殺について」という書面を出したのは事実でございます。それはこういう自決者の把握につきまして、今までも部内の規程によりまして、もろの業務外の傷病者の報告の中でその件数の把握などをしておつたところでございまして。

今回、こういった報告をとることにいたしましたのは、先ほど総裁が申しましたように、この自殺の死因につきましては十分何が本原因であるかといふことはなかなかつかみにくい点がございまして、私どももいたしましては、精神衛生管理を健康管理の一環としてとらえるとか種々の対策を講じて、とにかく万全の対策を期するためにはまず自殺の発生状況というものをできるだけ早くかつ詳細に調査することが必要であるといふことがその起因でございまして。また、特に最近派遣に出ておる方、いろいろな要素も出てまいりましたので、そういうことから私どももいたしましてはそういう自決の発生原因等々をできるだけ早くつかむためにこういう書面を出したような次第でございまして。

○橋本教君 私は、どこの企業が自分の職場に対して自殺者が発生したら報告せよというふうな通達を出しているか、国鉄だけじゃないですか、ほかにこんな企業がありますか、こう言いたくなりません。それはまさに、当局自身がこれだけの自殺がふえるというこの状態に対して、これを根本的に改善するということではなくて、こういう通達を出してちゃんと報告せよというふうなことで対応しようとしている、まさに形式的なことだと言わざるを得ませんよ。

これを生み出した原因は何か。一つは、まさに国鉄の労働者に、国鉄に希望を持たせるような政策をしないで、解体して、分割して、国鉄をなくしてしまふ、こです。もう一つは、行き過ぎた合理化、労働強化、これによつて職場は本日に大変になっている、労働者は過労だ、こういうことです。そしてさらに、やめなさいという肩たたきですよ。

だから私が言いたいのは、こういう通達を出すのではなくて、この法案によつて希望退職を二万人から集めるんだと胸を張ってやるんではなくて、本日に労働者の意思を尊重して、退職強要、労働者が命を捨てるような、そういうことは絶対に起こさないために、退職強要は絶対にしないといふことを固く誓う、これが大事じゃありませんか。先ほどの高杉さんでも退職勧奨について話をしたその直後に亡くなったといふことは認められたとおりです。

この問題について、労働者には退職は絶対に強要するような態度、そぶりを含めて、一切当局はそういうことはやらないといふことを厳に自戒してもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(杉浦善也君) 企業は、いろんな事情で職員管理というのが必要でございまして。定年制が国鉄ではとられておられませんが、長年の慣習によりまして、勤続年齢といふものがあるわけでございます。平常時におきましてもそういう年齢層に對しまして、後進に道を譲るといふ、そういう意味での話し合いといふものは、新陳代謝といふことの必要性から私は必要であるといふふうに思ひます。

○橋本敦君　今答弁なさったように、異常に自殺者がふえているというこの事態について、この問

五十七年度が千三百三十二億円、五十八年度が八百八十億円、五十九年度が六百七十二億円、六

つていくということですから、まさに国民にツケが回る形で今車両費がどんどんふえていく。そう

だきたいと思います。「経費の節減について」という資料がありますので。

○理事(安恒良一君) 資料を配付してください。

【資料配付】

○橋本敦君 今お配りした資料は、答弁資料としてお手元に差し上げたんですが、これは国鉄本社施設局が会議のためにつくった資料でありまして、私が独自の調査で入手したものであります。この「経費の節減について」という表題で、今後の土木修繕費がどうなっていくかということがそこで一目瞭然であります。

まず、一枚目の表の上の表を見ていただきますと、昭和五十九年度の土木修繕費の実績が、これが単位億円で出ておりますが、北海道が十七億円、四国が五億円、九州十四億円、三島とつてみるとこうなっております。ところが、六十二年年度の土木修繕費想定、これは監理委員会の計画から国鉄が推定したものであります。どうなるかといえますと、北海道はこれが五億円に減らされますから、何と五十九年度の二九％になつてしまします。四国はこれが二億円に減らされますから四〇％に減つてしまします。九州は土木修繕費実績が十四億あったのが六億に減らされてしましますから四三％、こういう状況になつてしまつてあります。これはまさに安全対策ということから見てゆゆしい問題ではないかと思うのであります。こんなことで、新会社、民営移管ということになれば、土木修繕費が激減をしようというふうな状況を許してよいのでしょいか。総裁、どう考えられますか。

○説明員(前田喜代治君) ただいま先生おっしゃいましたこの資料に基づきまして、ここで拝見させていただいたわけでございますが、ちょっと具体的にその将来想定につきましては、ちょっと詳細に後で見ていただきたいと思います。おっしゃいますけれども、一般的に申し上げると、修繕費といふものはいろいろな施設の利用状況との絡みもございますし、それから施設の強度、基礎となります設備の状況等にもよります。したがって、いろいろな兼ね合いがございますが、一方で、安全につきましては工事経費等も投入いたしまして基盤を強化しているというふうなこともございま

す。一方で、またそこで稼働いたしますいろいろな資産、車両数あるいはロード等でその修繕の度合いというのは変わつてまいりますから、そういうものの兼ね合いを推定して、将来はこのぐらひでやたらどうかというふうなことでこの想定数値が出てくるのかと思ひます。

具体的には、国鉄といたしまして今後これらの計画は詰めてまいることになるかと思ひます。したがって、必ずしも金額が減つたから、あるいは少ない金額だから工事あるいは安全について手抜きをしているというふうなことは決してないかと思ひております。

○橋本敦君 これはもう問題ですよ。土木修繕費というのは、北海道やあるいは四国や九州やら、こういうような線の安全を確保する上では、これはもう大切な資金ですよ。これを今私が指摘したように五十九年度の三〇％以下にしてしまつて、四割台に減らしてしまつて、これだけ切つて、これで本当に全線にわたつての安全確保できると本気で考えておるんですか。まさにこういうことが出てくるのは、北海道、四国、九州という三島、この三島の新会社が黒字経営を基盤として考えた上で計算をするならば、修繕費はこれぐらひに抑えなくちゃならぬという採算ベースから来ていると思ひませんか。

この表の右側の一番上を見てください。(3)としてどう書いていますか。六十一年度を新事業体への移行のためのトレーニング期間として取り組む」ということで、「下級線に対する本社特修工事」は全面抑制する。下級線というのは言うまでもありませんけれどもG4以下の一日当たりの輸送人員が四千二百以下、そういう少ない下級線に對しては、まさに六十一年度で新会社移行のためのトレーニングとして本社特修工事は全面抑制する、こういうこともやろうというんです。それから、その次見てください。「国鉄としての最終年度に、幹線系の健全度ランクA」構造物をできる限り多く解消することが、新事業体への良

好な引継ぎと考える。今度は幹線部分については「A」の危険区域は全部なくしてしまつて、完全に補修してしまつて健全体として引き継いでいくようにする、幹線は大事にそういうことを守るが、下級線は切り捨てる、これを六十一年度トレーニングとしてやると、ここまで言つておるんです。まさに国会でまだ通りもしない分割・民営化そのものを大前提にしてこのためのトレーニングをやつてこつた費用を抑制していく。もつてのほかにありませんか。

総裁に聞きますが、トレーニングとしてこういうことを国鉄でやらしておるんですか。ここにそつ書いてある。弁解のしようがないでしょう、これは。

○説明員(岡田宏君) 私は、今先生から御指摘いただきました資料がどういう形でいつの段階でだれの手によつて作成されたかということとはよく存じ上げないのではありませんが、それを前提として答弁をさせていただきます。

【理事安恒良一君退席、委員長着席】

今先生からお話ございました「六十一年度を新事業体への移行のためのトレーニング期間として取り組む」ということでございすけれども、本社特修工事と申しますのは、本社で特別に修繕費を手当てして配付している工事でございす。したがつて、そういうものは全面抑制をするということを書いてあるんだと思ひますが、ということに即修繕費の全面抑制、下級線を切り捨てるというところにつながる性格のものではないわけでございます。

なお、今後の修繕費の投入の仕方というものについて考えてみますと、今まではどちらかといふと全国の線区を非常に大分けをいたしまして処理をしてまいりました。今後の考え方といたしましては、それぞれの線区の実態、すなわち通過トン数でございすとか、あるいはその上に走つております列車のスピードでございすとか、いわゆるそういう土木、建造物に与える破壊力の

大きき、それから並びに現在の設備の持つてゐる状況、そういうものに対応いたしましてきめ細かく修繕費を投入し、管理を行つていく必要がある、そういう考え方に基きまして、いろいろなトレーニング期間として取り組むという精神でつづけていくというふうな考えでおります。

○橋本敦君 納得できません、そういう答弁は。次の紙見てください。次のページ、「節減施策及び内容」、まず左側を見ましよう。左側の下のすね、「線工修設備修繕の全面抑制(一〇〇％カット)」と書いてあるわけ。「安全さく等の修繕の抑制」、いいですか、これは「直接運転に影響を及ぼさない」、こう書いてある。安全さくが破れて子供が入つてきて、死んだらどうするんですか。「一〇〇％カット」。「直接運転に影響を及ぼさない」から、こういうことで、五十九年度実績一・九億円、これが六十二年度にはゼロ、ゼロになるんです。それで国民に対する安全の責任を持てるんですか、安全さくが壊されて、はつておいていいんですか。これが一つの問題。

右側、どうですか。「ポイント換替の見直し(二〇％カット)」鉄けた保守上、極めて重要ではあるが、それはそうですね、ポイントを塗るのは、鉄がさびますから。「修繕費全体節減の中では、抑制を考慮しなければならぬ」、こうして国鉄自身鉄けた保守の上で極めて重要だということを認める分についても二〇％カットをして、五十九年度実績三十五・六億円を二十七・八億円に絞ろうというんです。これも心配じゃありませんか。さらに私が許せないのは、次の問題です。

「地交線安定輸送レベルの見直し」、地方交通線。今言つたように、幹線についてはそれなりに金を使うけれども、そして新会社に移行する、健全な状況で移行するといふようなことを言うんだが、地方交通線、これについてはどうですか、「安定輸送に支障が生じてもやむなし」とする施策、こういうことを本気で考えておるんですか。五十九年度実績三十二億円ありますが、これを十億円削つて二十・八億円にする、まさに地方交通

線の切り捨てにやありませんか。こういうことが
国鉄の分割・民営という名で行われるということ
は、私は絶対に許せないことだと思ひます。

○説明員(岡田安君) 先生御質問ございましたが、
項目についてお話を進めてまいりますけれども、
まず、線工設備修繕の全面抑制ということでご
ざいます。これは、安全さく等の修繕を外注で
やることは極力抑制をしようということでござ
います。必要のある部分、どうしても安全さくが
なければいけません。沿線住民の方々の安全が保ち
たいという部分については直轄施工によってこれ
を対応しているという考え方であるというふう
に考えます。

それから二番目の、「ポイント塗替の見直し」と
いう点でございますけれども、御承知のように、
ポイントの老朽劣化の度合いと申しますのは、そ
の地域地域の自然環境条件によって非常に大きな
差がございます。そういった意味で、一律的に、
例えば四年周期で塗りかえる、三年周期で塗りか
えるということではなしに、必要な部分、しかも
構造的に問題があるような部分については、とも
かく安全を確保するという点では極力進めてい
く。しかし、それ以外のものについては、保守状
況のいいもの、自然環境条件のいいもの、そうい
ったところについては、技術力、知恵を使いなが
ら経費の節減を図る、そういう趣旨であるという
ふうに考えております。

それから、「地交線安定輸送レベルの見直し」と
いうことでございますが、ここにつきましましては、
安全はいかなる場合においても確保するというこ

とでございますけれども、例えば多量の降雨があ
った場合の運転規制、そういったものの強化でご
ざいますとか、冬期の輸送障害、そういった問題
についてはある程度考慮をしておかざるを得ない
のではないかと考えておられます。そういうのだとい
うふうに考えております。

なお、一番最後に、こういった施策で今進めて
いるかということでございますが、鉄道の経営の
効率化を図るということは、やはりこれはどうし
ても必要なことである。そのためには個々の輸送
の実態に応じ、設備の実態に応じまして技術力
を使い、安全を確保しつつ、使命を達成していく
必要があるという意味で大いに知恵を使ってはし
い、技術力を活用してはし、そういう指導は
いたしているところでございます。

○橋本教君 一枚目に戻っていただきますと、一
枚目の上の左の(2)の一番下に、こう書いてあ
る。下級線区のことでありまして、「安全対策とし
て修繕費のみに解決策を見出すばかりでなく、
監視強化・運転規制の強化を実施する。」これはど
ういうことかと言へば、修繕費、安全対策費はも
う出しませんよと、できる限り減らします。そ
うじゃなくて労働者の監視を強化し、あるいは運
転規制を強化するというふうな体制を当局がつく
るといふようなことで、まさに労働者の労働強化
の犠牲の中でやっていきなさい、金は出しません
と、こういうことですよ。今、あなたの御答弁は
あったけれども、私は今の国鉄がこういうような
面で、安全対策という問題について、非常に重大
な姿勢をとっていることを厳しく指摘せざるを得
ません。

職場の労働者は希望退職という名、余剰人員と
いう名で職場を追われ、長年の国鉄マンとしての
誇りをもぎ取られようとしておるし、自殺して命
まで亡くされる方がおる。そして国民に対して
は、安全問題は、経営採算ベースを最優先する
という、将来の民営化に備えて、こういうような切
り捨ての方向がトレーニングという形で現に国鉄
で行われようとしておる、許しがたいことだと私

は思うのであります。
ちょうど切りのいいところでございますので、
ここで休憩いたします。
○委員長(岡田洋君) 午後七時に再開すること
とし、休憩いたします。
午後六時二十八分休憩

午後七時五十分開会
○委員長(岡田洋君) ただいまから運輸委員会を
再開いたします。
休憩前に引き続き、日本国有鉄道の経営する事
業の運営の改善のために昭和六十一年度におい
て緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を議題と
し、質疑を行います。

○橋本教君 引き続き質問をいたします。
休憩中にお調べいただいたかと思ひますが、先
ほど私が示した質問をいたしました「経費の節減
について」と、こう題する文書ですが、これは本
社の施設局で作成され、会議の資料として配付さ
れたという資料に間違いはないと思ひますが、確
認していただけますか。

○説明員(岡田安君) 本社の施設局において招集
をいたしました会議において配付をした資料でご
ざいます。
○橋本教君 その会議は、いつごろ、どういう名
称の会議だったのですか。

○説明員(岡田安君) 本年五月だと思ひます。工
事課長会議において配付をいたしました資料でご
ざいます。
○橋本教君 念のために、一枚目の「AA」とか
「A」とか書いてある、これについて注釈をいた
しておきたいと思ひますが、御説明いただけます
か。

○説明員(岡田安君) 国鉄におきましては、橋梁
とかトンネルとか、あるいはのり面もそうござ
います。そういう土木建造物の健全度と申しま
すか、逆に言えば危険度と申しますかをランクづ

けをいたしております。その中でAAランクとい
うのは、やはり変状がありまして、変状が進行
している、したがって何らかの措置を必要とする
というものでございます。Aランクというのは、
変状がありまして、変状が進行している、今
後十分監視を続ける、そういう措置をとる必要が
ある、またランクづけされている建造物でござ
います。

○橋本教君 よくわかりました。
○説明員(岡田安君) 日付、大変そこでご間違
ておりました。四月十八日、工事課長会議にお
いて配付をした資料でございます。訂正させて
いただきます。
○橋本教君 それでは、次の問題について質問を
させていただきます。

前に我が党の小笠原議員が質問をした問題であ
りますが、監理委員会の委員長である亀井さんが
会長をしていらつしやる住友電工が、国鉄の工
事、資材をかなり受注をしているわけですが、小
笠原議員は、五十四年から五十八年、この五年間
でどれだけの受注があるかという資料を当時
請求をしていただきました。それによりまして
住友電工は、昭和五十四年が十五億、五十五年二
十億、五十六年十億、五十七年十五億、五十八年
十億、合計七十億、これは五十四年から五十八年
までの総合計であります。全国で国鉄の受注関
係、これは総額七十億という資料をいただいてお
ります。これは改めて確認しますが、間違いござ
いせんね。

○説明員(岡田安君) 間違いございません。
○橋本教君 当時いただいた資料は五十八年まで
でございましたが、その後五十九年、六十年、六
十一年と、こうなるわけですが、その後の受注関
係はどうなっておりますか。

○説明員(岡田安君) 大変言いにくいことでござ
います。本来は会社別の受注高というのは、
次の二点におきまして言わないことに本当はなっ
ております。
と申しますのは、一つは競争関係にございます

ので、どの会社がどこに納入したかという事は言わない。第二点としましては、会社への国鉄の発注高も毎年工事のあり方によって変わってくるわけでございますので、対前年増減があったからといってその会社と余り関係がないことが公になりますと、大変会社にとってマイナスになります。従来信義上言わなかったわけでございますが、今こういふお尋ねでございますので、あえてそういうことではございませんが、お答えさせていただきますが、五十九年度は十七億弱でございます。

○橋本敦君 ついでに、六十年、言ってください。

○説明員(岡田昌久君) 同じ横ばいでございます。十七億弱でございます。

○橋本敦君 そういたしますと、五十四年から五十八年までは大体十五億、十億、五十五年が二十億ですが、こう推移しておりますが、ふえる傾向にあるということがわかりました。

そこで、私が関東地区、関東地域ですね、関東地域だけで私の方で入手した資料によりますと、受注品目は電線ケーブル、光ファイバーを含みますが、国鉄の発注で関東地域に限った受注額を住友電工について見ますと、五十七年度が三億三千万、五十八年度が五億三千万、五十九年度が二億七千万、六十年が十六億九千万と、こういふようになっている資料を私は手にしておるんですが、御確認いただけますか。

○説明員(岡田昌久君) 本社調達でございますので、その都度の地域別の発注は、全部契約は本社でしておりますが、納地がきつと変わっていると思ひます。それについては、数字を今持っておりますので、ただ金額的にはちょっと数字を正確には確認できません。

○橋本敦君 今すぐ確認できないということですが、調べればわかる数字じゃありませんか。

○説明員(岡田昌久君) 調べればもちろんわかります。

○橋本敦君 それじゃ私の質問はまだ九十分から

ありますから、その間に調べておいていただきたいと思ひます。

私の手にしたこの数字でいきますと、五十九年度二億七千万、先ほど全国的には十七億とおっしゃいました。六十年度も全国的には十七億、横ばいとおっしゃいましたが、関東地域には十六億九千万と非常に大きな伸びでございます。この五十九年度はその他の企業の受注、これを見ますと五十一億九千万とこうなっております。住友電工はそのわずかと云つてもいいんでしょうか、五％です。六十年度になりますとぐっとふえまして、十六億九千万はその他の会社の受注額二十二億七千万、だから四三％を占めると、こういふことで非常にシェアが大きくなっています。私がなぜこの問題を指摘をするのかということはおぼろわかりだと思ひますけれども、六十年度になつて、今言った数字が事実とすれば、五十九年度が二億七千万ですから、六十年、それも六十年九カ月の資料で十六億九千万ですから前年の六・三倍と、こう急増しているわけですね。シェアはこの地域で他の企業との関係でいけば四三％になっている。

そこで、この問題は全体の設備投資が国鉄としてどうなっているかということの比較で一遍考えてみたいのです。

監査委員会の報告によりますと五十六年から五十九年まで設備投資額が出ておりますが、五十六年から五十九年、今すぐお答えいただけますでしょうか。

○説明員(前田喜代治君) お答えします。

国鉄の工事経費の決算額でございますが、五十七年が八千八百億、五十八年が七千五百億、五十九年が六千四百九十億といったところでございます。

○橋本敦君 ついでに予算になりますか、六十年、六十一年おわかりになりますか。

○説明員(前田喜代治君) 六十年は工事経費が四千三百二十九億、それから六十一が四千四百十四億であります。

○橋本敦君 私の調べた数字でもそうなっておりますのでこれは間違いのないと思ひます。つまり国鉄の設備投資額の全体の推移を見ますと、今おっしゃらなかったけれども五十六年は一千八百八十五億で、五十七年からおっしゃっていただきましたが八千八百億、それが六十一、四年四千四百十四億、今お答えのとおりで半分以下に減つてきているわけですね。つまりこれは監理委員会の設備投資抑制という方針に沿つていっているわけでありまして、全体としてこういふふうになつて国鉄全体の設備投資額というものは減つてきている。そういう中で今私が指摘しましたように住友電工の受注額というものは、減らないどころか関東地域について言えばこれは六十年は前年度の六倍、十六億余にも及んでいるわけですね。全国的に見ても五十八年の十億に比べて五十九年十七億、六十年十七億とふえている、こういう関係になつていっているわけですね。そこで運輸大臣あるいは総裁に御意見をお伺いしたいのでありますけれども、本来国鉄の職員について言いますならば、国鉄と密接な取引関係があるということになれば役員その他に就任できないということとはこれはもう当然のことである。

監理委員会については全然野放しでいいんでしょいか。いかがですか。お答えをお聞きしたい。

○政府委員(棚橋泰君) 法律的には、国鉄再建監理委員会委員については役員とかそういうのと並ぶような規制は特にございません。

○橋本敦君 法律的にはない。法律的にはないというのとはそれと知り合っています。しかし、法律的にはないというので、それでいいのかというところなんです。なぜならば、現在の監理委員会の持つていける権限と機能は、国鉄の分割・民営化に向けて積極的これを推進するということと非常に大きな権限を持つていける、そういう位置づけになつていまして、だから国鉄の一役員というように立場以上に、再建監理委員会の委員長という立場は、これは国鉄の今後の経営あるいは合理化を含む体質改善の問題、それからさらには設備投資全体の抑制をどうするかという問題の基本方針

針の策定、さらには具体的な分割・民営化に向けてどういふように進めていくかということについての全般的な方針、これについて非常に強力な権限と発言権を持つていけるという機関だ、こう思ひますが、大臣どうですか。

○政府委員(棚橋泰君) 国鉄再建監理委員会は、内閣総理大臣に対して国鉄の改革に関する基本的な重要事項に關して意見を申し述べる機関でございます。したがって、国鉄の業務そのものの個別の問題について何らかの権限を持つていけるものではないと思ひます。そういう意味で法律的にも先ほど申し上げましたように理事とか監査委員というふうなものとは一線を画しておるわけでございます。そういう意味で先生おっしゃるやうに、国鉄に対して強い権限を持つておるといふやうな機関ではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○橋本敦君 そうすると監理委員会は、総理大臣に答申は出されども、その後国鉄の具体的な方針に向けての作業あるいは分割・民営化に向けてのいろいろなプロセスについて、その答申どおり進んでいるかどうかについてこれはもう全然無関係、無関心でいいわけですか。何の発言権もないんですか。

○政府委員(棚橋泰君) 私が申し上げておりますのは、国鉄の改革というそういう一般的な政策方針について意見を述べたりそういう権限を持つておるわけでございます。個々の国鉄の業務運営そのものに対して云々するという立場にはないというのを申し上げておるわけでございます。

○橋本敦君 その一般的な根本方針について意見を述べる権限があるというのが大事じゃないですか。まさにそれが今国鉄改革ということの基本路線として問題になつていける。根本的な問題について答申をしようとする、そういう権限を持つていけるそのところに、今お話ししたように、いいですか、巨額の国鉄との取引受注をやっている会社の会長である亀井さんが座つていられるという問題は、今私が指摘した、国鉄法等で国鉄と取引関係

にある者は役員になれない、監査委員になれない、こう規定している法の趣旨からいっても野放しでいいということにはならぬのじゃないか。当たり前じゃないですか。もう一度重ねて、大臣の御見解を今度は伺いたい、大臣のひとつ御見解を述べていただきたい。

○国務大臣(三塚博君) 今議論を聞いておりますと、国鉄再建監理委員長の職責を利用するといいますが、あるいはその権限の影響で仕事が多計にいったのではないだろうか、(橋本教君)そんなことは言っていないと述べているように聞こえるんです、トーンに。

私は、その辺から申し上げさせていただきますと、亀井さんはなるほど住友の会長職であるわけですが、大塚、橋本先生もお会いになって見られるとおり、非常に廉直な方であります。国家の大事、また鉄道という大変大事な経営方針を打ち出すことに、二年余、精力的に社業を投げる形で努力をされたわけでありまして、私は土光会長と並び称される立派な方だと尊敬を申し上げておるわけでありまして、あの方が自分の職を売り物にしてけちなことをするとは私は信じがたいし、全然信じません。

同時に、監理委員会が、棚橋再建審議官が言われますように、一般的な面において政策提言がありますとか、同時にまた、政府を通じて、運輸省を通じて、国鉄にはやりこいう方向、今御指摘のよう設備投資でありますとかいろいろの経営改革でありますとか、こんな点でということもありませんことは事実であります。そういう意味で行われておりますことはもう既に今日まで答申を出されるまでの間の形で先生も知っておられるとおりでありまして、そういう点から言いますと、亀井個人という点ではなく、法律によって設立をされた国鉄再建監理委員会というこの機構がその提言権を持つ、政策提案権を持って政府に対して申し上げると、こういうことで法制上の構築になつておるわけでございます、それとこれがどう絡み合うのかは、これは先生の言われる立場と私

どもが見ておる立場では相当な懸隔があるなど、こういうふうに思っています。

工事量が年々こう減つておるのに、電線部門がそれが多いのではないかと、発注量が多いのではないかと、まことにそれは三十管理局、工事二十八局でしようか、その中で局に全部委託をいたしておるという国鉄の現在の経営の実態から見まして、それぞれの工事担当、あるいは施設なんでもしょうか、その辺が入れなりあるいは時に随契なり、いろいろ規則に基づいた形の中でやられておるものであるというふうに私は聞いておるわけでございます。

○橋本教君 大臣、私は亀井さん個人が仕事を自分のところに引つ張つてきたというようにお話を言っているんじゃないんです。まさに政治の仕組み、行政の仕組み、そういうことの中で国民に対する公正の担保を貫くという、そういう政治姿勢の問題として考えた場合にこれだけのいかといふ問題提起をしているんです。ですから、国鉄法等で国鉄とそういう利害関係を持つていて人が、国鉄の総裁、役員になつてはならないと決めている趣旨は、今日の事態において再建監理委員会に対して適用してしかるべき大事な節度と問題を含んでいって、こういう意味で指摘しているんです。大臣、多くも議論しませんが、希望退職も、労働者にとつたらたまらぬですよ。希望退職で国鉄やめなさい、そしてまた将来は新会社へ行けるのか行けないのかの不安もありますしね。清算事業体へ行かされてしまったらそれこそ三年以内にどこかへ行かなきゃならぬという運命でしょう。労働者はそういうことになつていくんだが、そういう労働者の整理合理化をやりなさいと号札をして旗を振つておる国鉄再建監理委員会の委員長が会長をしていらつしやるその会社は、国鉄から年十七億を超える受注をどんどんやつてそれなりの利益を得ているというの、国民から見ても、労働者から見ても納得できるような話じゃありませんよ。だからそういうことは政治の場でなくしていくということが大事な課題になつていくんじゃないか、私はこういう問題として指摘をしているんです。それは大臣がお考えになつてもそうでしょう。労働者の首を切つて合理化やれと、二十万人体制やれと旗を振つておる人が、その人が会長である会社は赤字になるどころかどんどん受注をして大きくなっていくことをこのままほつておいていいの。こういうことですよ。

○国務大臣(三塚博君) 長谷川運輸大臣のときだと思ふんです。この法律が通りまして監理委員会が設置されました際、内閣総理大臣と相談をし、三顧の礼をもつて委員長に御就任をいただいたと聞いておるわけでありまして、今御指摘のよう

に、そうでありましたら、公正のために委員長をおやめをいただく、あるいはどうだと、こういうことの問題であります。なかなかそこは就任の契機が、なる方が実際問題としておらなかつたわけでありまして、それを御懇請をし、これにおなりいただいたという点で、まさにきちつとした形で御就任をいただいたわけでありまして、恐らく亀井さん自身も受注がこんな形になつておるといふふうには理解をしておらないのかと思ひますし、その十七億という額が、国鉄全体の中で、他の関係専門業者の中でどれだけのウェイトを持つものか、私も今初めてここでお聞きしておるわけでありまして定かではありません。総合的に全体を見てこれは亀井さん自身が判断をされるべきものであつて、政府とすれば懇請を申し上げて御就任をいただいたという経過がある、こういうことで御理解をいただけないだろうか、こう思つ

ておるところであります。

○橋本教君 じゃこの問題は、議論のすれ違いもあります。私としては先ほど指摘したとおりしていただくのが筋だと、こう思つておりますが、次に質問を移してまいります。

それについて先ほど調査をお願いいたしました数字でございます。調査をお願いしたいと思ひます。それじゃここに書いてございますから、もし必要でしたら、(資料を手渡す)

次に、私は品川貨物跡地問題について質問をしたいと思ひます。

これはもう既に、新聞等でも報ぜられて大きな話題にもなつた事案でございますが、品川貨物跡地、面積にして四万六千平米、売却価格は一千一億五千万円、大変な高値で売却できたということで、当時の新聞報道を見ますといずれも予想外の高額、時価の三倍か二倍かといったような記事が随分と出ておるところであります。

これにつきまして、これは興和不動産という会社が取得したわけでありましてけれども、入札に至るまでの経過を御説明いただけますか。

○説明員(岡田宏君) 本件用地につきましては貨物の合理化によりまして発生した跡地でございまして、ただ、考案方としては二つに分かれておりました。一部はこの売却の時点で既に発生をしていた跡地でございまして。約半分、残りの半分につきましてはまだ使用中でございましてたけれども、土地利用の観点からさきの用地と一体的な活用が望ましいということで判断をいたしましたので、当該施設の取り扱いについて検討をいたしました結果、六十年三月までに移転が可能であるという見通しがつきましたのでこれらも含めて売却することに決定をしたわけでございます。それで売却にすることにしたのは五十八年の年度末、すなわち五十九年の三月でございますが、売却公告を五十九年の三月三日、朝日、毎日、読売、日経、交通の各新聞に掲示をいたしました。それに基づきまして三月六日の日に現地説明を十三時三十分から行つております。

話で、もちろん私も予定価額を上回っていますので落札をいたしているわけでございます。それは間違いございません。

○橋本敦君 それはわかつていんです。私が言うのは、予定価格をかなり上回った金額だったということじゃないかと、こう聞いているんです、経緯の問題。

○説明員(岡田宏君) かなりと申しますか、相当と申しますか、若干と申しますか、上回っていることは事実でございます。

○橋本敦君 日本語はようけあり過ぎて困るわけです。まあかなりのものであるはずなんです。

それで、国鉄としたら高い値で売れて、それはいいということかもしれません。しかし、このために地域の地価が高騰するという現象が実際に起っている。これはもう避けがたいんです。

それからもう一つは、この地域で——これは東京都でいえば、これは何区でしたかな。——港区ですね。港区自身が、公的な計画として宅地化を進めたいということで、港区全体の人口減少に歯止めをかけたという構想も持っておりまして、何とかこの地域の活用で、土地も手に入れた、そして住宅を張りつけて宅地化を進め、住宅もふやすということにして活性化を図りたいということと宅地化運動というものを考えておったんですが、かなり金額が高いのでこれはあきらめたんです。それなら住宅・都市整備公団、公的なところに買い取ってもらいたいという意向も持っていたんですが、それが突らなかつた。これだけ高騰したたら手が出ないというわけです。こういう問題について、国土庁はどういう見解か。当時の新聞を見ますと、国土庁は余り高過ぎることは国土利用計画の問題からいってもやっぱり困る言っているんです。これは私はよくわかるんです。

例えば、一定面積以上の土地売買ですと、普通はこれは国土庁が所管をいたしますし、それから当該地域を管轄する知事がその価格についても、その取引価格が異常な場合には適正になるように指導する権限、そのための必要な処置も講じられるというふうなことにして不当な地価高騰が起こらない、思惑の投資で地価高騰が起こらないような、そういう建前もこれは持っているわけなんです。ところが、国鉄が土地を売買する場合にはこれは国土利用計画法、これによって規制をするという適用を受けないわけですね。そこで、いいですか、大企業が高額な入札をやって手に入れると、自治体は手も足も出ないというふうなことで、地価はどんどん値上がりするという現象をあらわしながら大企業が手に入ることになります。きやすい条件がある。そういうことになりました。国土庁の土地利用調整課の方でも、今回のようなそういう高値の取引が行われるということになりますと、これは国土利用計画法の適用外だけれども、国土利用、そういうものを全体、地価の問題から見て問題なしという意見も言っていることが新聞で出てますよね。大臣はどう思われますか。

○国務大臣(三塚博君) この品川の土地売買もたらしましたショックは、当時のマスコミまた政府間においても議論がございましたことは承知をいたしております。

今回の国鉄改革は国民共有の財産を非事業用地という名のもとにこれを売却処分をする、あるいは付加価値をつけて高い値段で公開入札のもとにお買いをいただく、そういうことでできるだけ国民負担を軽くすると、これも大義名分であり、公的利益という意味では国民負担を少なくするという意味で正解だと思っております。

ただ、先生御指摘のとおり、この例にとられました問題、これは大東京の問題であり、今度は各府県庁所在地あるいは中核都市の中心は駅舎、駅広であります。そういう点になりますと、その地域がそのことによって地価の高騰をもたらす、国鉄非事業用地の売買が大変そういうことでまた公益に反する、国土庁の、政府としての土地政策に反するという指摘、これも正解だと思っております。ここが実は今回私どもこの改革案をつくるに当

たりまして大変苦心をしたところであり、いわゆる仮称清算事業団、旧国鉄、この法律をつくらしていただき、その方式を第三者機関で検討し、どうするか、こういうことでここに任せをしようとしたのもそういうことであり、よって原則として公開入札をいたすと。時に随分あり得ると。この随分あり得るといふのは、まさにその相手は公共自治団体である。これが大原則に、基本原則になっておるわけです。買って、転売をしてもうけるという公共自治団体でもこれ困るわけでありまして、ましてやそれに類似するものは対象にならない、こういうことでございまして、再開発、都市計画という意味で、県なりその所在市町村、市が一体となりまして基本計画をつくり、明確なものでありますならば清算事業団がそれを審査をし、時価相当額でこれを譲渡すると。その場合、地価の配慮がどう行われるかは、第三者機関の算定基準の決め方、またそのやり方を御審査いただくためにつけておるわけでありまして、から、そちらに任せ、適正な方式をつくらせていただき、今御指摘のようなことで地価高騰でマイホームもつくり切れない、あるいはその土地が公的なものの施設も建ち切れぬということではならぬということだけは踏まえていかなければならぬのかなと、こんなふうに思っております。

○橋本敦君 この興和がこの土地を取得しましてから、今お話をした準工業地域としての最大四〇〇％という限度を設けられた容積率、この問題が変更される動きというのはいずれに出でてくるわけですね。まず都知事と建設大臣との間で都心再開発計画というのが合意されたわけですが、これは従来の容積率の全面見直しがこれによって浮上してきている。総理もデレギュレーションということを民間活力の活用ということで強調されておられたわけですが、そういうことで規制緩和という方向へずつと問題が進んでおる。そして、具体的にこの港区でも国鉄の沙留用地あるいはその周辺土地の活用をめぐって、容積率の最大は一七〇〇％にしたらどうかというふうな緩和提言、これも出てくるというありさまになっております。したがって、興和不動産は時価よりもはるかに高い金で一千億も出してこの土地を取得したということとは、結局は中曽根総理のおっしゃる民間活力の活用、規制緩和という方向をにらんで、容積率が四〇〇％からさらにふえるということににらんで、こういった高値なこともあえて採算ベースに将来は合うという見通しのもとに落札をしたということが状況として考えられるんです。その証拠に、この興和不動産がこの土地について利用計画というふうなものを出しておるんです。つまりこれでも、これによりまして四〇〇％のときはこの土地には三棟の建物、しかしこれが規制緩和されれば四棟の建物が建てられるというふうな見取り図もつけておるのを入手しておりますが、その巨大なビルにはIBMが入り、規制緩和でできるもう一つのビルには工事受注の大林組がまるつきり本社をそこへ移転させて入ったというふうな話もあるというふうなこともささやかれておるよう、国民の財産である国鉄の土地がこうしたこと大きな企業に高値で売られまして、庶民は寄りつけない。大企業がまさにここを地盤にしてそれぞれの企業収益を上げるために、庶民とははるかに違う大きな次元での何百億、何千億を動かしてのプロジェクトに進進をしていくという状況がここにもあるわけでありまして。

私はこういう状況を見まして、国民の財産である国鉄の売却というのを通じて民間活力の活用と、こういいますけれども、結局は大企業の活力をますます強めていくという方向が目に見えてくるように思っております。したがって、国民の財産である国鉄の財産は、これはやっぱり国民全体の利益というのを守るという原則を何としても守る姿勢を貫いていただきたいということを、先ほど大臣の答弁もありましたが、重ねて政治姿勢として要求を申し上げるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博) 大変難しい問題であらうと思います。当時、国鉄が品川用地を得ることにつきましては、年度末に毎年の国鉄予算編成をいたすわけでございますが、財政当局の編成方針は、できるだけ借入金を少なくいたしまして自己資金をこれに投入をし進んでほしい。これは当然なことだと思ふんです。何せ一兆数千億円の利払いでも自分の首を絞めることになりますから、そんなことで行われる。その際に非事業用地を一千億売れとか、この際この予算であれば一千六百億売れとかということでやられる。運賃値上げというのにも限界があるわけでありまして、そういう点で行われた中にこれが当てはまる物件の一つであったと。その当時は大変高いもので売れて、国鉄の総裁以下皆さんは、やあよかった、高く売れて、こういうことで乾杯したとかしないとか私も聞いたわけでありまして、ところが、政府で物議を醸し出すほどの高さでありましたが、橋本先生御指摘のように、今度は容積率が変わる、指定の色が変わるということで土地の価値がまた出るということとは、何ともはや、政府がこれを追いかけて回すことはできない。しかし、御指摘のように、民活の中でそういうことである、こういうことであれば政府のまた決定がそこに与するということ意味では御指摘のとおりであらうと思うのです。

ただ、その場合に、これをどのように公平に社会に還元するかということでありますれば、税制でこれを見る以外にないのかなと、こんなふうにも思ひますし、その辺のところは明らかに先行投資のような形ではあります、あるいは経営戦略で先の目があったということになるのかもしれないが、常識を外れた、国民の合意を外れた利益というものであれば、これは国庫にやはり返してやらうというふうなことをこまめに来ますれば考えなければならぬことかなと。ただいまの御指摘をしかと受け取めながらその辺のところを研究してみたいと思っております。

○橋本教君 それともう一つ、国鉄について疑惑を完全になくす、そういう建前をきちんとするた

めに私は、さっきおっしゃった入札保証金はきちんと一割とは限らぬという話ですが、前の日にやるといふようなシステムではなくて、その日にきちんと入れてもらふというところで、情報の収集や談合や、情報漏れに漏れているというふうな疑念が一切残らないというふうなシステムの工夫も一層してもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(岡田宏君) 先生の御指摘を踏まえて、事務的に可能な限り、極力そうしたいということでございます。現に、最近の入札におきましては、例えば同日午後から入札をする、同日の午前に入札保証金を入れてもらふ、そういう仕組みも考えております。

○橋本教君 次の問題にテーマを移します。労働者の雇用安定の問題であります、蒲田電車区では、現在、実働現在員が三百九十五人、そのうち三十九名が余剰人員とされているというふうに聞いておりますが、そういうことでしようか。

○説明員(渡田信義君) 現場の話でございますので、今手元に資料は持っておりませんので、確認はさせていただきますと思ひます。

○橋本教君 いや、後でまた調べていただければいいと思ひますが、間違いないと思ひます。

問題の広域配転によりまして、先ほども議論があったんですが、北海道から四十九名の皆さんが蒲田電車区の職場に配属されるようになってきた。来られる方も、はるばるとふるさとを捨て、住みなれた北海道を離れていらっしゃるのですから大変ですが、今度は、受け入れる側にしても、今でも三十九名の余剰人員があるとされているところ、この四十九名が広域配転で入ってこられまして、この四十九名の皆さんは余剰人員にしない、こういう約束で入ってくるというわけですから、その分だけまたここで余剰人員を玉突き状況をつくり出す。先ほど議論がありました。そういうことになる。つまり、現場で労働者と労働者

が、同じ国鉄で働く仲間でありながら本当につらい反目をしなきゃならぬということが政策的に行われていくというのは問題なんですよ。

私が聞きたいのは、先ほどから、こういう広域配転というのは、余剰人員の全国的平準化を図るためだということをしきりにおっしゃいます、それを受け入れる具体的なその場で、平準化という名前によって余剰人員がそこではやっぱりふえるんだということになることは間違いないのではないかと、その点はどうか。

○説明員(渡田信義君) その広域異動で行った先におきまして、そういう数の上でふえるということとは事実でございます。しかしながら、私どもは今の話のように例えば四十九人の人がそこへ行けば四十九人ふえるわけでございますけれども、私も、私どもの運用のやり方といたしましては、A君、君は余剰人員だという個人的に余剰人員を特定するというやり方は避けておりまして、今のそういう要員の運用と申しますのは、今の現場において要員の配転をやることにしております。余剰人員のそういう特定化というものは避けるように極力いたしておるということでございます。

○橋本教君 極力避けるようにされるのは結構ですが、いざそれはやっぱり余剰人員という枠の中で処理していかなくちゃならぬのですから、余剰人員という特定はいずれはやらなくちゃならぬのじゃありませんか。

○説明員(渡田信義君) 現場の仕事には、それぞれ本務グループあり、いろんな仕事に従事しておるわけでございますけれども、そういう要員の配転につきましては現地の管理局におきまして操配をやっておるわけでございますが、極力今おっしゃいますような余剰人員の特定化は避けるような方向で運用していくということにしておるところでございます。

○橋本教君 いつまでもそれでやっていけないとかがくるのはありませんかと、こういう質問です。そうでしょう。

○説明員(渡田信義君) 今の中には、みずから希望して派遣に出る人もおりますし、やがて法案が通りまして新事業体という段階になりますと、いろんな形で公的部門へ行く人、あるいは今の一般経済界へ出ていく人、また現にそこまで至りませんでも現在既に数の上では三万八千人も余剰人員が生じておりますので、国鉄の中におきましてはセールスに従事したり、あるいは直営売店等をつくりましてそこで従事したり、それからまた派遣に出て行ったり、いろいろな形で余剰人員の活用策を講じておるところでございます。いろいろ余剰人員といふことで名札をつけてしまえばそういった言い方もできるかと思ひますが、私どもは、あくまでも国鉄の内部における活用策であるいは外へ出て派遣で働いていただく方、またその派遣で出て働いておられる方もまた帰ってくる、帰って来ればまた本務に入るわけでございます。現状におきましては、そういう余剰人員の特定化は極力図らないという方向でやってまいりたいというぐあいと考えております。

○橋本教君 国労との間に雇用安定協定、これを当局は締結をしないとしておりますが、その理由は何か。

○説明員(杉浦喬也君) 雇用安定協定につきましては、昨年の十一月いっぱいまでこれが期限が参ったわけでございます。それまでの間いろいろないきさつがあったわけでありまして、余剰人員対策の諸問題の解決に当たりますと、各組合に対しましてどうか協力をしてくださいというふうな呼びかけをした経緯がございます。その一環としての活用策あるいは調整策につきまして各組合と協約を結んだわけでありまして、残念なことに国労の出方といたしましては、協約があるにもかかわらずそうしたことについての反対運動といひますか、妨害活動をやる、そんなようなことがはつき

り出てきておるといふ状況でございますので、雇用安定協約というものはあくまで労使の相互の信頼関係に基づいてこれが締結されるべきものだといふふうにも考えておるわけでございます。残念ながら国労との間ではその当該期限が切れてしまったという状況になっております。

その後、私も何回も国労に對しましていろいろな働きかけ、呼びかけをしまして、雇用安定協約が結び得るような信頼関係を樹立したいといふふうに呼びかけをしてきたわけでございます。その間、労使共同宣言あるいは広域異動、いろんな時々刻々の提案も各組合にそれぞれ投げかけてきたわけでございます。

なかなか国労との間では信頼関係を樹立するようない状態に至っていない、非常に残念なことでございます。私も、そういうことであつてはならぬといふふうに思っておりますので、今後とも粘り強く話し合いを続けながら、労使共同宣言、ひいては雇用安定協約というところに、締結に至るよう努力をしてみたい、こう思っております。

○橋本教君 今も労使共同宣言問題の話に触れたんですが、もともと経緯を言うならば、いわゆる三項目合意、これを国労だけがやらないといふような問題があつて、雇用安定協約は結ばぬという当局の姿勢があつた。国労では、大激論の末にこの三項目合意、これをやることに踏み切つた。そして、雇用安定協約を締結することにならなさいかぬのに、今度は労使共同宣言を出してきて、これに協力しないから雇用安定協約を結ばない、こういうふうになつてきた。私は、ここに一連の当局の国労に對する労働組合政策の問題として重要な問題があるといふふうに思ふんですね。

例えばこの労使共同宣言、これは一体どういふものかというふうに考えた場合に、はっきりとこれは「今後の鉄道事業の健全な運営に向けた国鉄改革」、これをやっていくんだといふことをうたい文句にして、「国鉄改革が成し遂げられるまで

の間、労使は、信頼関係を基礎として、お互いに「協力して取り組む」と、こうなつてゐる。

問題は「国鉄改革」です。国鉄が国鉄として民主的に改革されて健全になつていくならだれも反対をしませんよ。しかし、この労使共同宣言で言つてゐるところの「国鉄改革」は、言うまでもなく改革法案で出てくる国鉄の分断・民営化そのものでしょう。それ以外のことはあり得ないでしょう。総裁、いかがですか。

○説明員(杉浦喬也君) その辺が、私も、この原案作成に当たりましてはいろいろと氣を使つたといふますか、相手方の組合の受けとめ方といふものにつまみしてもどうであらうかといふようなことも考え、「民営・分割」といふようなそういう表現、これはもうあえてとりません。やはり、国鉄改革の必要性といふのはなにも今認めるところであり、組合におきましても当然であらうといふふうに思ひまして「国鉄改革」という表現にした次第であります。

○橋本教君 総裁がおっしゃる通りに、表現はさうであっても、表現といふことが合意する内容の実態として何かといふことが大事なんですよ。さうでしよう。さうしなかつたら何を合意したかわかりませんよ。

例えば、労使共同宣言の次の項の問題として、「鉄道事業の再生を図る」という観点から「将来を展望し得る企業体質」をつくるんだ、これは民営・分割、新会社ですよ。さうして「労使が一致協力して積極的に推進」しようといふ「鉄道事業の再生」、「事業運営の体制を確立」——これも言うまでもなく分断・民営化そのものでしょう。それ以外にないですよ、再建監理委員会からの答申以後、それ以外のものは出ていないですよ。

だから、私が言いたいことは、この労使共同宣言といふのは国鉄の今の現状を打開するために労使が一体になるんだという、うたい文句はきれいにおっしゃいますけれども、しかし、その内実はまさに分断・民営化、これを目指して進むという

路線を労働組合との合意の中ではっきり打ち立てようという当局の意図がある文書ですから、労働組合として、国鉄の分断・民営化は反対ですと、国の責任で国鉄の再生をやつてもらいたいといふことをあくまで主張するといふ——これは労働組合の考え方は自由でありますから、それはそれでいいんですが、そういう組合に對しては、これはその労働組合の体質なり労働組合の闘争方針なり政策なりを変えなければ素直にやすやすとは受諾できないようなものとして出されてきていることに問題があると私は言いたいんですよ。そういうものでしょう。そういうものでなかつたら、当局はこれを組合に結ぶことを要望し、これを結ばなければ雇用安定協約結ばぬぞという意味はないじゃないですか。

この問題は、総裁も百も御存じだと思いますけれども、我々不当労働行為といふ問題を学問的に言う場合にいわゆる差し進め条件の提示による不当労働行為といふ問題なんですよ。幾つかの組合がある、二つなら二つ、三つなら三つある、その組合に對して、同じ問題、同じ条件を提示するように見えなければならない、ある組合に對してはその組合の本来の活動目標や体質や政策目標や考え方からいって到底のめないようなことを百も承知の上でその問題を提示をしている。そして、それを受け入れた組合には雇用安定協約を結ぶなり何なりの利益は及ぼすようにするけれども、これを拒否した組合には雇用安定協約を結ばない。こういうことで不利益を事実上与えるといふようなことは、いわゆる法学的に差し進め条件の提示による労働組合に對する不当労働行為、支配、介入、こういうことになるというのにはこれは労働法勉強している者にとつてはだれもが知っている問題ですよ。現に、最近の五月十五日号のジュリストで早稲田大学の竹下英男教授が、この問題について

これは今私が言つた不当労働行為に当たるといふことをはっきりと指摘をしてこつたおっしゃっていますよ。この三項目の合意の成立を前提としながら、この合意内容の実効性を根拠として雇用安

定協定の再締結を国労に對して拒否して、さらに、それに加え、労使共同宣言の調印を条件として提示していることなどの事情、この一連の事情から判断すれば、この当局の一連の態度は、そのことによつて、国労の運動方針の変更にしつて改善を意図し、かつ客観的に見てそのことに固執してゐると見るを得ないのではないかと。そうすれば、労組法七条一号、三号の不当労働行為にも該当する。こう言つておられます。私はまさにそのとおりだと思ふんですよ。まさに労使共同宣言に調印しないから雇用安定協約を締結しないといふのは、これは不当労働行為ですよ。組合の積極的な闘争方針や組合の自主的な方針に介入する不当労働行為に該当すると私は思いますよ。総裁、どうお考えですか。

○説明員(杉浦喬也君) この記述の内容をごらんいただくとおわかりのとおり、この中身は社会的に世の中の人が見ましてもごく当たり前の事柄であります。また、鉄道事業として遂行するに当たりましては、どの組合を問わず基本的にこれは守つていただき、遂行すべき中身であるといふふうに私は考えます。さういふようなことをやりますよといふことを労使相携えて一般の国民に宣言するといふことが不当労働行為であるといふふうには私は思いません。

○橋本教君 重大な見解の相違があるわけですね。私は、三塚運輸大臣が小委員長をやつていらつしやる自民党の国鉄問題の小委員会の議事録を提起をして、細田委員の発言なども引きながら、組合問題といふのは、これはやっぱり今度の国鉄改革の中で組合の力を弱めるといふようなことを意図されてゐるといふ疑いがあることを指摘したんですよけれども、組合対策として不当労働行為の問題といふのは、これはやっぱり明白だと私は思ふんですよ。

それじゃ、総裁伺いますけれども、国労は最大組合でありながら雇用安定協約締結拒否されてゐる。今後、国鉄改革をずっと進めていく上で、希望退職を募る相手方の選定にだれを入れるかとい

う選別の問題も起こるでしょう。あるいは、先ほどから議論しておりますけれども、余剰人員としてどこへ配転を行つてもらう、あるいは最終的な場合には清算事業体に四万一千人の中に入つてもらうという選別をしなきゃならぬ。そういうようなことをやうていく上において、雇用安定協定を当局と締結してもらつておる組合と、国労のように雇用安定協定の締結を拒否されておる組合と、その組合に対して一切の不利益、差別扱いは絶対にないと言えますか。それとも、雇用安定協定を結ばない組合と結んだ組合の組合員には、結んでいない国労の組合員と違つた扱い方があり得るということになるんですか、その点どうなんですか、これははっきりしてください。

○説明員(杉浦喬也君) 雇用安定協約はその中身のとおりでございます。これが結ばれておることと結ばれていないこととはかなり法的な違いがございます。法律的には日本国鉄道法二十九条の四号の適用が可能になっておる状態でありまして、しかしながら、この法律を活用するかしらないかというところは、これも重大なことでございます。私としましては、そういうものを抜くという宝刀でありますから、こういうものを抜くというふうな気持ちでは今のところ持っておりません。できれば、雇用安定協約を今結ばれてない組合ともこれから粘り強く話をした結果結ばれるような状況になるというのを期待をいたす次第でございます。また、今後そういう状態にならない場合におきまして、心情的にはこれを活用したくないというのが私の気持ちであります。

○橋本教君 積極的に総裁がそういうお気持ちがあるならば、国労との間で雇用安定協定が締結できるように当局としても一段と努力をしてもらわなくちゃならぬ。私はこれを拒否しているそのことと自身が当局の不当労働行為に類する行為になりますよという指摘をしているんです。

今総裁ははっきりとおっしゃいませんけれども、伝家の宝刀は抜きたくないけれどもということですから、それは抜きたくないことはわかりま

すし、抜いたくないと思ひますが、最後のぎりぎりになったら、やっぱり雇用安定協定を結んでおる組合とそうでない組合とは法律的に大変な差が出てくるんです。だから、つまりこの雇用安定協定を結ばせることを手段として労使共同宣言の調印を迫るということは、調印をするならば利益が受けられるが、そうでなければ利益が受けられないというんじや不当労働行為なんですよ、やっぱり。だから、そこそこは私は私の持論は撤回するつもりはありせんけれども、本心に総裁が締結する意思があらうだということなら、当局のそういう不当労働行為になる態度を反省するということも含めて御検討をぜひやつてもらわなくちゃならぬと思ひます。

さらに次に聞きますが、新会社への採用の問題です。この場合は新会社に対して名簿を提出するということをしなくちゃならぬ。この名簿を作成しなくちゃならぬ。これはどが作成するんですか。

○説明員(杉浦喬也君) 設立委員がその新会社の職員の採用条件、労働条件を作成をいたしまして国鉄に示します。国鉄がその条件と労働条件に従いまして職員の選定をし、名簿をつくる、設立委員に提出するという運びでございます。

○橋本教君 その基準、それからさらに具体的な名簿の作成について、労働者に対して思想、信条による差別、あるいは組合活動の活動歴や役員かどうかによる差別、あるいはどの組合に所属しているか、これによる差別、そういうふうな労働基準三条に違反し、あるいは不当労働行為になりかねないような、そういう差別は一切やらない、そういうことは基準の作成において明確に断言できますか。

○説明員(杉浦喬也君) まだどういふ採用基準が設立委員において作成されるかは定かではございません。まだ法律も通っておりません。これからその採用条件についての検討が行われてくるわけでございます。今段階でどういふ条件になるであろうということの想定で事を運ぶということ

は国鉄としてやっております。しかしながら、いつ何とき、そうした状況に対応することができように、私も職員個々のいわば希望あるいは個々の人の勤務成績というふうなものについては、現場の管理者が十分に把握しておけようというところは指導をいたしておるわけでございます。個人個人の気持ちというものをしっかりと把握をしまして、いつ何とき、そうした状況に対応できるように用意はしておきたいというふうに思っております。

○橋本教君 総裁、私が指摘したことは、組合員がどの組合に属するかによつて、あるいは組合員の組合活動歴がどうかといったような職務上の問題以外のそういった問題で判断を左右するような基準を考へたり、あるいは差別扱いをするようなことは一切しない、これははっきり約束できますかと、こういう質問です。

○説明員(杉浦喬也君) どの組合に所属するかどうかというのは、そういう判断はなかなかすべきではない。やはり、その当該個々の職員の勤務成績というものは相当参考になるのではないかと、いうふうに思ひます。

○橋本教君 その勤務成績の評価ということがこれまた問題なんですよ。恣意的、主観的な評価、判断ということが入り込む余地がないとは絶対に言えません。その勤務成績をどう見るかということが、将来の名簿の中に記載されるかされないかの重要な事項だというように総裁がおっしゃるということになりますと、これはある意味では管理者の職場管理体制を強化し、労働強化を促進していくという一つの重要な条件にさなっていくるんですよ。今そういうことはやっぱり総裁として言うべき筋合ひじゃないかと思ひます。

ね。客観的採用基準なり名簿登録基準を公平につくつて、その基準がどうかということ論議すべきであつて、勤務成績がどうかという判断がどういふように入るかということになれば、どうやって管理職の恣意的判断を排除して正しい勤務成績評定をやるかという問題だつて組合としては意

見ありますよ。意見を言う必要が有りますよ。そういう基準の作成について、労働組合とどういふ基準をつくるかについては、当然労働条件に関する事項ですから団体交渉をすべきだというのが私の考えですが、いかがですか。

○説明員(杉浦喬也君) 個々の職員の把握、特に勤務成績の把握をするということは、これは国鉄に限らずどの企業であつても管理者側としてはごく当然なことだと思います。そういうことがなければ企業活動はできません。人事管理はできません。したがつて、できるだけ個々の人を先生今おっしゃつたように客観的公平な物差しでこれはいいものはかつておくということがぜひ必要であるというふうに思ひます。

また、新しい会社の採用基準についてどうかといひますと、これはまた先ほど申し上げました繰り返しになりますが、現時点におきましてはまだそこまでに検討は至っておりません。

○橋本教君 私は、今の国鉄の当局の組合政策から見て、将来こういつた名簿の作成に關しては労働組合から見れば重大な心配があるということとはつきりしたと思ひます。はつきりと団体交渉でその基準を明確にするということも言えないというのはこれは問題ですよ。

次に伺ひますが、国鉄がそういう新会社への名簿を作成しても、採用するかしないかの決定権限は新会社にあるんですか。

○説明員(杉浦喬也君) これは法律で設立委員が採用をする、こういうことになっております。

○橋本教君 つまり事実上新会社が採用決定権を持つということに等しいんです。だから、名簿に登録される段階でまず不当な選別をされないかという心配があり、今度は、名簿に登録されても、そのとおり採用されるかどうかという心配がある。そこで、運輸省に聞きますが、運輸省令によつて労働条件を決めるということ、今度の改革法では、労働条件の内容となるべき事項、採用基準の提示の方法、これは運輸省令で決めること

いうことになっておるようですが、間違ひありませんか。

○政府委員(棚橋泰君) 省令でその事項を定めるということでございます。

○橋本敦君 これはどういう意味があるんですか。本来、労働条件は労使が対等の団体交渉で決めるというのが原則です。近代労働法のいいですか。それを今度の新会社への移管についてあなたが答弁なさったように、運輸省が、使用者でもありませんよ、労使関係の当事者でもありませんよ、それが今お話しなさったようにそういった労働条件の内容となるべき事項の基準を決めるというのはどういう意味なんですか。

○政府委員(棚橋泰君) 今申し上げましたように、事項の中身を決めるわけではございませんで、その事項を決める、運輸省令で決めるわけでございます。

○橋本敦君 例えばどういうことを決めますか、事項というのは。

○政府委員(棚橋泰君) 例えば、労働時間とかそれから給与とかそういう事項を省令で指定するというところでございます。

○橋本敦君 労働条件そのものじゃないですか。

だから、今度の国鉄改革法案は労働組合の団結機能、団体交渉機能を全部奪い取っているんですよ。本来団体交渉で決めるべきことです。そして、組合員に対しては、今言ったような差別が入り込むという危険な余地も残っているわけですね。これはもう大変な問題法案です。国鉄は分断、民営化するわ、労働組合の機能は低下させるわ、大変なことですよ。

もう一つ伺いますが、新会社は国鉄の権利義務関係を承継するということが当然あり得るんですが、その権利義務関係の承継ということは具体的にどういふことが内容として考えられますか。承継計画について言ってください。

○政府委員(棚橋泰君) 承継計画で決めますものは、基本的に新しい会社で現在の国鉄から引き継がせるものの中身でございます。例えていえば、

どの範囲の資産を引き継がせるか、どの範囲の債務を引き継がせるか、どの程度の人間を、職員を引き継がせるか、そういうことを承継計画において定めるところとしております。

○橋本敦君 その承継計画はだれがいつごろ立てますか。

○政府委員(棚橋泰君) まず、法律が成立いたしますと、運輸大臣が承継基本計画というものを定めます。これは運輸大臣が定めます。恐らく閣議にかけて定めるところになると思います。その承継基本計画に基づきまして、それぞれの新しい会社となるべきところの設立委員が承継実施計画というものを定めます。その中で、失礼しました。国鉄が定めます。で、国鉄が定めます。運輸大臣の認可を受けます。その中で具体的に、基本計画に定められました事項の具体的な細目というものを定めるわけでございます。

○橋本敦君 その問題で一つ聞きたいのは、先ほどから私が問題にしております雇用安定協定、あるいは特定の労働組合と締結した労働協約、こういった労働関係に関する協定や協約関係、これは承継されるということがあり得ますか、あり得ませんか。

○政府委員(棚橋泰君) 新しい会社に移ります者は、新しい会社で採用されるという形でございまして、したがって、労働協約その他は新しい会社と新しい職員との間には発生いたしません。これは、国鉄時代のものは引き継がれないというふうに考えております。

○橋本敦君 入った途端に労働組合を新会社でつくらないければ、即時交渉能力というものは出てこないということになるのか。それとも、組合員がその会社へ事実上移っていくわけですから、現在の国労なら国労、あるいは労働者なら労働者、鉄労なら鉄労、こういって組合がそれぞれこの新会社との関係について、承継計画の基準を含め、労働関係を含め、交渉権を持つと解してよろしいか、その点はどうか。

○政府委員(棚橋泰君) 新しい会社でできました

後の、その職員となる人間、その人間と新しい団体との間には労使間の関係が成立いたしますので、その新しい職員となる人間が所属しておる団体、それとの間には必要に応じては労使関係が成立するということだと思っております。

○橋本敦君 最終的に清算事業団に四万人が残されていく、その四万人を最終的に清算事業団に残すという、この最終的な四万人の選定は何を基準にして行いますか。

○政府委員(棚橋泰君) 新しい会社には、先ほど来御説明をいたしましたような形で職員が移るわけでございますけれども、清算事業団はそういうふうなことで新しい承継体に移りました残りのもの、その残ったものが国鉄でございます。その国鉄は清算事業団となるものとするということでございまして、新しい会社等に引き継がれなかったものは、職員も、資産も、債務も、自動的に清算事業団に移行するというところでございます。

○橋本敦君 それは建前としてはわかるんですが、私が聞いているのは、実際上人間としていけば、新会社に行かない限りそこに残るわけでしょう。だから、つまり新会社の名簿に登録されない、あるいは登録されても採用されない、あるいはヘッドルがありますが、結局行かなかった者は清算事業団に残ると、こういうことになる、いいですね、結論的には。

そこで、そういう選別をきちんと不当労働行為あるいは思想、信条差別が入らないようにやっていくための客観的公正な基準をつくらなくちゃならぬじゃないか。それを一体今度のどこにあるんだというのを私はさっきからしきりに聞いています。それをきちんと公正に、不当労働行為が入り込まないよう、あるいは思想、信条による差別という人権侵害が起こらないように本当にやれるというふうなことがどうか、どう考えておられますか、その何か基準があるんですか。

○政府委員(棚橋泰君) 新しい事業体に移る職員は、新しい会社の採用でございますから、新規に会社に採用されると同じ形で先ほど申し上げまし

たような諸手続を経て決まるわけでございます。ただ、その具体的手続は、国有鉄道が設立委員の基準に従って行くと、こういうことになっております。そういうことで新しい会社の職員となつた者はすべて自動的に清算事業団の職員となると、こういう形でございまして、新規の採用という行為が行われると、その選別の候補者名簿その他については、国鉄がその職務を行うと、その余の者については国鉄に残り、その残った国鉄が自動的に清算事業団になる、こういう自動的な承継計画の形になるわけでございます。

○橋本敦君 結局わかりません。やっぱり不安と問題が付きまといまして、労働者にとっては大きな不安が残りますよ。どういふ客観的明白な基準があるかといふたつて、それは結局示されないです。

そこで総裁、もう私時間がありませんから最後に伺いますが、私はこの後まだ財源問題、あるいは十六兆長期債務問題、いろいろ聞く予定だったんですが、時間がありませんから、労働問題を質問の最後にしますけれども、最後に清算事業団に残った四万余りの人たちが、そしてこれは一人も血を出さうなことはない、どこかの会社への就職あつせんか、配転かというのを通して必ずやっていきますと、こういうことをあなたはおっしゃったわけですが、しかし先ほどの言葉で、やりとらないという気持ちはいっぱいだが、最後にはやっぱり伝家の宝刀を抜いて首を切らなくちゃならぬということもあり得ないわけじゃないというのを、先ほどは私は披露されたと思うんですが、そうした場合に、残された中で、その目に遭うその労働組合員が雇用安定協定を結んでいる組合の組合員かそうでないかによって決定的な相違が出てきますよ、最後のぎりぎりの段階になつて。そうじゃありませんか。こういう意味で、雇用安定協定を結んでいないという問題がとっても大きな労働者にとつての大きな問題だということをおわせ考えますと、私はそういうようなぎりぎりの不安を解消するためにも、労使関係、団体交

渉を通じて雇用安定協定を国労とも結ぶということに一層の努力をしてもらわなくちゃいかぬのだ」というように思いますが、最後に、今のぎりぎり
の問題として総裁の御意見を伺って私の質問を終
わります。

○説明員(杉浦喬也君) 今、大変な難事業の時期でございます。特に、職員の問題が非常に大きな問題として私ども一生懸命やらなければならぬ時期でございます。そういう時期だけに、労働組合との間では信頼関係に立ちまして雇用安定協約をしっかりと結ぶということが最も望ましいというふうに私は考えておるところでございます。

今結ばれていない国労におきましても、そうした信頼関係が一刻も早く確立をされることによりまして雇用安定協約が結び得るような状態になる、これを私どもは期待をしておるところでございます。いまして、一つの機会といたしまして国労との間の懇談会も先般でき上がったことでございます。この懇談会等を通じてまして、両者の間に忌憚のない意見の交換を行い、信頼関係を樹立していきたいというふうに思っております。

○橋本敦君 終わります。

○安恒良一君 最初に大臣にお聞きをしたいんですが、きょうも朝十時からもうやがて二十一時になろうというのに、延々とこの問題の重要性にかんがみて審議をしています。これから私の持ち時間は百四十八分あるわけであります。でありますから、その質問が終わり、そして討論、採決ということになるとほぼ二十四時になってしまうのではないかと思います。私は、これからこの中身を詰めることについて努力をすることはやぶさかではあります。

ただ大変気になりますのは、どうも周辺の方で、特に中曽根総理を中心に、臨時国会をこの国会が終わったら早急に召集したい、円高問題でと、これをめぐりましていろいろな国務大臣がいろいろなことを言われていますね。竹下さん、安倍さん、その他もういろいろな大臣がいろいろなことを言われているんですが、三塚さんはいわゆる

る中曾根内閣の有力な国務大臣の一人であります。この点について率直なことを言つて、この通常国会が終わつてすぐ臨時国会を召集されるならば、私は何も今晩こんなことこれからまたお互ひに議論をする気はないのであります。する必要は

ない、それは臨時国会でやればいい。ただ、私はこれを十分議論したいというのは、じゃこれが通らぬやたらまた臨時国会すると中曽根さん言いかねませんから、何言うかわかりませんから、言いかねませんのでこれは審議したいと思いが、この臨時国会召集問題について国務大臣としてどうお考えになっているのか、このことはひとつお考えを聞かしておいていただきたいと思ひます。

○國務大臣（三塚博君） きょう実は閣議後、恒例によりまして各閣僚、閣議の模様をそれぞれの担当記者に共同記者会見の中で申し述べる慣例に相なっております。その席上でそれぞれ記者団の代表が、共同通信、毎日新聞のアンケートということで、同時選挙をどう思うか、あるいは臨時国会召集、開会に賛成か反対かという旨の型どりの質問を全閣僚にしたようであります。私も当然受けたわけでございます。

その際申し上げましたのは、私は、国鉄改革と
いうこの国民的課題を国民の理解を得て、特に国
会の審議を得て決定をいたしたい。それで、十分
な準備期間を設けさせていただいて、四月一日の
スタートが可能になるようにしてまいりますこと
が内閣の責任であり、主管大臣の責任であります
と。よって、私自身は同時選挙というようなこと
を考えたこともありませんし、願わくば、毎回申
し上げておりますとおり、参議院選挙後できるだ

け早期に臨時国会の召集、それも真夏にかかつて大変申しわけありませんが、大幅な会期中で御審議をいただき、何とか十一月ごろには御決定をいただいて、そうしますと辛うじて半年の準備期間ということでスタートでき得るのでありますようか。こんなことを申し上げさしていただいたところでございまして、まさに国鉄は国民の大変

な監視のもとに行われておるわけでございますから、このことの審議が平穩の中で行われますことを心から願う、このように申し上げたところであります、このことは前からずっと変わらざるところでございます。

○安恒貞一君 國務大臣として現在審議しておる法案はぜひこの国会でと、それがためには、直ちに、例えば二十二日閉会して間もなくすぐ臨時国会などとか、衆参同時選挙は考えてない、こういうことが明らかにされましたし、臨時国会を万が一中曽根さんが召集をするということになれば國務大臣の御意見を聞いてやられると思いますから、その際はそういうことはだめだ、こうおっしゃるといふふうに私は承っております。

周辺問題を整理して、それから中身に入つていきます。

いま一つの問題は、これは国鉄総裁にお開きをして総裁から考え方を明らかにしていつてもらわなきゃなりませんのは、実はきょう十時から直ちに私ども小柳先輩の質問に入りたいと思つてそのような段取りをしておりました。ただその場合、国鉄の労使が信頼関係を持つ、それがためにはやはり雇用安定協定を結ぶことが要だ。その前に

共同宣言というものがいろいろ問題になっているというのを聞きましたから、その中身についても何とか話し合いがつくものなりということ、私は私なりにいわれる労使の雇用協定を結ぶために必要だと思って努力をし、実は与党の理事の皆さん方ともきのうは夜遅くまで議論をしましたし、また国鉄の副総裁、橋元さんにも夜遅くまで来ていただいて最終的に私の考え方を示して、一晩十分相談をしたい、そしてきょう九時に私の部屋で

返事をもらうということになりました。

そこで私はけさ九時に私の部屋でお待ちをしておったのでありますが、実は職員局長ですか、担当の常務と課長さんがお見えになりまして、橋元さんは交通事故でおくれている。それは交通渋滞でよくれる場合がありますからそのことを私は責めようとは思いません。例えばそこで十分待つて

ほしいとか二十分待つてほしいという話であればいいんですが、中身について説明したいというところで一課長さんがいろいろ説明をされて、私がそれは私としてはめない案だと言ったら、これはもう最後案です、こういうことのお話があれば

「た。そこで私は、君、失礼じゃないか、帰りました。え、最終案を持つてくるならば、それは国鉄総裁が私のところに安恒さん、ここはこうしたい、ああしたいということであるのが礼儀じゃないか、こういうことを言ったのであります。」

その問題を解決するために理事会が少しばかりまして各先生方には――開会がおくれたのであります。が、こういうやり方は、私はこれからも国鉄の重要法案の審議をしなきゃならぬときに、そ

れぞれの主張の相違はあつてもやむを得ないと思
うんです。しかし、きちつとしたお互いのルール
というものは守っていきながら議論をしていかな
ければ私はいかぬと思いますが、この点について
既に理事会においては総裁から謝られて解決して
おりますが、これは公の席上できちつとしておか
ないと、何のために開会がおくれたのかというこ
とにもなりますので、総裁の考え方を聞かしてく
ださい。

○説明員(杉浦喬也君) 先般来、安恒先生が勞使の間の信頼關係の樹立という点に関係いたしました大変御尽力をいただいておられまして大変ありがたく思うところでございます。

昨晩も遅くまでいろいろと御協議をいただいたわけでございますが、本日、朝九時に私の代理としまして副總裁がお伺いをし、いろいろとお話を申し上げる、そういう手はずになっておったわけであります。交通渋滞のために遅刻をいたしました。

して、気持ちの上でやや勇み足の形で、別の者が説明をさせていただいたわけですが、先生おっしゃいますように、大変重要な問題の、いわば結論的なお話でございますので、この点は最高責任者である私あるいはまた私の指名しました代理人が先生のところへお伺いをしましてお話をすることが筋であるというふうに私も思っております。

と変わってないなら変わってないと、同じであるなら同じであると、このことについてお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 総理大臣が院の会議を通じて明言をされたことは、まさに重みのあることであり、方針であります。閣僚の一員として特に運輸大臣という任命を受けております者として、総理大臣、雇用対策本部長という立場に総理があられるわけでありますから、その一員である私がそれを誠実に、そのことの実現に向けて全力を尽くし、総理の発言、また私も同様趣旨申し上げておきたいと思っております。このように申し上げておきまして、違背のございませんよう取り進めてまいります。

○安恒良一君 これよりこの問題追及しませんが、これはこれからお互いに法案審議に当たっての基本的なルールですから、やはり最高責任者が出てくるべき必要のあるときは当然やっばり出てきてお互いに話し合いをする、こういうことは、ひとつしかと私は意見を申し上げておきますからそうしていただきたい。

そこで、既に十三日から十五、きょうまで、私どもの小柳先輩、瀬谷先輩、その他多くの同僚議員から、今回の問題についてたくさん質問がありましたし、また他の野党の先生方からもたくさん質問がありました。できるだけ私は重複を避けたいと思いますが、最終的な締めくくりでありますので、それらの点について、何点か重要な点についてまず確認をしていこうと思っております。

そこで、まず第一であります。この法案は大臣もたびたび言われますように、今議論しているのは、これから行いますところの国鉄改革の前提となる重要な法案の一つだと私は思います。

そこで、この法案の中でやはり一番必要なことは、この問題が起きまして、総理がたびたびこのことを発言をされております。それは、いわゆる雇用問題が円滑に解決できなければ国鉄の再建はあり得ないんだと、一人の国鉄の労働者も路頭に迷わせたり迷惑をかけることはいくらだ、政府の責任でもってこれに対処するということをしれば私どもの本会議やあらゆる委員会等での質問に答えられています。また大臣もそのことを答えておられますが、国務大臣、運輸大臣としての最高の責任者でありますから、この総理のお気持ち

と変わってないなら変わってないと、同じであるなら同じであると、このことについてお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 総理大臣が院の会議を通じて明言をされたことは、まさに重みのあることであり、方針であります。閣僚の一員として特に運輸大臣という任命を受けております者として、総理大臣、雇用対策本部長という立場に総理があられるわけでありますから、その一員である私がそれを誠実に、そのことの実現に向けて全力を尽くし、総理の発言、また私も同様趣旨申し上げておきたいと思っております。このように申し上げておきまして、違背のございませんよう取り進めてまいります。

○安恒良一君 そこで、具体的問題に少し入りますが、本法の第四條に、日本国有鉄道総裁は、その職員が「著しく過剰である状態を緊急に解消するため」云々とあります。そこで私は、その「著しく過剰」の認識について、また、著しく過剰にもしもしたとするならば、その責任はだれにあるのか、こういうことについて少しこれから中身を聞きたいと思っております。

まず、私はこれは既に私どもの先輩の小柳議員それから瀬谷議員からいろいろこの点について、著しく過剰ということについての質問がありましたが、私は交通産業の最大の使命は、いわゆる安全、そして乗客に対するサービスの確保、このことが交通産業にとつては最大の命題、課題であるというふうに思います。それを基準にしている業務量が決定されなければならない。そのことが、いわゆる安全性それから乗客に対するサービスの確保、こういうことを忘れて業務量を決定するということは、取り返しのつかない重大事故を起こしかねないというふうに思います。この基本的な認識、私も交通産業で長らく仕事をしてきた者の一人であります。私は何となくとも交通産業の場合の最大の使命は、いわゆる安全性、そして乗客への大切なサービス、こういうところをきちんと踏まえて業務量を決めていかれるという

ことが最大の交通産業における課題だというふうに思いますが、この基本的認識について、大臣と総裁、簡単に御答弁をお願いいたします。

○説明員(杉浦喬也君) 今先生おっしゃいましたように、交通事業の根幹、基本は安全輸送でありサービスの充実であるわけでございます。そうした観点に立ちまして、私ども国鉄といたしましては最大限の努力をいたしておるところでございます。すし、諸般の施策、合理化を行い、あるいは工部門の割り当てを行う等の配慮におきましても安全第一というようなスタンスでこれらのことを行っておるところでございます。これからの十分、万が一にも事故が起これぬということを私どもは考えまして、これを最重点に置いて施策を講じたと思っております。

○国務大臣(三塚博君) 総裁も申されましたわけですが、安恒先生御指摘の安全性、乗客へのサービス、こういう点についてはそのとおりであります。そういう形の中で業務量を確定しなければなりません。ただ、競争相手との間にサービスで勝負をしていかなければなりませんという意味で、大変だいまの国鉄と新しい会社が法制定の後にはスタートをした場合にニュアンスの違いは出てくることは事実でありますけれども、いづれにいたしましても、基本はやはり交通企業として安全性であり、乗客に対するサービスで業務量がきつと決まっておりますことは御説のとおりであります。

○安恒良一君 そこで具体的事例について。今二人とも、やはり業務量の決定の最大の基準は安全性である、それから乗客サービスへの確保である、これを基準にして業務量を決定しなきゃならぬということは私と同意見であると言われました。

そこで、一、二の具体的事例を聞きたいと思っております。まず、これももう既に議論されたことですが、四月の二十一日の二十二時五十五分ですか、川崎駅の一歩ホームで二人の乗客が転落し、ひかれて

即死した事故がありました。そのことが新聞に報道されたことは皆さん御承知のとおりだと思いますが、この一番ホームは、従来から、いわゆるホーム立ち番が二人いたものであります。ところが今度一人に削減された。もしも、私が考えるならば、この立ち番が二人もしくはそれ以上あって配置をされれば、最悪の事態が回避できたのではないだろうか。一人ではとてもこれ、川崎駅でありましてから乗降客も多いわけでありまして。しかしこの時間は二十二時五十五分ということでありまして、二人なら二人おればそういうお客同士がもみ合っていると、そして落ちると、そこに電車が入ったのと、こういうことについても私は回避し得たのではないかと思っておりますが、この点について総裁どうお考えでありますか。

○説明員(杉浦喬也君) そうした不測の事故が起これないようには私も万全の備えを講じておるつもりではございますが、一方でホームにおきまする要員につきましても、これもラッシュアワー時におきまして充ち当るいは万一の乗降客等に対応します配置の必要性のあるものについての適切な配置というように、片や合理化という面の考慮しながら対応をしております状況でございます。私どもはそうした事故というものが無人化あるいはホーム要員の削減の結果であるというふうには思いたくはないし、また事実そういうことではないと思っておりますが、なお今後とも要員の配置につきましても十分に留意をいたしまして、乗客の様子、機械化の設置の状況等々十二分に勘案をしながら適切な配置をし、事故につながらないようには気を付けてまいりたいと思っております。

○安恒良一君 それは、思いたくないというのは総裁、あなたの主観であって、いわゆる乗客同士が二人でもみ合っているという状況の中で、一人しかいなかったと、二人おればやはりそれは一人はそういうもみ合いを避け、とめにも入るでしようし、それからいわゆるその乗客二人がホームから線路に転落をしたと、そこに列車が入ってきて二人とも即死をしたと、こういうことは私は

避けられたと思うんです。それを思いたくないとおっしゃって、それが考えても客観的なんです。あとの問題は、二人置けるのか一人置けるのかというのは経営の問題だとあなたは言いたいところだけれども。

ですから、私はそこで聞いたことは、やはりそういう経営の問題もあるが、交通産業の場合にはやっぱり安全性と、乗客に対するところのサービスというのをきちんと考えてやっておかないと、ただ単に採算性だけのことを考えると問題があるぞということをおっしゃったのでありますから、この点については今これからは、まあきょうは後から附帯決議の中にもこういう問題を付しますから、十分にいま一遍ホームにおける人の、しかも川崎駅というのは乗客密度は高いところなんです。それからこの路線というのは採算が十分とれている路線なんです。それでしよう。東京周辺の路線というのは採算は十分とれている。そういうところにおける人員の問題はひとつ再検討をしてもらいたいということを申し上げておきます。

時間がありませんから、一つ一つどんどん進めていきます。

それから、これも同僚議員から問題になりました四月二十五日に新幹線のボルトが六十二本が緩んでいた、そして新幹線三十本が徐行したということいろいろ聞かれました。この点についてもちょっと私は聞いておきたいんですが、この原因はわかりましたか。簡単に答えてください、簡単に。

〔委員長退席、理事江島淳君着席〕

○説明員(岡田宏君) 今回締結装置のボルトが緩んでいた箇所は、十日ばかり前に道床更換の際、締結ボルトを一たん緩めましてまくら木を移動して施工した箇所でございます。このように締結ボルトを一遍緩めまして、そこで締めつけまして、その後の列車の走行に伴いまして、なじみによりまして緩みやすくなるということがございます。したがって、こういったものは施工後におきまし

て十分管理をいたして、さらに締結ボルトの締め直しを行っていく必要があるということでございます。原因から言いますと、まくら木更換の際締結ボルトを一たん緩めた。その後の締結力の管理、あるいは一遍緩めた、締め直したものの、その後の締め直しの管理といったものが適切でなかったというふうに考えております。

○安恒良一君 原因は何だったかと聞いたんですから、原因だけ言うて下さい。今後の対策まであなたに聞いていません、まだ。

だから私はお聞きしたいのは、もう一遍簡潔に答えてもらいたいんですが、起こったことは大変遺憾なことですが、今後の対策をどうしますか。こういう事態が起こらないようにするためにどうしますか。

○説明員(岡田宏君) ちょっと先にお答えをいたしましたわけでありまして、今後このような事態が起こりませんためには、こういった締結を緩めた場合の締結力の管理並びに工事施工後の締結ボルトの再締め直し、そういったものに対する管理、そういったものについて十分の指導を徹底をしたいというふうに考えております。

○安恒良一君 管理指導徹底というのは、あれでしよう、国鉄のいわゆるこれは下請にやらしたわけでしょう。下請だけに任しておいたらそういうことはできませんね。やはりそれがきちっとされ

たかどうかということの管理、あなたが言うようなことをやるためには国鉄の職員がやらなければならぬと思いますが、どうですか、そこは。

○説明員(岡田宏君) 国鉄の職員におきまして、そういう請負業者の施行の状況について監督をする、検視をするという必要はあるというふうに考えております。

○安恒良一君 ところが、これも奇妙なことです、新聞報道によりますと、現場の職員はすぐ列車をストップさせて修理すべきだという意見を言

ったそうですが、事実はどうでなかった。なぜストップして修理しなかったんですか。

○説明員(岡田宏君) 現場の職員から締結ボルトの緩みの状況を発見いたしました。報告がございました。その日、二十五日の十五時十分ごろでございまして、そこで列車を徐行いたしました。当該の小田原支所の助役は直ちに現地に急行いたしました。そこで列車を徐行いたしました。線路内に立ち入りをいたしました。検査をいたしました。その結果、ボルトの緩んでいる箇所があるということ

は発見いたしましたけれども、確認をいたしましたけれども、ボルトの締結力が全くなくなって

いるというの一本のみである、レールの横押さえた位置にあるということを確認をいたしました。また、ボルトの著しい緩みが集中しているような箇所はなかったという点についても確認をいたしました。さらに、列車の通過時に目視により確認をいたしました結果、レールの変位に全く異常は認められなかった。また、当該現場の線形は直線でもありまして、軌道状態は良好でありまして、大きな横圧でございまして、列車動揺の発生するおそれはないということから直ちに列車をとめて補修をする必要はないという判断をしたわけでございます。

なお、念のために終列車まで現場に監視をつけるといふことと、終列車まで時速百六十キロの徐行を実施することといたしまして、終列車後において補修をしたものでございます。

○安恒良一君 総裁ね、私はやっぱりその答弁納得できないんです。なぜかという、新幹線は高速運転されていますから、万が一事故が起これば私はあの飛行機の惨事と同じになると思

うんです。だからこそ徐行運転をされ、監視を置かれたらと思うんです。そんなときは、やはり現場からそういう声があればボルトをびしりと締め直して、運転を一時その間列車の進行をとめてまず完全にして運転をするのが私は常識だと、私も鉄道の出身ですからね。いやそれは徐行

して監視つけておけば何とかなるわいと、いわば列車さえ通せばいいんだ、これは御承知のように新幹線一定の時間おくれると払い戻しがありますから、そんなことを考えられたのかどうか知りませんが、そんなことを、本当に安全を第一とお考えならそのボルトを直ちに締め直す作業をされたらどうですか。そして、それから列車を通過させる。そういう配慮がないと、私は、本当に口では安全だ安全だと、安全が第一だと言いつつ、やっておられる現場の行動というのは徐行運転、そして監視をつける。これでは国民は信頼しない。国民に聞いてもらいたくないんです。私が言っていることが正しいのか、担当常務が言っていることが正しいのか、国民がどっちを支持するかといったら、国民は、それはやっぱり列車をとめて、まずボルトをきちっと締めてから走らせてくれというのを、百人おったら百人まで国民が言いますよ。そんなことはしなくてもいいんだ、とりあえずは徐行運転して、監視さえつけておけばいいんだ、終わった後で締めればいいんだという、そういう感覚に既にあなたたちは、安全性についての感覚は少し麻痺をしてるんじゃないですか。その点、総裁はどうですか。

○説明員(杉浦喬也君) 私も実は、具体的な事柄についてよく把握をしております。また技術的な判断力がなかったものから、最初は先生がおっしゃったように、これは危ないなと、すぐに列車をとめて締めたいなという、そういう感じがいたしましたわけでありまして、それで、関係者が全部寄り集まりまして、よくその状態の分析をいたしました。一体このときの当該助役さんですか、保線支所の助役さんの判断というものが正しかったのかどうか、安全上の問題でございまして、非常に重要なポイントでございまして、そういうことで、いろいろと検討をいたしまして、おっしゃいますように直ちにとめて締め直すということとは最善の措置だろうと思っております。

ただ、この助役が判断をいたしました、当面、さしあたり、長期ではございませんが、さしあ

りの翌晩のところまでの安全性というもののについては問題ないという判断、これは私はそれなりにうなずけるものだなというふうには思いました。そういうところで御疑念があるかとも思いますが、今常務があるその判断のもとになることを数項目にわたって申し上げたとおりだということをふりに私は感じたくてでございます。

○安恒良一 大臣、総裁、私は納得できません。それはなぜかという、当面安全だと、事故を起こすときにはみんなそう思っておるんですよ。日本航空機であんな大きな事故が起こったときも、当面はやっぱり安全だと思っちゃったんです。ところが、安全でなかったからあれだけの人が死んじゃったんですよ。ボルトが六十本も緩んでいるときに、それは通過させれば通過できるかわからぬ、当面は安全かもわからぬ。しかし、そのときに列車をとめて直して事故を起こさないことと、万が一列車を通して、万が一事故が起こったときにどう責任をとるんですか、とうとい人命を失ったとき、私はやっぱりそういうものが発見をされたら、たとえ列車が、そこでおくれるでしょう、何分間か時間がおくれるでしょう、おくれる私は直すべきだ、私は交通労働者としてそう思います。それを技術的に判断したから、緩んだまま当面で行く走ればいいんじゃないかと、そして列車ダイヤが全部終わったとき、夜中に直せばいいんじゃないかというところ、私はそれはいいじゃないかと思う。そのことは妥協できませんね。大臣これをどう思いますか。私は、そういうものが発見されたら、そんなに半日も何日もとめるわけじゃないんですから、ボルト締めるのにそんな時間かかるわけじゃないんですよ。何でその間列車をストップさせて、ストップというのその前後に待たせておけばいいわけですか。そうして直して走らせる。それはなぜかという、新幹線というのは非常に高速なんですよ。そういう点をおれたちが技術的に——しかし、万が一事故が起こったときは、今度はどうするんですか。万が一事故が起こったら、いや、あのとときをしておけばよかつたじゃないかということを言ったときはもう遅いんですよ、交通関係の事故というのは。ああいうことをした方がいい、こうした方がいいということじゃない。そういうことは明確にしてください。冗談じゃないですよ。

○國務大臣(三塚博君) 総裁が御答弁されたようでありまして、私は運輸大臣として、安全性というものが当委員会の基本的合意であり、私も本法案ではない別の交通安全五カ年計画の御審議の際にも申し上げておりますことであり、特に高速鉄道でありますから、そのことが明らかにわかりました。それはストップをさせてもきちっと措置をすべきものであると、安恒先生の御指摘はそのとおりであり、今後さように指導してまいります。

○安恒良一 大臣からそういうことでありまして、総裁どうぞ今後はそういうふうにしてくださいます。わかりましたね。それから、それではその次のことを申し上げます。

私、職員の自殺問題、これも少し問題になりましたが、過去十年間の職員の自殺者数、それから動機、職種、こういうことについて、それから年齢別等々について資料をお願いしておきました。その資料について、これも十年間全部説明する時間がかかりますから、ごく簡単にひとつこれを説明して、総裁としてこの資料を見られてどういう御認識をお持ちになるのか、ちょっと聞かしてみてください。

○説明員(遠田信義君) 過去十年間の自殺者数いかにということでございます。国鉄における昭和五十一年一月から六十年十二月末までの十年間の自殺者数でございますが、総計三百七十三人でございます。

その職種別の内訳は、運輸系統で百七十七人、運転系統で九十三人、施設系統で六十四人、電気系統三十五人、その他六十四人となっております。動機につきましては、おおむね家庭不和とか、

あるいはノイローゼ、精神神経疾患、病氣苦、金銭苦等々と推定され、過去のケースは別といたしまして、最近の昭和六十年につきましては四十五人の自殺者がございましたけれども、そのうち精神神経疾患、ノイローゼ、うつ病等でございますが、こういった原因が十一でございます。それから、家庭不和が七件、病氣苦が二件、金銭苦が二件、不明が十七件、その他、失恋とか交通事故苦あるいは看病疲れ等々でございますけれども、これが六件、合わせて四十五件というのが六十年の実態でございます。

○安恒良一 大臣、そこで、その実態が明らかになったから、総裁、大臣、ちょっとここを見てくださいます。私は十年間の原因別を出せとこう言ったんですが、数は調べているけれども、原因別は調べていないのです。何が原因で自殺したかは調べておりませんと、ただ六十年はありましたと、こういうわけですね。それで私のところに六十年が来たのですが、その中でいわれるノイローゼ等、これが十一だと、それから不明が十七ある。両方合わせると四十五名中二十八名がこういうことで死んでいるというのです。このことは私は非常に重要だ、これは六十年だけでもそうですよ。五十九年は四十二人、五十八年は四十四人というところで、この三年ぐらゐ国鉄の自殺者が非常にふえているんですね。例えば五十八年は十八名です。ある場合は、五十八年に四十とありましたが、その後三十。ところが、この三年ぐらゐはもうすべて四十の大台を超えて自殺者が出ていくわけですね。しかも、自殺者の職種は今私がお聞きをしたとおりのいわゆる運輸系統等々にかんりややはり多いわけですね。運輸、運転系統、それから施設、そういうところにも多いわけですね。

このことは私は今の国鉄における、やはり職員の非常な精神上の不安、こういう問題が起きているんじゃないか。いわゆる百年の国鉄の大改革が行われる、その中における雇用問題等、自分たちの行き先、将来ということをいろいろ考えたと悲しい犠牲がこういうふうに出ていっていると思ふんです。

ね。ですから、今度は今さっきの同僚議員の質問でありますように、今度はあなたたち自身が職員の自殺の報告方についてということ、厚生課長名で、今後、職員の自殺者が発生した場合、その都度、別紙様式により厚生課長あて速やかに報告願いたい、ということ、恐らくこんなことは今まで国鉄はやったことないと思うんだ。初めてだろうと思うが、国鉄はこういうことを下部に通告を出して、職員が自殺した場合の中身をこれから調査するというところで、いわゆるここにいろいろなことが書いてあるわけですね。私は、今まで国鉄はこういうことをやったことはないが改めてこんな通知を出さなきゃならぬほど国鉄の職場における職員の精神の不安定といえますか、こういう状態が起きているということについて大変実は憂慮するわけですね。国鉄の再建というのは、労使が信頼を合せて、協力を合せてやらないと私はできないと思う。ところが、こういうふうにいわれる原因を聞いても、私のところへは不明が十七名、ノイローゼが十一名とこう言う。家庭不和とかいろいろなことを言われるが、家庭不和は七名、病氣苦は二名、金銭苦は二名しかないんですよ。主として二十八名というのが私から言うところの精神不安定、自分の不安感、こういうことから自殺を一年間できていっているというこの実態について、こういうことを食いとめていくために総裁はどういうふうな方法をお考えなのですか。それから大臣、このようなことを聞かれてあなたの所見を聞かせてください。

○説明員(杉浦喬也君) こうした数字を見るまでもなく自殺者が私どもの国鉄の職員から出るといふことは大変痛ましいこととございまして、私といたしましては、こうした大変な難局に差し加かっておりますこういう時期におきまして、先生が今おっしゃいましたような職員の不安、動揺というものが自殺に結びつくようなことがあってはこれは大変だというふうな心配をいたしまして、実はその自殺の動機というのについて調べていたいたわけでございます。本質的に自殺という事

柄が非常にいろんな複雑な解明しにくい要因を抱えて悲惨なことに相なるだけに、調べましてもなかなか本当のところはどうであるかということがよくわかりません。今の御指摘のような数字で、ローゼン一件、不明十七件というのが端的にこれを示していると思うんでございます。

いずれにいたしましてもこういうことはあつてはならないというふうに思います。それがまた職員の現在の雇用問題等の不安、動揺の結果であつては絶対ならぬというふうに思うわけでございまして、全般的には一刻も早く鉄道の将来の明るい姿というものに職員が希望を抱く、そういう姿に持つていくことが大事であり、また当面は雇用関係におきまして十分な対策を講ずることによりましてその面での不安を除去する、その他万全の対策を講ずることにより、またあわせて各職員の精神衛生面での対応をも講ずることによりましてこうした痛ましい事故がないようにこれから努力をしてまいり所存でございます。

○国務大臣(三塚博君) ただいまの御指摘、さらに過去十年の自殺者の動向、ここ三年は四十人台、四十五人と、こういうことであり、御指摘のとおり二十八名が原因不明、精神疾患、ノイローゼというところで亡くなられておると、こういうことは総裁も言われましたが、極めて残念であり、痛ましいことである、このように率直に思いますし、胸の痛む思いであります。

要すれば、これは職場においてお互いが連帯、助け合いの中で、励まし合いの中で取り組んでいきますれば本問題は解決に踏み出していくであらう、こうは思いますけれども、いずれにしても職場が快適な状況であるように、ともに労使一体となりまして取り組まさせていただきますように今後見守っていきたいし、そういうふうに懇願をしております。

○安恒良一君 私はやはりこれだけたくさん自殺者が出る、しかも私から聞かれて、六十年度は理由がつかないが他は数だけしかつかない、こういうところにまず国鉄の人事管理の欠落

があると思います。これが一つです。問題を指摘しておきます。

それから二つ目は、なぜこんなに自殺者が出るかというところは、私はやはり国鉄の職員というのは、各地域において採用を受けたときには、それぞれ地域の中においてエリートとして希望を持って国鉄に入ったと思うんです。そして今日まで営々とやってきた。その国鉄が国鉄の百年の歴史の中の大改革が行われようとしているそのときに、自分たちの将来に対して、自分の行き先はどうなるんだらうか、あれだけ希望を持って、国鉄マンとして誇りを持ってきた自分の将来がどうなるんだらうか、この不安というものが私はここ数年間の自殺が大きくなってきている原因だろうと思ひます。ですから私は、まずこれを考えていくときには、ただ単に痛ましいということだけじゃなくして、そういうやはり原因をなくすためのことをしなきゃならぬ。

そこで、いわゆる著しい余剰ということを平気で使つたりされますが、著しい余剰人員が出てきた責任はどこにあるかということをお聞きしたいわけなんです。

例えば私も鉄道でありました。私は九州の西日本鉄道であります。いろいろ大臣や総裁が申されておりますように、モータリゼーションが進んでおりますその中において、適正な業務量、安全と公共性を守る適正な業務量、どれだけの人が要するだろうか、こういうことで常に経営者側から組合に対して問題が投げかけられて、それを組合側も団体交渉の中で議論をして、例えば私の出身は一万八千おりましたのが今は一万三千を割っています。しかしそれは労使がきちっとした団体交渉をし、議論をし、時代の流れの中でどうしたら公共交通としての交通が守れるか、安全性が守れるか、乗客に対するサービスができるかということの議論の中でずつとやってきた。私は何と今の杉浦総裁だけを責める気はありませんが、歴代の総裁並びに歴代の理事がそういうことについて、あなたたちは時代の流れの中で積極的になつて取り

組まれたんですか。今になつたら九万人余っているとか十万人余っているとか、そういうことで、とにかく希望退職も募らなきゃならぬ、やめてもらわなきゃならぬ、そのことに一生懸命血道を上げているじゃないですか。

なぜ時代の変化に応じて、今私が言ったように、あなたたちは簡単に私鉄並み、私鉄並みという言葉をお使いになりましたが、単純に私鉄並みという言葉を私は使つてもいいじゃないですか。そんなことを今までの総裁なり副総裁なり常務でやったことありますか。それは提案すれば組合はいろいろ議論があるでしょう。あつても何回か議論を重ねる中で順次片づけて、私は私鉄でありましたがやっています。そういう努力をあなたたちはしたんですか。しないで、監理委員会が来て国鉄再建だ、とにかく今の体制を将来二十一万五千にしろ、それがために合理化をやれ、首を切れ、希望退職を募れ、そういうことになって慌てて、杉浦さん、あなたになつて盛んにボールを今投じているんじゃないですか。

そのところのことを、私はあなたたちがまずみずから、何も今のあなただけを責めているわけじゃないですよ、歴代の総裁が本場に時代の流れに即応した国鉄のあり方というものを考えて労使の間でやってきたのかどうか。そして今になつたらもう余剰人員だ、そして余剰人員をつくった原因は何が労働組合にあるかとか言う、こういうやり方では私は同じ交通労働者の一人としてどうしても納得できない。そのところをどう反省されますか、今までのことについて。

○説明員(杉浦善也君) 余剰人員の大量の発生は背景につきまわりの先生からいろいろと御指摘があったわけでございます。国鉄がこういう状況になつてしまつた原因の中に、やはり時代の変革、特に他交通事業の大きな伸び、変革というのに対応ができて、そういう競争環境におかれなればならなかつた、これはかなり早い時期の問題であつたというふうに思います。私自身も運

輸省の国鉄に担当を命ぜられる、そういう職場にありまして再建計画等をやつてきた経緯もございまして、私自身も責任を感じておるところではございますが、そうした時々刻々の激変に対応するスピード、特に管理者側の対応、労働組合を十分に説得するだけの管理者側の対応というのにつきまわりの、私自身も反省しながら十分に対策を講じてこなかったんじゃないかというふうに思つておるところでございます。

しかしこういうふうな申し上げましても、時代はどんどん変わつてきております。やはり現時点におきまして最善の方向といたしまして、かなり荒療治ではございますけれども思い切つた合理化というものをやりまして、国鉄の体質を改善をするということが急務であると思ひます。職員の皆様方は大変であるし、そこらいろいろな問題が出てくることはもう百も承知ではございますが、政府全体のお力添えもいただきながらぜひとも本問題をなるべく早く解決することが将来の明るい展望につながるというふうに思つておるところでございます。

○国務大臣(三塚博君) 御指摘、御叱正はそのまゝ受けとめさせていただきます。全く経営というものは労使がベアであるものであります。しかし同時に、やはりそれは経営者の責任というものが第一義でありますことは、これは大原則であります。

先ほどいみじくも安恒先生言われましたが、私鉄における経営改善、そして会社としての発展のためには、たびたび立場の違う組合でありましようとも、何回か大議論のうちに結論を得て前に進めたという体験のお話を承らせていただきましてその感を強くいたすものであります。

そういう点で、そのことが早く行われておりましたならばという意味で悔恨はございます。しかしながら政府として、また我々政界という立場の中で物を考えさせていただきますならば、国鉄の総裁以下常務理事、幹部の諸君、その責任をそのとおりと認めつつも、なお我々に責任なしとしな

いのかということでありまして、政府の責任、政治、政変、私どもの与党という立場の中で反省すべきものはありますと、このことを率直に私も認めざるを得ない。そういう反省の中で、二度とこれが失敗をしてはなりませんし、新しい鉄道として再生、新生をしてまいりますためには、基本的なコンセンサスを得させていかなければならぬ。今回は取り進めさせていかなければならぬ問題であるなど、このように実は思っております。

○安恒良一君 この問題ばかりに時間をかけるわけにはいきませんので次に進みますが、その前に明確に私は申し上げておきたいと思うんですが、やはり国鉄当局の自己反省というものが明確に全従業員に示されなければならぬ。それはなぜかというと、時代の流れというものは、交通機関の流れ、飛行機の発達、自家用車の発達等々には目に見えてどんどん進んでおるわけです。貨物が列車からいわゆるドー・ツー・ドーという輸送に変わっていくことも目に見えておるわけです。そのときに国鉄の果たす役割は何なのかということを明確にし、その業務量をはっきりしてそして組合とお話をされる。ところが、今までの歴代総裁並びに担当の常務理事、まあまあおれの時代だけはやっつきやいいわいと。民間会社だったら一期か二期欠損が出て赤字になればどうしてもそのことにいやでも取り組まざるを得ないんですよ。いやでも、どうするかということ、会社は倒産するんですから。ところが国鉄の場合はたまりにたまって、あんなにたまったって倒産しなくて今日にまでおるわけですから、その感覚があるから時代がどんどんどんどん変わっているときにあなたたちは積極的に国鉄の持つウェット、任務、そしてそれに必要な業務量、それに必要な人員、そして労働条件をどうするかということについてのあれを、今も大臣がおっしゃったように、こういう問題については私は組合は全く責任はないことにはないと思う。しかし八割から九割は経営者の責任にあることは間違いないんですよ。経営者の責任であることは間違いない。にもかかわらずあなたたちは今

までやってこれなくて、そして、さあここになつた、さあ大変だ、もう再建の道はこれしかない。一番手っ取り早いのは何か、それは人件費減らすことが手っ取り早い、そこで人を減らす。これは信頼関係を持とうとか協力してくれと言ってもなかなか協力というところにならないのですよ。私はそこをきつとまず自己反省をされて、そしてこの法案が通過した後の処理はされない、そのところがはつきりしないまま、そこをあいまいにしたまま何か合理化に協力しない組合は悪い子ちゃんだと、こんな感覚で取り組んだのでは私はうまくいかないと思う。私が聞くところによると、この次本法案の審議のときにはその証書書類を持ってこようと思ひますが、日の丸の鉢巻をした人がこれで国労とひとつ対決をするんだ、こんなことをやっておる幹部職員もおるそうですから、後からこの次の本体のときにはその写真を持ってきて証拠資料として、そういう幹部は直ちに排除せよということでは迫ります。きょうは写真持ってきておられませんから、持ってきたとして、そういうばかげたことまでやったんではと私も私は再建はできないと思うんです。まず自分たちの非は非として認め、そして協力を願う点は協力を願う、このことが大前提としてなければ、この法案の施行もろんのこと、これから後に来る、国会に来る七本の重要法案というのは大変なことだと思いますから、私はこのことを申し上げておきます。

そこで、次の問題の雇用確保について入ります。まず、十五日の本委員会でも小柳先輩の質問に対しては運輸省から明確な答弁がありました。明確な答弁が、必ずしもはつきりしなかったのですが、いわゆる二万人の希望退職について、十五日の説明では、八千人については関連企業で、そして一万二千人については地方公務員、一般産業界にお願いをしているという答弁があったのであります。ところが、これからいわゆる希望退職を募るときに組合員が知りたいことは、まずどの会

社がどのような職種で賃金はどのような賃金で、例えば国鉄の今の賃金とそれからどうなるのか、住宅はどうなっているのか、こういう条件がすべて明示をされない、希望退職に應じると言ったって応じようがないんですよ。その作業がどこまで進んでいるんですか。私のところに手元にこの資料をいただいています。こんなものを今さら読み上げてもらう必要はない。これ小柳先生にもこの説明がありました。しかしながら、私がこの資料を見る限りにおいて、どの会社もしくはどの産業が、例えば私は私鉄の出身であります。私鉄大手、民鉄が三千五百人したいと言っています。六十一年度から六十五年度にかけてやりたいと、こう言っています。ところが、この募集はこの法案が通るといわれる来年の三月三十一日までには全部解決しなきゃならぬことでしょう、募集、そこで、そうすると、行き先がわからぬまま募集に入つたんじゃないやうな感じがします。そういうことについて、この雇用確保について具体的にきちんとそのことがどうなっているのか明示されるのかどうか。それがないと私は希望退職を募つても応じようがない。何となく希望退職に應じてくれ、はい応じます、そんなばか一人もいません。おれは今こういう仕事をしている、自分が行き先があるのかどうか、賃金はどうか、なるんだらうか、社宅はどうなるんだらうか、勤務地はどことなんだろう、こういう点。このことは総裁はこの前の同僚議員の質問に対して、まずそれは受け入れ態勢側の会社名とか条件とか地域、こういうものをまず明らかにしなきゃならぬだろうというところは答弁をされています、衆議院の段階で。その点について作業が具体的にどこまで進んでいるんですか。

例えば、この法案が今晚採決をする、あした本会議にかけられる、そういう中で、いよいよ皆さん方はこの法案に取つかれるんですが、肝心の雇用確保の状況がどこまで作業が進んでいるのかということについて明確に、例えば関連事業の受け入れでも六十一年度についてどれだけなの

か、六十二年度どれだけなのか。いわゆるこの八千名、どうも聞くところによると、関連事業でも六十一年度が二千名、六十二年度のが六千名、こんなことを言われているようでありまして、こういう点について、いわゆる雇用の確保についてどういうふうなされているのか中身を聞かしていただきたい。

この説明なら要りません。この説明だったらこの前から何回も聞いてますから。時間がもったいない。今私が聞いているのは、どの会社とか、どの産業に何名受け入れて、地方公務員だつたらどの地方公務員で、条件はどうなるんだ、賃金はどうなるんだ、そして社宅はどうなるのか、その他雇用条件はどうなるのか、こういうことについての調査をされているんですか。されておつたらそれをはつきりしてください。

○政府委員(中島眞二君) 希望退職者向けの再就職先といたしましては、六十一年度と六十二年度の当初の採用分でございます。今御指摘の一般産業界につきましては、それに当たるものとしては、先生お手持ちの資料の中で、具体的に九千人の申し出の中身といたしまして、採用の時期なり、勤務場所なり、年齢なり、職種などの具体的内容について目下国鉄において個別各企業との間で詰めを急いでいるところでございます。また御指摘のように具体的にそれが何人に固まっているという段階に至っております。

それから、関連事業につきましては、六十一年度と六十二年度当初を合わせまして約八千名というところで、これについては国鉄側において既に詰めを終わっております。

公的部門につきましては、六十一年度分といたしましては二千六百名という目標を掲げまして、もうほぼその目標は達成できるという見込みになっておりますが、六十二年度当初分につきましては、まだ具体的に数字までは出てまいっております。

○安恒良一君 大臣、総裁、私は、このことは重

要だと思ふんですよ。二万人の希望退職を募つて、ぜひそれでやりたいし、それそれ関係組合も協力してくれとおっしゃっているんですけどね。おっしゃってくださるなら、例えば私は西鉄の出身です。私のところは、何名受け入れる、何年度はという職種ということをはっきり言つてありますよ。

ですから、私は、まずこの四月から来年の三月までに二万人の募集をされる場合には、その人の分だけとはりあえず、どこがどういうふうな条件でどう受け入れるかということがまずはっきりされない限りや、希望退職の募集のしようもないじゃないですか。

今聞いたら、国鉄において個々のところと折衝中でありまして。しかも、これは来年の三月三十一日までに申し出た人に限りこれは適用すると、こうなっているんですからね。それだったら、まずその方を先に急がれて、こういう会社とこういう企業とこういうのがあつて、それは賃金はこうなるとか、こういうことがはつきりしない限りや、何ぼこの法案通つちやつたって希望退職のあれば出てこないんじゃないですか。そんなことで希望退職に応募する人、従業員、組合員というものは私は一人もいないと思ひますよ。どうしてそれを早急におやりに——まだ今国鉄において関連企業と話し中だと。

それじゃ聞きましょう。今私が言ったことができ上がるのはいつですか。この法案が通つたら、いつにそのことができ上がるんですか。いわゆる二万人の受け入れ態勢を公的部門、関連部門、民間部門、そして企業名、賃金、労働条件、そういうものができ上がるのはいつですか、それを聞かしてくださ。

○説明員(杉浦喬也君) 今先生御指摘のように、まず受け入れ先というものはつきりしませんと希望者が出てくるにもなりません。おっしゃいますように、今鋭意その受け入れ先につきまして、まず最大限の確保をお願いし、また既に提示がありましたものにつきまして詰めてやつておる

ところでございまして、さらに、もう少し詰めてやりまして、地域別、職種別、年齢別の受け入れ先の希望等も、各業種、会社別にこれを固めていきまして、それらはできるだけ多くの受け入れ先をまづ提示をして、それによりまして全国各地の職員の受け入れ先というものが明らかに、労働条件が明らかに、そして希望の申し出の具体的な内容になると思ひます。

そういう意味におきまして、本法案が通過させていただきますれば、直ちにその準備作業といふものをいたすわけでございますが、手順の問題につきましては、約一月ぐらゐをかけまして、十分にまづどういう方法でやるかにつきてまづこれを固めてまいりたい。同時に並行して、今やつております具体的な雇用先の会社名、地域、職種、そのうちのも固めていきたい。一月後の具体的な中身以後は希望を申し出ることができるよう、この夏以降には希望を申し出ることができるよう、そういうふうな段階取りにしていきたいと思います。

○安恒良一君 いや、大臣、手続とか手続とか労働交渉のあり方というものはこれからのいろいろ聞いていくんですが、私は、そのことはちよつと横に置きまして、今私が言ったように、希望退職を募るとすれば、その受け入れ先が明確にならないうちは、希望退職を募るといふことが、賃金や労働条件別に、そういうものなり労働条件が明らかにならない限りや、そういうことを明示しない希望退職者を募るといふわけにはいかないんですよ、これね。いいですか。例えば企業がもう倒産して清算会社に入つたといふときの希望退職とは違ふんですから、そうでしょう。しかもあなたはこの希望退職については強制や強要は絶対しませんと公のところで何回も言われている。強制も強要も絶対しないといふことになる、本当に国鉄の従業員、組合員が自主判断をするんです。それは何かというたら、どこがどういふ職種で、どういふ賃金や労働条件で受け入れてくれるのかどう

か、まずその作業が終わらないとできないこと、これはもう常識なんです。希望退職を募るときは、それがいつごろまでできるんですかといふことを聞いておると、あなたは何か一月ぐらゐの準備期間を置いて、それからうーうーと言ふけれどわからぬので、いつごろまでで上がるならでき上がるかと、そこをまず言うてみてくだ

○説明員(渡田信義君) ただいま総裁からお話ございましたように、まず国鉄といたしましては、関連企業八百六十五社に呼びかけまして、今の……

○安恒良一君 いつごろまで、時期だけ言え

○説明員(渡田信義君) 今お話のございました八千人につきまして、これは全部固め終わつておりまして、したがいて、地域別、職種別、それから今の会社個々に当たつておりました、この法案が通りまして募集開始ということになりますれば、私も、関連企業につきましては、今の労働条件を個々具体的に希望される方とそれから相手方の具体的な条件を煮詰めるべくもう用意してござい

それから、一般産業界でございしますが、今雇用対策本部からお話ございましたように、全体の枠、今申し出数が九千という数字がござい

○安恒良一君 それは困るんだ。いつごろまでできるかと聞いているだけで八千人のことを聞いてない、一万二千人。安恒さんあなたの御質問で、例えば七月なら七月までに完了しますと

う、それだけ答えてくれ。時間稼ぎしたら困るよ。うどうどうと言つて頭が悪い証処じや。こつちが聞いておるのは、いつごろまででできるか。聞いておる。だから、総裁、いつごろまでそれができるか。というのはね、固まつたところから順次やられてもかなわないんですよ。やつぱり組合員なり従業員見ると、できるだけ自分の希望に近いところを見るためには、ずうと企業名なり、それから労働条件なり、賃金面を見たりや選択のしようがないじゃないですか。とりあえず一万二千人あるけれど、四千名だけ話し合

いについて、四千名分だけ発表して、これで希望しない。希望して、後から残つた四千名の方が出たら、あつちの方がよかつたといつたらこれ困つちやうでしょう。だから、少なくとも八千名は関連企業に、一万二千名は民間なり地方自治体と言ふなら、その条件を速やかに調査をして、そしてまずそれを周知徹底させるべきじゃないですか。それに、それなら私は希望退職したいといふ人が初めて申し出るものであつて、そのところを何か今渡田さんの話を聞いておると、固まつたところから募集開始する、そんなばかやう方はないじゃないですか。受け皿をまず明確にする。ですから、あなたたちがいつごろまでといふことを言い切らぬならやむを得ません。総裁、まず受け皿を明確にする、それから募集開始をする、それはいいですね。今申し上げたように職種とか、地域とか、年齢とか、それからいわゆる賃金、労働条件等々が明確になる、それを全従業員に告知をして、そして募集に入る、そのことは当然のことですが、それはいいですか。

○説明員(杉浦喬也君) ちよつと中身によりまして少し時期が余りつきりしない面もござい

とおり、直ちにこれは八千名は一般に周知ができ

残りややはり公的部門が非常に問題でございます。本年度中の目標の二千六百名は、これは大体目標が達成しつつありますが、問題は来年度の六十二年度首の採用、この分につきまして、今雇用対策本部の方で、各省の関係がございまして、これは夏までに詰めることになっております。したがって、この部分を詰めていただきますれば、夏までには全体がすべて固まってくる、こういうふうに思っています。

○安恒良一君 大臣、これは聞いていただきたい。私はやはりこの募集をするのは、やはり夏なら夏でも結構ですよ。八月でも九月でも結構ですが、その全体をきちんとしてから募集に入らなければ、一部から募集に入るといやり方は邪道なんです。邪道なんです。あなたたちは、できれば二万人希望退職に応じてください、こう言っているんですから。そうしたらね、まず受け皿をきちんとする。

それをなぜ私が言うかというと、実は私はここにこういう通達を持っているんですが、いわゆる北局の通達で、公的部門に職員が四月一日付で五十名が採用された。ところが、「このたび内定辞退及び採用辞退という憂慮すべき事態が発生」をしているというんですね、通達で。こういう通達。そして、今度はこういうことをしよう。と。

「給与については、現給を下回る場合が多いことを周知し了解を得る」ようにこれから努力をしようとか、「宿舎については、望むことは困難であることを周知し了解を得ること」などといういわゆる通達が出てくるわけですね。いいですか。公的部門を望んでいる。望んでおいても、行ってみたら話が違ふからおれは嫌だというのが出てきよるんです。それはなぜかというと、当然そういうことのまず受け皿をきちんと固めて、その上で理解と納得を得て本人の希望退職を募らぬから、こういういいかげんな話でやるから、行ってみたら話が違ふじゃないかと戻ってくる。戻ってきたらこれは大変だから、今度は行く前から、あなたは現行よりも賃金が下回ることが多いんです

よと、社宅もないことが多いんですよというところでやろうじゃないかと、こういうこんなばかげた通達、これ出しておるじゃないですか。総裁、どうですか、この通達を。「国、地方公共団体などへの職員の推薦等について」ということで、人事課長、雇用対策課長、六十二年四月三日で関係各長殿という中で出ている中に、「給与については、現給を下回る場合が多いことを周知し了解を得ること」「宿舎については、望むことは困難であることを周知し了解を得ること」。これじゃああなた、希望退職とかどこへ行つてくれと言つたて、行く人ないですよ。こういう通達を出されていきますね、これ。総裁、知っているでしょう、この通達。どうですか、この通達。

○説明員(金田信義君) 今御指摘の通達が出ていることは、これは事実でございます。今の公的部門に今年度採用になりました人が、今私の記憶では八百二十四人あったかと思っております。北局関係でそのうちの三名程度が辞退しております。しかしながら、それを調べてみますと、その三名いずれも自己都合により辞退をしております。

しかしながら、確かに先生御指摘のように、私もどもといまして、その宿舎の事情とかあるいは給与の問題とか、もちろん事前に周知徹底はさしておりますけれども、念には念を入れて、余りに過度の期待を持ったりいんなことをしないように、そういう趣旨の通達を北局では出したかと思われまます。私もどもとしては、そういうことにつきまして、職員によくそういう条件等を周知させるということは当然のことでございますし、なおそういう努力はしてまいりたいというぐあいに考えております。

○安恒良一君 総裁、何でもか、こんな通達出ていることを知っているって平気でうそぶいているじゃないですか。どういふことですか。「給与については、現給を下回る場合が多いことを周知し了解を得ること」とは何ですか。「宿舎については、望むことは困難であることを周知し了解を得ること」と、そういうことを当然知っているんだと

平気で職員担当常務は言ってますよ。そんなことで希望退職が出ますか。それで、今言うたら、いや、わずかに二名ぐらいでそれは自己都合でと言っている。そんなこんな通達出すはずもないじゃないですか。この通達を、これからおまえたちは、組合員や従業員にこれから行く先は賃金が下がることの方が多いんだよ、宿舎もないことが多いんだよと、こういうことを周知徹底しようとしてあるじゃないですか。この通達を書いているじゃないですか。そんな姿勢で、総裁、運輸大臣、希望退職を募るんですか。賃金も下回ると、社宅もないよ、しかし希望退職に応じると、こういうことでおやりになるんですか、この通達。この結末どないつけてくれますか。(委員長「と呼ぶ者あり」)いや、あなたに聞いてない。あなたに聞いてない。指名した人に答えてもらえばいいんだ。総裁とそれから大臣に聞いてるんだ。こんな姿勢でやるんですか。賃金も下回りますよと。下回る場合が多いと書いてあるんだから。たまに一人か二人あったと書いてあるんじゃないんだ。これから「給与については、現給を下回る場合が多いことを周知し了解を得ること」と書いてある。「宿舎については、望むことは困難であることを周知し了解を得ること」と書いてある。こういうことであなたちは希望退職を募るんですかというのを総裁と大臣に私は聞いています。

○説明員(杉浦壽也君) たくさんの人の中にいろんな事情で思いどおりにいかない、そういう例が出てくると思えます。この北局の例も本人が合格後に自己都合により辞退をしたということでございまして、北局としまして一生懸命やっている結果の一部そういうことがあったということで若干はリショックがあったんではないかと思えます。しかしながら、今、私もきょう初めて見たんですが、こういうような余り先をおもんばかって大事をとり過ぎるような通達というのは、これはやはり希望退職を募るといふ立場からいいますと、余り妥当ではないんじゃないか。やはり本当

のところどうなのか、それから一番心配な宿舎なんかはどうするのかというようになことをむしろ親切に皆さんに周知をすべきではないかというふうに思っています。なおよく事情を調べたいと思えます。

○国務大臣(三塚博君) 今やりとりをお聞きさせていただき、この通達を読ませていただいたとおったところでございますが、御指摘のそのものずばりのことのところだけ、今お聞きしておりますと無理からぬことかなとも思っています。同時に、今、総裁の話を聞いておりました、また担当常務の話を聞いて、この文面、ちょっと前段のところを説き明かしていただきますと、辞退をしたことに伴い、二度と再びそこではなく、引き続きやはり国及び地方公共団体の職員の採用について取り進めるためにはかくかくの心構えも必要でありますよということかなと、こうは思います。思いますが、今、総裁いみじくも言われました、それを考えるの余りこういうことでこの二項目、二項目が問題なわけですから、この点が宿舎もありませんよと、給与も下回る場合が多いことを周知し、了解を得ることという、何かそこでそのことをやるみたいなので、そうでありませなければ推薦しませんとしようがございことはいかがかなと、私も率直にそう思うわけであります。

同時に、これを見て思いますのは、国、地方公共団体は国鉄の給与ベースとはほぼ同じなんです。そういう点からいいますと、これは言わずもがなのことな言わんがらうと、おれもそう思います。こんなことをなぜ言わんがらうと。だから、こんなものはやめて、やっぱりきちんとやって、断る人はしょうがないの、断る人は。だから、やっぱりそこところはきちんとやって、できるだけ全力をつくしてやるのだということがやはり本問題に対応する者の基本的構えかなと、こんなふうに思っています。

○安恒良一君 大臣、こう書いてあるんですよ。「今後辞退者を絶対出さないため、特に下記の点に留意のうえ今後の推薦等を行なうよう願います

す。」と書いてあるんですよ。皆さん方があつせんするときに、賃金が大幅に下回って、行くばかはいないんですよ。家族を含めて生活しているんですよ。三十万円ももらっている人が、十五万円のところへ行けとか二十万円のところへ行けと言われて、だれが行きますか、あなた。その意味からいうと、ここに書いてあるように「給与については、現給を下回る場合が多いことを周知した了解を得ること」とか「宿舎については、望むことは困難であることを周知した了解を得ること」という通達を出す感覚が、こういうことで世話しうというその精神が気に入らないんですよ。まず就職をあつせんするならば、本当なら、長い間国鉄で御苦勞だったと、ちょっとでも条件のいいところを世話してあげようということが気持ちじゃないですか。しかしそれはなかなか難しいでしょう、今日の雇用情勢なら。せめて労働条件や賃金は同じところに、下がらないところに、生活環境が変わっても収入は変わらないところに、という世話の態度が当たり前じゃないですか。それが、こういう通知を平気で出して、これでやろうなんというところが私は絶対納得できないと言っているんですよ。そういう気持ちでどうして希望退職が募れるんですか、どうして今後の雇用対策ができるんですかと言っているんですよ。

○国務大臣(三塚博君) 御説のとおりであります。

私は、かねて申し上げておりますとおり、去るも地獄残るも地獄、特に去る方については、新生国鉄の再生に悲願を込めて他に転職をしていくわけでございますから、今、後段御指摘のとおり、本当に御苦勞さんというその愛情を持って、できるだけいい条件のところにあつせんし、御就職をしていただく、また、この間の予算委員会でも御指摘のように、お子さんの学校の問題についても、宿舎の問題についても、建設大臣もそのことについてしっかりとやらせていただく。私も所管大臣として関係閣僚にこのこともお願いを申し上げておる点でありまして、やはり物事を進め

るときには真心、この心構えが大事だという意味で、おしかりはしかと胸に秘めまして、そのとおり指導してまいります。

○安倍良一君 総裁、こういう紛らわしい通達については直ちに調査して善処してください。こんな通達が出ておつたのではだめです。とても労働者が円満に事を運ぶことになりませんよ、こんな通達を出しておつたら。これは時間がありませんからこれ以上言いませんが、ほかのところを聞かなければならぬから善処してください。いいですな。

それでは次は特別給付金について少し、中身はもう聞いていますから私はぜひ大臣にひとつ骨を折ってもらいたいと思つてこのことについて聞きますが、いわゆる特別給付金は退職に対する優遇となるのかどうかということなんです。これはどういふことかという、政府案によれば本法に基づいて希望退職に応じた者は基準賃金の十カ月分が支払われることになっております。この特別給付金の性格は何だろうかということが一つであります。

それから第二番目は、日鉄法は今次の国鉄改革において生じる雇用上の諸問題、これは全職員を一たん解雇して希望退職等の募集等を行った中で、さらに新会社に引き継いでいく者、それから清算事業団に残る者、こういうふうにいるいろいろな解雇される人々について、問題は国鉄の職員には民間の職員と違って雇用保険というのはいないんです。雇用保険の適用除外なんでありまして、このことは、国鉄の職員というのは公務員と同様に終身雇用、それが前提になつてゐる。それが前提になつていなければどうして雇用保険というものが——民間の労働者みんな労働で掛けているんですから。ところが、国鉄の場合には雇用保険というものは労働では掛けていないわけですから、その限りにおいては国鉄の労働者というのは公務員も同じであります、終身雇用というのが大原則です。そうすれば、この終身雇用というのが大

原則なのに今度は終身雇用ができない。こういうことでいわゆる希望退職を募ろうということですね。とりわけ五十五歳以下の方と、こういうことになっていきます。なつていきますが、高年齢者の場合に再就職というのは、一人も路頭に迷わせないと、世話をするといいながら、私が前段で聞いたようにまだ一万二千人の受け皿すら明確でない。賃金や労働条件や住宅はどうなるかということについても、今やりとりをしたような感覚をお持ちだ。そういう感覚の中で、私は十カ月上積みすればそれでいいじゃないか、いわゆる電電の前例もあることなんだからと、こういう打ち切り保障ではなかなか納得はできないことであります。

そこで、大臣、これは後から附帯決議等も付すことにいたしますが、ぜひとも今申し上げたような特別給付金、この十カ月というところについてのやはり主管大臣としての配慮をぜひ私はされてしかるべきだと、こういうふうに思いますが、この点は総裁に聞いても総裁の方は受け身でありますから、主管大臣である大臣として、今も大臣もおっしゃつたように本当におかれは一生国鉄で骨を埋めたいと思つてきている人がやむを得ず希望にに応じて離れていくときに、そういう者に対して、しかも民間と違って終身雇用は保障されている制度のもとに今日まで働いてきた人が離れる場合の措置については、温かい配慮があつてしかるべきだ。こういうふうに思いますが、そのところ大臣お考えを聞かしてください。

○国務大臣(三塚博君) 本件につきましては、かねがね御案内かと思つておりますが、十カ月はそれぞれの対応、NTT等々勘案をしてこれが最高のものであるというふうなことで、その根拠なども御説明を申し上げつて衆議院段階各党の御質問にお答えをさせていただいたところであります。まあ各党から、さはさりながらもつと考えるべきではないかということであつたのであります。これが、これで御理解をいただくという意味で、最終的に採決という形で決着をつけさせていただき、

参議院に参りまして、非常に熱心な長時間をかけた御審議の中で段々の御議論、そうして、ただいま安倍先生を始め、また前段、各党の御質問をいただいた方々からも本件についての再考を促す御熱心な御要望をいただいておりますので、大要、財政当局からそれなりに厳しいことを、政府原案なものですから言われておるわけでございますけれども、これはやはり主管大臣というところで、前段のいろいろな御指摘等々考え、極めて深刻な事態における特別希望退職ということに、対応しなければならぬことなどをかんがみすれば、本委員会のただいまの議論を踏まえて、主管大臣としてベストを尽くして対処をしてまいりたい、このように思ひます。

○安倍良一君 それでは、これは後から与野党の共同の附帯決議等も提案をさせていただきますので、それを受けて、今、大臣がおっしゃつたように、最大の、ベストを尽くしていただきたいということを強く要望して、この問題を終わります。

次は、いわゆる労使の交渉のルールの確立の問題について少しお聞きをしたいんですが、その前に、これはもう何回も確認をされておりますが、希望退職でありますから強制、強要はしないということは何回も総裁も言われておりますし、大臣もそうはさせないと言われておりますが、やはり同僚議員からいろいろ事例が指摘をされました。広域異動の場合に、あくまでも本人の希望だと、こう言つておきながら、現場の管理長のいわゆる脅迫まがいの言動や利益誘導があつた、そして本人の進退を決定する重要な問題にいろいろなことをしたということ、もう私は繰り返して申し上げません、同僚議員からいろいろな事例が出ておりますから。

そこで私は、今回の募集をする際に考えなければならぬことは、いわゆる組合員、従業員の一人を職制と呼んで、何回も何回も、あなたは希望退職に応じてくれませんか、こうやることは、これはやっぱり組合の立場なり本人の立場からいうと、管理者側は熱心さの余りやっておるとお答え

になるでしょうが、それは熱心さを通り越してや
はり強要になるんですよ、これは。

ですから、このところは、総裁、確認してお
きますが、あなたと同僚議員との間のやりとりの
中で強制、強要はしない。それからこういう議論
もありですね、二万人に向けて最大に努力しま
す。しかし、二万人出なかったときはどうするん
だと言ったら、それはやむを得ません。例えば一
万二千人しか出なかった、その場合の八千人は清
算事業団の方に引き継がざるを得ません。こうい
うやりとりも何回もされています。

私は、最後でありますからこのところをもう
一遍、いわゆる希望退職の募集に当たっては今私
が言ったような強要や強制はしない、あくまでも
本人の希望に応じてやるんだ。それから、いろい
ろ努力したが残念ながらその数に達しなかった場
合はやむを得ない、あなたはおっしゃってござい
ますが、そのことの確認はよろしゅうございま
すね。

○説明員(杉浦喬也君) 希望退職は、あくまで文
字どおり本人の希望に必ずする制度でございます。
その間に、職員に対しては、先ほどから申し上げ
ておりますように、雇用先の中身の問題なり労
働条件なり、そうしたのもろもろのいろいろな内容に
つきましては、職員に十分に周知徹底する必要が
ございます。そういう意味では、いろんな意味で
話をすることがあると思いますが、決して強要、
強制をするということはいたしません。このこと
は今までも何回もお答えしているとおりでござい
ます。

また、最終的に二万人の希望退職の目標で一生
懸命やっておりますのでございまして、ぜひとも
二万人というものを目標どおり達成したいとい
うふうに思っておりますのでございまして、最終
的にこの数字というものが若干の食い違いがある
といったし、努力目標といたしましては、二万
人の目標を絶対達成するように、労使も十分に話
をしながら努力をしております。

○安恒良一君 今またあなた重大なことを言われ
ましたね。若干の食い違いとはどういうこと、今
までのあなたはそんなこと言われていませんよ。
具体的事例を同僚議員等が挙げて、例えば一万二
千人しか出なかったと、一生懸命努力したけれど
も八千人出なかったらどうするかと言ったら、そ
れは清算事業団が引き継ぐことになりまうと言わ
れてはいる。私はそういうふうに理解しているん
ですが、今あなたの、努力されることはいいいで
すよ、しかし若干の食い違いということになるとま
たこれからややこしい話残るからね。だから、
あなたたちが努力して出た数字で処理をするとい
うことでしよう、これは。若干とかね、やってみ
なければわからぬでしょう。若干出るとか余計出
ないのか、それはやってみなければわからぬでし
ょう。それを今から、若干の場合はいいいけれど
も、若干じゃなかった場合にはあれですか、また
強制退職に踏み切るんですか、あなた。そんなこ
との議論になって時間がもったいないから、やっ
ぱり今まで答えたことは同じようにきちっと答
えてもらいたい。答えてください。

○説明員(杉浦喬也君) 若干といえますのは、も
う方が一連しない場合もそれは若干程度にとどめ
たいという気持ちのあらわれでございまして、先
生おっしゃる通りでございまして。
○安恒良一君 それでは今度は具体的に、労使の
信頼を回復して労使が協力をし合わないと、私は
国鉄の再建というのはいい得ないと思うんです。
そこで、そのことについて問題を絞って聞きた
いんですが、労使の信頼を回復することを目的と
して、国労と当局との間に懇談会を設置する、第一
回の会合が五月十六日に行われましたね。しか
も、このことは衆議院における、この法案を通
させるに当たって我々の同僚議員の清水議員その
他の質問等に答えられて、それを具体的に実行す
る方法として総裁は行われたと思いますが、その
点は間違いございませんか。

○説明員(杉浦喬也君) 国労との間の話し合につ
きましては、なかなか今までちょっとした溝のた
めに思うようにまいっておりませんでした。たま
たま衆議院におきまして御質問がございましたこ
とにお答えしまして、ぜひともそういう共通の場
というものを設けて忌憚のない意見の交換をした
いということを答え申し上げました。そうした
ことを実行するというところで国労と話し合いた
しました。懇談会を設置いたしまして、先般十六
日に第一回の懇談会を開催したところでありま
す。

○安恒良一君 そこで、御承知のように、今のこ
ろを整理してみますと、総裁は、今までの国労
との間の経緯にとらわれることなくしに、労使共通
の場、労使協議機関を設け、雇用問題、経営問題
を含めざくばらんに協議し、相互理解を深めた
い。また、そういう議論を深めることによって雇
用安定協定が結ばれるように私は期待をしてい
る、こういうことを衆議院で答弁されましたね。
それに基づいてこの懇談会があったというふうに
私は理解をしております。衆議院の答弁
に基づいてその懇談会が、今あなたが答弁された
ことは私は大体記録を読み上げているんですが、
そういう答弁だったと思いますが、それでいいん
ですか。

○説明員(杉浦喬也君) その衆議院で答弁したと
おりでございまして。
○安恒良一君 そこで、そうだとしますと、今度
は五月十六日の懇談会の経過と概要、当局が作成
し地方に伝達した資料があります。この資料によ
ると、多くの問題があります。特に、③にこう
書いてあります。当局としては「労使の信頼関係
の回復には労使共同宣言に調印すること、今考
えられる唯一の道である」と当局が主張したと記
してありますが、これは衆議院の清水議員に対
する答弁と内容が著しく異なっているのではない
でしょうか。あなたは清水さんについている共同宣言
に調印することが労使の信頼関係を回復する唯一
の道であるというふうに言われましたか。これは
清水さんとあなたの話のやりとりの議事録から読
むと、私は背信行為ではないかと思うんでありま
す。

○説明員(杉浦喬也君) 共通の場におきまして忌
憚のない議論を展開することによりまして信頼関
係というものは徐々に生まれてくるであらうと。
そういういたしますと、私もぜひとも共同宣言と
いうものを国労におきまして締結してほしい
と、そういう気持ちを持っておりますから、この
前の第一回の懇談会でも早速共同宣言の前身に
ついての説明をしたい、また意見を聞きたいとい
うことを第一議題で申し上げたところでございま
す。

衆議院で御答弁申し上げましたのは、そういう
ような共通の場におきまして次第にやはり共同宣
言を締結してもいいんじゃないかというふうな気
持ちはなってくることを期待し、さらにそれが雇
用安定協定の締結に結びつくことを期待する、
こういう意味で申し上げたわけでございますが、
その共同宣言という文言が隠された形になったこ
とは事実でございます。

○安恒良一君 あなたは従来の経緯にとらわれる
ことなくという答弁ですね。その意味は、信頼回
復をした上で共同宣言を将来結んでもらいたいと
か、さらに雇用安定協定へいきたいというお気持
ちはあっても、この文章のように、まず共同宣言
を結ぶことが第一だと、それが信頼回復の第一だ
というところであると、依然として従来の経緯にと
らわれることなくということじゃなく、従来の
経緯にとらわれているんじゃないですか。いわゆ
る六〇%以上の多数を持っている国労は嫌だと言
っている。その他の組合は結んでいる。嫌だとい
う組合と話し合うときに、まずそれが大前提だとい
うことでどうして話し合えない信頼関係が進む
んですか。まずざくばらんに、雇用問題なり経
営問題なりの中身についてまずざくばらんに議
論することじゃないですか。それが従来の経緯に
とらわれることなくというあなたの答弁になって

るんではないのでしょうか。でないと、あなたがそういう希望を持たれることはないが、あなたの方がつくられた議事録まがいのものにはそういうことが明確に書いてあるのですから、私はこれから議論を展開していきますが、この懇談会を続けてもらいたいと思いますから、続けるために従来の経緯にとらわれないということで中身に入っていくか、従来の経緯だけにこだわられたんではなかなか進まぬのじゃないかと思ひます。また清水さんの質問に対して答えられたあなたの答えというのは、私たちはそう読み取っているんです。とにかく労使が一週会って雇用問題なり、経営問題なりいろいろなことを話さなくばらんに懇談しようじゃないか。そしてその中から労使の信頼関係を、お互いが信頼関係をつくり上げるように努力しようじゃないかと。そういうものの発展の中で、場合によれば共同宣言という場合もあるでしょう、場合によれば、わかつたから、それじゃ雇用協定という場合もある。これは中身の議論をしてみなければいけないことじゃないですか。それをいきなり入り口であなたの方が共同宣言が唯一だというふうにこだわられると、それは従来の経緯にとらわれたことになるのじゃないですか。杉浦さん、そこはどうですか。というの

は、あなたがどういふ発言をされたということも私は知っています。そしてさらに横におつたあなたの取り巻きのいろいろなことを言つたことも知っています。しかし、おたくの流れている文章はそういうことになっているから、私はこれは最高責任者であるあなたの気持ちをしっかりと持つてもらわなければいけないと思つてこのことを聞いています。

○説明員(杉浦喬也君) 従来の経緯にとらわれずというのは、過去一年間ぐらゐの状況の振り返りの中で、国労との間で大変いわばわだかまりといひますか、なかなか意思疎通を欠くような、そういう状態を一応おいて、例えば労使共同宣言の提案をいたしましたときも、国労の受け取り方としては、これはまことに話も何もなしにいきな

り唐突に出されたことは非常に遺憾であるというふうなことで、中身も見ずに別れてしまった経緯がございします。従来の経緯というのはそういう経緯も含んでおるわけでございます。共同宣言の提案の前後をめぐる経緯、そうしたことによる両者のわだかまり、溝といふものを一応取り外しまして、私どもの方は共同宣言を結びたいんです。中身はこういうことですよといふふうな点にさつぱらんに話をし、国労はそれに対してこういう点が気に入らない、こういう点がだめだといふふうな点にさつぱらんに話をしてくださいます、こういう意味で申し上げておるところであります。

○安倍良一君 いや私は、総裁、あなたがこの懇談会を通じて労使の話し合いを深める、その中から共同宣言についても理解を深めたいといひうお気持ちをあなたが持たれることについて何も言っていないわけじゃないんです。しかし、それが唯一の条件だといふことで、そこで、そこだけ議論したらまた話が進まぬでしょうと私は言っている。動労やその他二、三の組合が結んでおるといふことも、六〇%以上を組織している国労が嫌だと言っている。嫌だと言っていることをそこばかりやつたつて話は進まぬでしょうと言っているんです。

だから私は、あなたがそういう気持ちをお持ちになつていられると、国会で約束されたことは忠実にやつてもらわなきゃなりませんので、いわゆる労使の信頼関係の確立といふことについて懇談会の中で協議の場を何回も深めていく必要があるんじゃないですか。いわゆる協議の場をまず持つたら、あなた気持ちをもちになることはいひけれども、まずそこからだ、そこが信頼関係だといふことを言えば、またそこでデッドロックに乗り上げるだけじゃないですか。ですから、あのようないわゆる協定文書の中には、経営問題なり雇用問題なりについてさつぱらんに話し合おうじゃないかといふ協定文書になつていられないですか。ですから、私は、いわゆる労使の信頼関係の確立のために、やはり懇談会の中で、雇用問

題、経営問題、こういうものについてまず協議を深められるべきだと思ひます。何回となくこの懇談会を開催されるべきだ、こう思ひますが、その点はどうか。

○説明員(杉浦喬也君) この懇談会はさつぱく設けられたものでございまして、両者の信頼を回復する場であるといふふうに私は思つております。したがつて、議題は私の方からは共同宣言の議題を提示いたしました。国労から別な議題も出ておるわけでございますが、決して共同宣言のみに終始をしてそれを解決しなければ前進しないといふような懇談会ではないと私は思つております。したがつて、これからはそれこそ雇用問題、経営問題各般にわたつて全般的な討論、意思疎通の場といふ本来の意味でお互いに言ひたいことを言ひ合う、そういう場にしていきたいと思います。ただし、労使共同宣言の問題は私どもの方の気持ちとしてはあくまで受けてもらいたいわけでございますから、何回でもそれはお話を申し上げたい。しかし、それにのみ議題を固執するものではございません。広く組合からのいろいろな提案があるかと思ひますから、それも十分に議題に提起をさせていただいて何回もこの懇談会を持ちたい、このように考えております。

○安倍良一君 それじゃ、この点についてこれからこの雇用問題を中心しながら何回も懇談会を持ちたいといふことでありますから、私は、ぜひとも懇談会を持つて、そしてその中から労使の信頼関係をつくり上げてもらいたいと思ひます。そして、そのことが、いろいろここで同僚議員からも問題になりましたように、いわゆる今雇用安定協定がない、そのことが一つの労使の信頼関係を損なつていふことになりまして、私は、そういう懇談会の中の議論の中から労使の信頼を勝ち取り合つて雇用協定が早く結ばれることを希望します。

それと同時に、いま一つ私はここで総裁に申し上げておきたいのは、同僚議員からも日鉄法二十九条四号の発動についていろいろの議論がありま

した。総裁は総裁なりのお気持ちを、答弁を衆議院でもされましたし、本委員会でもされました。そこで私はこのことを確認しておきたいんですが、すなわち、現在のところは残念ながら雇用安定協定は国鉄労働組合と当局の間にあるわけですが、その中で、労使の信頼を確立するためには、あつていふ議題について突つ込んだ議論をしたいとおつていますから、ぜひやつてもらいたい。問題は、この懇談会が持たれている限りにおいて日鉄法二十九条の四号の発動はない、こういうふうに確認してよろしうございしますか、どうですか、総裁。

○説明員(杉浦喬也君) これは、二十九条四号の発動につきましては、私も何回も御答弁申し上げているとおり、法律的な問題と事実行為は違ひます。私の気持ちとしては、この条件を発動したくないといふふうに思つております。

○安倍良一君 いや、あなたの気持ちだけ聞いているんじゃないかと、私は具体的に言つていられるんですよ。あなたもおつてやつたように、こういう懇談会が双方のトップレベルを挙げたらあつて議論についてこれから議論しようといふことになつて、そして、その中から労使の信頼関係を回復したいといふねらいでこれがされたんだから、そういう状態の中において日鉄法二十九条の四号の発動があつたんではどうにもならぬわけですから、懇談会で議論しているのに、まさか日鉄法二十九条四号の発動をするなどといふことではないでしようねと聞いているんですから、ないならいふことを、総裁のお気持ちをきちつと聞かせてください。これは非常に重要な側面ですから。

○説明員(杉浦喬也君) 両者が忌憚のない意見を交換する場という趣旨で設けられたそういう懇談会の状況が続いておる、そういう段階におきまして、二十九条四号といふようなことは私はほしたくないと申し上げましたが、実際上そういうことはあり得ないことだと思ひます。そうしたせつ

した。総裁は総裁なりのお気持ちを、答弁を衆議院でもされましたし、本委員会でもされました。そこで私はこのことを確認しておきたいんですが、すなわち、現在のところは残念ながら雇用安定協定は国鉄労働組合と当局の間にあるわけですが、その中で、労使の信頼を確立するためには、あつていふ議題について突つ込んだ議論をしたいとおつていますから、ぜひやつてもらいたい。問題は、この懇談会が持たれている限りにおいて日鉄法二十九条の四号の発動はない、こういうふうに確認してよろしうございしますか、どうですか、総裁。

かくの懇談会が破裂することのないように一生懸命話し合いたいというふうに思っています。

○安恒良一君 それじゃそのところをきちっと確認をしておきます。

それから、私は、希望退職の募集に当たって、企業名や仕事の身や賃金や労働条件、それを私は現場に告知をせよということをし上げました。が、それと同時に、希望退職がスムーズに行えるかどうかというの、やはり労使で、この問題、特に労働条件に関するについては十分な話し合いをされなけりや私は成功しないと思います。その点については、希望退職を、いわゆる私が言ったようなことを、まず例えば企業名、仕事、賃金、労働条件等々が決まったならば、組合とさちつとした団体交渉を持ち、話し合いをして、こうこうという条件でこのようにしてやりたいんだ、こういうことを労使の中で十分話し合いをしてやってもいいかと思いますが、その点よろしゅうございませうか。

○説明員(杉浦清也君) 法律が通過した後にございましては、連やかに手順等を私ども案をつくりまして組合側にお話をし、また労働条件に関しましては団体交渉を十分に持ちたいと思います。

○安恒良一君 ぜひとも、私は、国鉄のすべての組合との間にわたって、ひとつきちつとしてもらいたい、このことを申し上げておきます。

それから、いま一つ、これは、この共同宣言の中身については、あなたは、結んでもらいたいということを言われているわけですから、これからは問題になるでしょう。そのときに私はやはり明確にしておかなきゃならぬことが一つあるのは、既に数組合と結んでいる、だから大多数の組織を持っている組合にそれと全く同じことを結べということを言われても、私は、無理がある。私も経験があります。私の方の組合の中で、残念ながら第一、第二、第三という組合がある場合があるんです。その場合に、往々にして経営者は少数組合と話をし、そこ話がついたから大多数の組合へ伝え、もしくは、今度は大多数の組合と話をしたから少数組合へ伝え、こういうやり方があるわけですが、前例の場合、少数組合と話をしたから文句なしに大多数の組合に伝えながらも無理があるんですね、これは。残念ながら組合が分かれてくる場合には、そのところを配慮しながら経営者側というのは、それぞれの組合と結ぶ条件について話し合いをして、しかもそれは不当労働行為にわたらないように、差別にわたらないように配慮しながらいるんことをちゃんとやっていくのが近代経営者の私はセンスだと思います。でありますから、まあこのことについて今少しここで私は時間をかけて議論をしようと思いません。まだまだそこに懇談会の議題がいておりませんから、私は議論をしようと思いません。しかし、またこのことは私も国会で、ここで、ああでもないこうでもないというよりも、本来は労使で十分話し合いをされるべきことだと思えます。そのことも私はそう思います。ですから、私が申し上げたようなことで、もしもあなたが信頼関係を回復して、共同宣言を結びたいというお気持ちをお持ちならば、やはり近代経営者のセンスをもってそこをお進めにならないうと、既に締結したものは、だからこれに従え、こういうことだけでは私は話は進まないと思えます。このことを申し上げておきます。答弁は要りません。そういう気持ちをきちつと持つたない、簡単に既成組合と既に結ばれている、だから国労もこれは結ぶのが当たり前だ、一言一句変えないぞ、こんな姿勢では私は進まないと思えますから、このことを申し上げておきたいと思えます。

そこで、いま一つこのことも確認しておきたいんですが、強制や強要を行わないと再三答弁されてますが、もしもそのような行為が行われた場合はどうするかということ。例えばNHKの特集で四月十八日に放映されました門司機関区の見解もあるでしょう。ですから、万が一これか

ら今言ったような手続を全部踏んで、いわゆる当該所屬長が強制、強要をしたという事実が出てきた場合にはどうされるんですか。私たちの耳に入

た場合にもありますよ、いろいろある。組合が提起する場合もあるでしょう。その場合には、私はそういう行為が、強制、強要を伴う募集行為は直ちにやめてもらわなければならぬと思えますが、その点はどうですか、強制、強要の問題。

○説明員(杉浦清也君) 今NHKの報道の例が出ましたが、私もあれを見ましたんですが、後で聞きますと、いろんな場面を撮ったその中の一つであるようございませう。多くの場面の一つの断面でございませうので、なかなか判断が難しいと思えます。あれを見る限りは、かなり強く言っているなという感じはいたしましたが、決して強制、強要ではないというように私は確信をいたしておるところでございませう。

今後のあり方につきましては、先生おっしゃるように強制、強要はいたしません。仮にそういうようなことが耳に入りましたら、すぐに調べまして事実がありますれば直ちに停止をいたします。

○安恒良一君 わかりました。それじゃ十八日のNHKの放映についてあなたはそう見られますが、これもやはり見た国民の判断で、あれを国民が受けとめた多くの目は強制、強要というふうに見ていきますから、このことはあなたと私は見解が違ふ。しかし、そのことよりも万が一所属長が募集行為で強制、強要、その事実があったときには直ちに中止をさせると、こういうことでありますから、そのことは確認をしておきます。私たちも円満に行えるように、このことについて、この法案に反対であります。反対であります。またそこでトラブルが起ることはよくないことでありますから、そのことはこれから十分注視をしていきたいと思っております。この際申し上げておきたいと思えます。

以上、私は数点にわたっているんことを議論いたしました。私の持ち時間はまだあります。まだあります。総裁からなり、それから大臣からかなり明確な答弁をしていただいたと思えます。

そこで、私の持ち時間はこれで終わりにしますが、どうか大臣、何回も申し上げておきます、総裁何回も申し上げておきますが、まず受け皿をきちつとして、そしてそれを労働組合と団体交渉をする、それから強制、強要は一切伴わないで募集するならば募集する、この原則ですね、受け皿というのは今申し上げた賃金、労働条件、勤務場所。そしてあくまでもこれは希望退職である、そして、残念ながら数に到達しなかった場合はそれはやむを得ない、いわゆる清算事業団が引き継ぐものである、こういうことについては、きょうこ

で大臣や総裁が答弁をされたことは議事録にも正確に載っておりますし、私も正確にそのことを受けとめました。また、労使の信頼を回復するための懇談会をこれからしばしば開催をして、懇談会を通じて信頼を回復したいということ、また懇談会が続いている以上日鉄法の発動もしない、こういうこともしかと受けとめました。国会はこれからますます。また重要法案が七本もあること

でありますから、どうぞ今ここで大臣なり総裁が答弁されましたことが忠実に、誠実に履行されることを強く要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○委員長(岡田洋子) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡田洋子) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○安恒良一君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました法案に対し反対の討論を行います。

冒頭私は、本法案が政府の進めようとしている国鉄改革の前提となる重要法案であると考え、若干の意見を申し述べます。

政府は、国鉄改革は一刻の猶予も許されないと主張し、国鉄の分割・民営化が既に決定され動か

が、どうか大臣、何回も申し上げておきます、総裁何回も申し上げておきますが、まず受け皿をきちつとして、そしてそれを労働組合と団体交渉をする、それから強制、強要は一切伴わないで募集するならば募集する、この原則ですね、受け皿というのは今申し上げた賃金、労働条件、勤務場所。そしてあくまでもこれは希望退職である、そして、残念ながら数に到達しなかった場合はそれはやむを得ない、いわゆる清算事業団が引き継ぐものである、こういうことについては、きょうこ

で大臣や総裁が答弁をされたことは議事録にも正確に載っておりますし、私も正確にそのことを受けとめました。また、労使の信頼を回復するための懇談会をこれからしばしば開催をして、懇談会を通じて信頼を回復したいということ、また懇談会が続いている以上日鉄法の発動もしない、こういうこともしかと受けとめました。国会はこれからますます。また重要法案が七本もあること

でありますから、どうぞ今ここで大臣なり総裁が答弁されましたことが忠実に、誠実に履行されることを強く要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○委員長(岡田洋子) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡田洋子) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○安恒良一君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました法案に対し反対の討論を行います。

冒頭私は、本法案が政府の進めようとしている国鉄改革の前提となる重要法案であると考え、若干の意見を申し述べます。

政府は、国鉄改革は一刻の猶予も許されないと主張し、国鉄の分割・民営化が既に決定され動か

が、どうか大臣、何回も申し上げておきます、総裁何回も申し上げておきますが、まず受け皿をきちつとして、そしてそれを労働組合と団体交渉をする、それから強制、強要は一切伴わないで募集するならば募集する、この原則ですね、受け皿というのは今申し上げた賃金、労働条件、勤務場所。そしてあくまでもこれは希望退職である、そして、残念ながら数に到達しなかった場合はそれはやむを得ない、いわゆる清算事業団が引き継ぐものである、こういうことについては、きょうこ

したいものであるかのごとく振舞っていません。また、全国一元的運営による現行の公社形態こそが国鉄の経営の破綻の元凶だと決めつけ、一切国民の声を耳をかくとせず、強引かつ性急な既成事実づくりを国鉄の改革と称して断行しています。

我が党は、もとより、国鉄の再建を無為におくさせる意図は全くありません。しかし、国鉄が国民の共有財産であることから、国鉄の改革は、国民の共有財産を国民のために生かす方向を見つけることでなければならぬのであります。その際、主権者である国民にその判断の材料となる情報、資料を公開し、国民的な合意が得られる適正な手続を経なければならぬことは至極当然と言えます。

国民からかけ離れた密室の審議ですべてを決定し、しかも国会の審議の始まる前から大々的に宣伝をし、既成事実をつくり上げていくというやり方、国民には何も具体的な判断材料を提供せずに結論だけ押しつけるやり方、これこそ国民の合意形成のルールを踏みにじる行為であり、民主主義の否定と言わざるを得ません。

国鉄改革に対する国民の合意を拒絶する中曽根内閣の姿勢に強く反対し、以下、数点にわたり反対の理由を述べます。

第一に、国鉄再建に当たって、解決しておかなければならない国鉄の長期債務等の処理について、政府は全くの糊塗策で済まそうとしている点であります。

我が党は、本法案の審議に当たって、長期債務の処理の仕方や国民の負担に係る財源措置の具体的方法を明らかにすべきことを政府に強く訴えてまいりましたが、政府は、今年一月二十八日の閣議決定において解決済みであるとの答弁を繰り返すばかりであります。一月二十八日の閣議決定のうち具体的な措置と言えぬのは、本法案に規定する棚上げ債務の一般会計承継だけであります。

国民が最も知りたい長期債務全体の処理、財源対策を将来に先送りをして、全くその場限りの対応

で通り過ぎようとしているのがその主要内容であります。ここに政府の進める分割・民営の国鉄改革法案が、その第一歩において破綻を来していることが明らかであると言わねばなりません。私は、そうした政府の対応に反対せざるを得ません。

第二は、長期債務の一部を一般会計が承継した場合だけが本法案で取り上げられ、あたかも国鉄の負担がなくなったかのように規定している点です。これは結局のところ国民負担に含まれる債務の先取りであり、到底容認できないのであります。

すなわち、長期債務の根本原因は、政府・自民党が国鉄の財政状態とは無関係に大企業の景気回復策として膨大な設備投資を押しつけ、しかもすべて国鉄の借金で賄い、赤字を単年度で処理せず、毎年累積させてきたためであります。したがって、国民負担を求める前に政府の責任を明確にすることが先決であります。国民をいたずらに惑わせ、国民に負担を押しつける本法案には賛成できません。

第三は、余剰人員なるものの積算根拠が全くでたらめな点であります。政府の改革案では、余剰人員九万三千人のうち二万人を本法案について希望退職を募り、十カ月の割り増し手当を支給しようとしておりますが、そもそも九万三千人を余剰人員とする根拠は全く納得できません。しかも、余剰人員が九万三千人も発生するという重大な事態にもかかわらず、政府や国鉄当局は一方的にこれを決定し、当該労働組合との交渉は一切否定しているのではありません。

まず政府は、余剰人員の積算根拠について、国民が納得できるよう説明をすべきであります。同時に、労働側から十分な意見を聞くことから私は再出発すべきであると思えます。

政府が今行おうとしている国鉄改革は、雇用主たる国の都合により一方的に労働者にしわ寄せを行

行っているものにはなりません。私は、これらの違法な人員整理の強行を断じて許しません。

第四は、この間においても政府の要員合理化政策が絶え間なく繰り返されている点であります。国鉄の現在要員は、政府が予定していたのに比べ一万人二千人も減少し、極めて早いテンポで人員の削減が進んでいることを見逃すことはできません。このまま六十二年度に立ち至れば、要員が予定より大幅に減少することは確実であります。言いかえれば、この余剰人員九万三千人を大幅に圧縮できることでもあります。当然、本法案における希望退職の募集も大幅に少なくて済むはずであります。政府はこうした事実に対し、要員を切り詰めることにのみ執心し、あくまでも半強制的な人員整理の手を緩めようとはしないのであります。まことに遺憾であります。私は断じて賛成できません。

第五は、希望退職の募集を進めながら、再就職の確保が極めて不十分な点であります。六十一年度において、政府は二万人の希望退職を募ることを予定しておりますが、再就職受け入れ先の確保は、六十一年度だけを限ってみると一万人分程度しかありません。残りの一万人は民間で対応することになります。残りの一万人は民間で対応することになります。残りの一万人は民間で対応することになります。

別給付金を政府は手厚い措置であると強調して職員の選別を行っていますが、実は職員の受け入れ先はないというのが政府が進めている余剰人員対策の実態であります。加えて、再就職に応じたとしても、住宅や子弟の教育面での配慮は極めて不

完全と言わねばなりません。政府は、国鉄職員を路頭に迷わせたいと言いますが、言行不一致そのものと言わざるを得ず、賛成はできません。

最後に、国鉄の改革の前提となる政府の長期債務の処理と余剰人員対策が完全に行き詰まってきたことを指摘し、政府の国鉄改革案の破綻が明らかであるということを訴えまして私の反対討論を終りたいと思えます。

○吉村真事君 私は、自由民主党・自由国民会議

を代表いたしましたして、本法律案に賛成の討論を行うものであります。

国鉄の経営は、昭和五十九年度末において繰越欠損金が十二兆円を超えたほか、長期債務残高も二十一兆八千億円に達する等まさに危機的状況にあり、その事業の再建は、今次行政改革に残された緊急かつ最重要の国家的課題となっております。

このため、政府、国鉄は、昨年七月の国鉄再建監視委員会の国鉄改革に関する意見を最大限に尊重する旨の対処方針に従い、分割・民営化を基本とする国鉄改革に総力を結集して取り組んでいるところであります。これと並行して、日本国有鉄道法の第三條の規定に基づき、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備に資するために緊急に講ずる必要があると認められる事項について所要の措置を講じてきています。

本法律案は、このような緊急に講ずべき措置として、昭和六十一年度において、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るとともに国鉄職員の退職の促進を図るための特別措置を定めることとするものであり、私は以下申し上げる理由により本法律案に賛成いたします。

国鉄の長期債務等については、新経営形態への移行に際し、一定の長期債務等を新会社等に承継させ、残りは国鉄清算事業団に残置し、これについては用地売却等による自主財源を充てることとしておりますが、なお残る長期債務等については、最終的には国において処理するものとし、そのための新たな財源、措置については雇用対策、用地売却等の見通しがおおよそつくと考えられる段階で決定することとされております。一方、新経営形態移行前においてもその危機的状況を改善することがぜひとも必要でありますので、本法律案により、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、昭和六十一年度において、既に棚上げ措

置を講じている特定債務五兆五百九十九億円を一

般会計に承継させることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとしたしますことは、まことに時宜になつた措置であると存じます。

また、このような措置によりまして、国鉄は、昭和六十一年度末以降特定債務に係る利子の支払いを免除されるほか、既に無利子で貸し付けられている財政再建貸付金二千六百二億円についても、償還期限等を延長する旨の特約をすることができるとなっており、これにより昭和六十一年度中の支払いが猶予され、国鉄の長期債務に係る負担の軽減が図られることとなりますが、これは、国鉄事業の運営改善のための緊急措置としてはまことに適切なものであります。

これが、本法律案に賛成する第一の理由であります。

次に、国鉄職員の退職の促進を図るための特別措置についてであります。国鉄は要員合理化等の結果、職員が業務量に照らし著しく過剰である状態にあり、昭和六十一年度首におきましても三万八千人が過剰となっており、この数は新経営形態移行までにますます増加するものと見込まれております。このような状態を緊急に解消するため、昭和六十一年度において、退職希望職員の募集を行うこととし、退職希望職員の募集を行う場合において所要の措置を講ずる必要があると考えられます。本法律案により、国鉄の行う退職希望の職員の募集に際して退職を申し出、国鉄総裁の認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に對し、特別給付金を支給することとしたし、また、この特別給付金の額を、旧電電公社や民間企業における事例、基礎となる国鉄における退職手当の水準等を総合的に勘案し、俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十割の額に相当する額としたことは、退職の促進を図る措置として、まことに時宜になつた、また適当なものであると存じます。

これが、本法律案に賛成する第二の理由であります。

最後に、政府、国鉄においては、希望退職者に対して本人の身になって十分な就職あっせんを行うとともに、本人がその能力を十分發揮できるように、また本人の少しでも有利になるような配慮をし、気持ちよく再就職できるようにしていただきたいと強く要望いたしまして私の賛成討論を終わります。

○橋本数君 私は、日本共産党を代表して、本法案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案は百余年の歴史を持つ国鉄を解体し、国民と労働者の犠牲で財界本位の分割・民営を強行する、そのための地ならし法案だからであります。

国鉄の経営危機をつくり出した最大の原因は、田中内閣の列島改造論による過剰な設備投資の押しつけ、しかもこれをほとんどが借金政策で行ってきたことにあることは明白であり、そもそもこの点で自民党政府の責任は重大なのであります。にもかかわらず、その財政破綻の原因と責任に目をふさぎ、赤字のツケを国民と国鉄労働者に転嫁するという分割・民営化路線は断じて容認できるものではありません。

本法案は、本委員会の審議でも指摘しましたとおり、その先取りの法案であり、真の国鉄の再建に逆行するものであります。

反対理由の第二は、分割・民営の前提となる九万三千人のいわゆる余剰人員対策の一環として、希望退職と称し、二万人にも上る国鉄労働者に退職を迫る、いわば不当な首切り法案であるからであります。

国鉄は、二十一万五千人体制への大量の人減らし、合理化を推し進め、ホーム要員の廃止や無人駅の拡大、車両検査周期の延長、超過勤務が前提の運転業務などにより意図的に余剰人員をつくり出してきたのであります。このことは同時に、国民のための安全やサービスを低下させるという極めて重大な問題であります。

また、質疑でも明らかにしたように、分割・民営のねらいには労働組合の弱体化も意図され、ま

た、個々の労働者への差別、選別や権利の制約など不当労働行為も続けられているのであります。現に、退職強要などの理由により、自殺する労働者までが出ているのであります。これらの状況下で退職を一層促進する本法案は絶対に容認できるものではありません。

反対理由の第三は、希望退職や人員整理より、長期債務の解決が国鉄再建の根本的課題であるにもかかわらず、これには何ら具体的措置がとられていないことでもあります。当面の対策も、五兆円余の財投資金を国に肩がわりさせ、同額を国鉄に無利子で貸し付けるといふもので、結局は分割・民営による新会社の重荷は取り除き、国民には負担を強いるということになっているのであります。しかし、まずなすべきことは、莫大な長期債務を生み出した原因と責任を明確にし、その上で政府の責任で長期債務の抜本的解決を図ることです。

以上が反対の主な理由であります。

最後に私は、かかる重要法案を、連合審査や、参考人質疑すら行わないまま、本日議決、採決することには断固反対するものであります。十分な審議を尽くすことこそ、議会に求められている国民の負託にこたえる道であります。そのことを改めて強く指摘して反対討論を終わるものであります。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もないようです。から、討論は結局したものと認めます。

これより採決に入ります。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴岡洋君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、安恒君から発言を求められておりますので、これを許します。安恒君。

○安恒良一君 私は、ただいま可決されました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に対し、自由民主党、自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び日本国有鉄道は、次の事項について配慮すべきである。

一 本法による希望退職を円滑に推進するため、労使の信頼関係を確立し、国鉄職員の理解と協力を得るよう努めること。

二 退職希望職員に対する特別給付金の給付については、運用上、一層の配慮を行うこと。

三 退職希望職員の募集に当たっては、再就職先の確保を期すとともに、当該職員の意思を十分尊重して行うこと。なお、移転等に伴う住宅及び就学問題などに関し配慮すること。

四 国鉄の駅の無人化に当たっては、ホームの構造、保安施設の整備状況等につき安全性を確認して行うこと。

右決議する。

以上でございます。皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鶴岡洋君) ただいま安恒君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴岡洋君) 多数と認めます。よって、安恒君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、三塚運輸大臣から発言を求められておりますので、この際これを許しま

輸大臣。

また、附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、政府として十分の努力をしてまいる所存であります。どうもありがとうございました。

○委員長(齋岡洋君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

日はこれにて散会いたします。
午後十時五十八分散会

五月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第二四六〇号)

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第二四七二号)(第二四七三号)
(第二四七四号)(第二四七五号)(第二四七六
号)(第二四七七号)(第二四七八号)(第二四
七九号)(第二四八〇号)(第二四八一号)(第二
四八二号)(第二四八三号)(第二四八四号)(第
二四八五号)(第二四八六号)(第二四八七号)
(第二四八八号)(第二四八九号)(第二四九〇
号)(第二四九一号)(第二四九二号)(第二四九
三号)(第二四九四号)(第二四九五号)(第二四
九六号)(第二四九七号)(第二四九八号)(第
二四九九号)(第二五〇〇号)(第二五〇一号)
(第二五〇二号)(第二五〇三号)(第二五〇四
号)(第二五〇五号)(第二五〇六号)(第二五〇
七号)(第二五〇八号)(第二五〇九号)(第二五
一〇号)(第二五一一号)(第二五一二号)(第二
五一一三号)(第二五四一号)(第二五四二号)(第

二五四三号) (第二五四四号) (第二五四五号)
 (第二五四六号) (第二五四七号) (第二五四八号)
 号) (第二四九号) (第二五〇号) (第二五五
 一号) (第二五五二号) (第二五五三号) (第二五
 五四号) (第二五五五号) (第二五五六号) (第二
 五五七号) (第二五五八号) (第二五五九号) (第
 二五六〇号) (第二五六一号) (第二五六二号)
 (第二五六三号) (第二五六四号) (第二五六五
 号) (第二五六六号) (第二五六七号) (第二五六
 八号) (第二五六九号) (第二五七〇号) (第二五
 七一) (第二五七二号) (第二五七三号) (第二
 五七四号) (第二五七五号) (第二五七六号) (第
 二五七七号) (第二五七八号) (第二五七九号)
 (第二五八〇号) (第二五八一号) (第二五八二
 号)
 一、ハイヤー・タクシー、観光バス事業の公共
 交通としての確立に関する請願(第二五八五
 号)

二、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第二六二六号)(第二六二七号)
一、ハイヤー・タクシー、観光バス事業の公共交通としての確立に関する請願(第二六七二号)

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願（第二六八一号）（第二六八二号）
（第二六八三号）（第二六八四号）（第二六八五
号）（第二六八六号）（第二六八七号）（第二六八
八号）（第二六八九号）（第二六九〇号）（第二六
九一号）（第二六九二号）（第二六九三号）（第二
六九四号）（第二六九五号）（第二六九六号）（第
二六九七号）（第二六九八号）（第二六九九号）
（第二七〇〇号）（第二七〇一号）（第二七〇二
号）（第二七〇三号）（第二七〇四号）（第二七〇
五号）（第二七〇六号）（第二七〇七号）（第二七
〇八号）（第二七〇九号）（第二七一〇号）（第二
七一一号）（第二七一二号）（第二七一三号）（第
二七一四号）（第二七一五号）（第二七一六号）
（第二七一七号）（第二七一八号）（第二七一九
号）（第二七二〇号）（第二七二一号）（第二七二

二號) (第二七五二號) (第二七五三號) (第二七五四號) (第二七五五號) (第二七五六號) (第二七五七號) (第二七五八號) (第二七五九號) (第二七六〇號) (第二七六一號) (第二七六二號) (第二七六三號) (第二七六四號) (第二七六五號) (第二七六六號) (第二七六七號) (第二七六八號) (第二七六九號) (第二七七〇號) (第二七七一一號) (第二七七二號) (第二七七三號) (第二七七四號) (第二七七五號) (第二七七六號) (第二七七七號) (第二七八八號) (第二七八九號) (第二七九〇號) (第二七九一一號) (第二七九二號)

第二四六〇号 昭和六十一年五月二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三
 全国脊髄損傷者連合会群馬県支部
 内 関甲子郎
 紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二四七二号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町木下北城
三、一七三ノ三六 小澤友太郎
外九千六百十九名
紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二四七三号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、一六

三 塩沢徳穂 外一万二千七百三十二名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二四七四号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、九一五ノ
一 林栄 外一万二千二百四十三名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二四七五号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、三九〇ノ
一 岡沼真由美 外一万百六十七
名
紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二四七六号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、八四三
澤柳忠夫 外八千九百五十四名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第二四七七号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎三一ノ一
牧野陸 外一万五千二百六名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第二四七八号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、一五〇ノ
四 伊藤夏樹 外一万二名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四七九号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山三七ノ二
長沼 外九千三百九十五名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八〇号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六〇〇 村松
文次 外一万六千六百八十名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八一号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四四一
近藤竜弥 外八千九百二十二名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八二号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、四〇六ノ
一 盤江清弘 外一万二千九十九名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八三号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六二九ノ七
藤田澄男 外一万六千六百三十七名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八四号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎二、九六一 菅沼
伸子 外九千七百四十四名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八五号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市久米一、六五八 井
上秋治 外一万二千五百一十一名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八六号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、九七八
ノ三 原田克 外八千七百七十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八七号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下茶屋九三三 村

下計 外一万二千三百十七名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八八号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、八六五
太田全 外一万二千二百四十八名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四八九号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、二八七ノ
四 佐々木悦子 外九千九百五十
六名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九〇号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、六〇〇ノ
一 佐々木薫 外一万二千四百十
八名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九一号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、三〇八
大島直 外八千四百三十八名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九二号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎一色七九 北沢信
夫 外一万二千四百十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九三号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、二七四ノ
四 井原良太 外一万六千六百二十
名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九四号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山六六七 酒井
庄司 外八千三百六十九名
紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九五号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市立石五〇四 岩下信
章 外一万二千三百七十八名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九六号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、五八一
下枝英博 外一万二千四百四十五名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九七号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八八〇ノ
一 伊藤忠行 外一万八千九百九十七
名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九八号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市切石五、二三八ノ一
松尾代三郎 外九千四百三十六
名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二四九九号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、三〇〇ノ
二 小笠原正宏 外八千五百五十
二名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇〇号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、六〇〇ノ
竹村仙三 外九千七百十一名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇一号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、五〇二
亀井清光 外一万二千八十三名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇二号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、五〇六
ノ一 川野ひろ子 外一万九百四
名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇三号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、一九五
ノ二 杉山昭 外八千六百六十八
名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇四号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四八七
花井雅則 外九千三百七十五名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇五号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二四四

ノ二 秦文平 外一万二千四百十
七名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇六号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東三ノ三 高
見隆司 外一万九百九十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇七号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東一五 関口典
男 外一万五千五百二名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇八号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市正永町一ノ七、〇〇
一 高柳三彦 外八千三百二十二
名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇九号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八八〇ノ
六 熊谷繁晴 外九千六百八十四
名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五一〇号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎松尾三、八五〇ノ二
小池早姫子 外一万二千四百五
十一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五一一号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、八三四ノ
一 今野金一郎 外一万二千二十三
名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五一二号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、八五八ノ
二 本島俊次 外九千九百十四名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五一三号 昭和六十一年五月六日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東三〇一ノ一
気賀沢歩 外九千八百六十六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四一号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西五六七 竹村

しのぶ 外九千七百六十名
紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四二号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市羽場権現一、〇六九
平沢明日香 外一万九百五十五
名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四三号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、一二五ノ
二 下枝宅造 外一万百二十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四四号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、〇八五
河原力 外一万千八百三名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四五号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山四、〇四九ノ
二 平松国市 外八千七百九十二
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四六号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東六二ノ二 伊
野浩樹 外一万二千一名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四七号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市千代三、〇三四ノ二
川手忠志 外九千二百三十六名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四八号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、五四二
長谷部ヒサオ 外一万五千名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五四九号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山二四六 鈴木
智子 外一万二千二百二十五名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五〇号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、三九九
後藤美咲 外一万四百三十一名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五一号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、四〇一ノ
一 伊藤かつへ 外一万九百五十
二名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五二号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東四四ノ一 尾
科みさえ 外一万二千二百八十三
名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五三号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、二七六ノ
一八 青木龍男 外八千八百名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五四号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、一一六ノ
六名
一 木下八重子 外九千二百八十
六名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五五号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、四三六ノ
一 戸部きみ 外一万百九十二名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、六五〇
小林秀夫 外一万九百九十九
名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五六号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、八二六ノ
八 伊藤喜美子 外一万七百十五
名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五七号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西五八〇ノ三
塚田美奈穂 外九千六百十七名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五八号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、四三六ノ
一 戸部きみ 外一万百九十二名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五五九号 昭和六十一年五月七日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、二七一ノ
二 高田良隆 外九千二百九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

二 松村恒男 外九千二百四十一

名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五七八号 昭和六十一年五月七日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、八六一ノ

二 佐々木高尚 外一万二千九百九十二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五七九号 昭和六十一年五月七日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市松尾八幡二、一三九

宮下繁 外一万百二十五名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五八〇号 昭和六十一年五月七日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、八八九ノ

二 熊谷政和 外一万七千七百二十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五八一号 昭和六十一年五月七日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、八五六

松長酒喜雄 外九千五百六十二名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五八二号 昭和六十一年五月七日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村富田一三、

五二〇 安藤亘 外八千五百九十

七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二五八五号 昭和六十一年五月七日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の公共交通としての確立に関する請願

請願者 千葉市高洲一ノ一 藤本良

子 外九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第二六二六号 昭和六十一年五月七日受理

車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 亀山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二六二七号 昭和六十一年五月七日受理

車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

紹介議員 松岡満寿男君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二六二七号 昭和六十一年五月八日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の公共交通としての確立に関する請願

請願者 広島市中区白島中町一六ノ一三

勝部保 外八十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二四八号と同じである。

第二六八一号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇五二

市瀬洋子 外九千三十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六八二号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、七三

三 高野厚治 外一万三百七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六八三号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五五

九 木下平助 外一万三千三百三十

名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六八四号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六一

七 小池章夫 外一万二千五百六

名

紹介議員 稲山 篤君

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一二、二六

七 福沢つるへ 外九千三百七十

五名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六八六号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、八八

一 塚平正 外九千四百四名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六八七号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六七

八 簡井義幸 外一万四千四百二十

二名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六八八号 昭和六十一年五月九日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一二、三五

五 木下佐代子 外一万二千二百

七十七名

紹介議員 小野 明君

五七

紹介議員 七 福沢清香 外九千三十三名
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九〇号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、七八
六ノ二 木下佳子 外一万十六名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、二三
八 福沢一男 外一万二千七十七
名
紹介議員 堀原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、二四五
ノ一 原高二 外九千二百五十六
名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九三号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村八二〇 松
島俊夫 外九千三百七十四名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九四号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、九五
八 木下一郎 外一万二千二百二名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九五号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一〇三
大平耕 外一万二千二十一名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九六号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一〇六ノ七
岩間清 外一万二百二十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九七号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、一〇一
木下卓蔵 外九千八十七名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九八号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、三三
五 多田みゑ 外一万四百十一名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六九九号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村七、九二七
林克穂 外九千二百三名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇〇号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村阿島三、七
二五 林やゑ子 外一万二千二百八
十一名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇一号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七七九
星神二三男 外九千二百一十一名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村四、六六〇
市瀬久 外一万六千二百二十名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇三号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村八五二ノ一

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇四号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、五八
二ノ二 塩澤要 外九千六百七十
名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇五号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村八一六ノ三
舟登重信 外八千六百三名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇六号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、四五二
佐々木美和子 外一万四百六十
五名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇七号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇四五
下岡積二 外一万二千四百五十
七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇八号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇四五
下岡積二 外一万二千四百五十
七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇八号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下美美子 外一万六千六百四十
名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七〇九号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、七七一
ノ一 伊藤すま子 外八千五百二
十二名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一〇号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、三三三
ノ二 下岡弘子 外九千四百七十
七名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一一号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇四二
仲田勝義 外一万二千三百三十三名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村四、六六五
松沢亮 外一万五千五百二十二名

請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、一九
九 吉野サチコ 外一万三千三百六
十一名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村五二、一
久 保田富貴 外九千六百七十七名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一四号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村五五、〇二
伊東益男 外八千五百六十五名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一五号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七七〇
三石曉美 外一万二千四百四十
名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一六号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村四、六六五
松沢亮 外一万五千五百二十二名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一七号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六三〇
ノ一 松島孝子 外一万二千三百
十二名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一八号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六五一
宮沢重雄 外一万六千五百五十八名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七一九号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、五一四
ノ三九 仲田さだ子 外八千七百
七十一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二〇号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六八九
ノ一 市瀬博文 外一万二千三十
名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、五一四

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六一八
松沢英章 外一万五千五百六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、七八
三 小池やよゑ 外一万二千四百
七十二名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二二号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六四
六 松村幸夫 外一万三千三十一
名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二三号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、七三
六 高野時男 外九千二百四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二三号 昭和六十一年五月九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、七三
六 高野時男 外九千二百四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

六〇

矢沢智 外一万千七百六十名
紹介議員 小山 一平君
この諸願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七六八号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に關す
請願

木下まゆ美 外一万六百五十名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第二七六九号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、七
七 前沢ひでの 外八千五百四
八名

紹介議員 志苫 裕君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二七七〇号 昭和六十一年五月十日受理

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、二
市瀬研一 外九千四百三十七
紹介議員 菅野 久光君

第二七七一号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に關す
請願

六名 紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七二号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、七八二
ノ二 市瀬藤子 外一万二千二百
十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七三号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市駄科一、二四〇 木
下雄志子 外一万百四名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七四号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一五九
原多希子 外一万九百九十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七五号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、二二九
原源助 外八千六百三十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七六号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五六
五 木下鈴子 外九千九百四十六

名 紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七七号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇二四
下岡政司 外九千三百五十八名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七八号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、八四一
樽沼弘 外一万七百六十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七七九号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三八
原節子 外一万二千五百五十三

名 紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八〇号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、七八六
船澤透 外一万四千四百二十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八一号 昭和六十一年五月十日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、三一五
宮島操 外一万二千八百八十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八二号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、三六
一 栗沢コヒロ 外九千五百十四

名 紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八三号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七八七
村澤百三 外一万二千二百三名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八四号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五二〇ノ一
大平タマ子 外一万百九十七

名 紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八五号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七九一
仲田真知子 外一万三百四十八

名 紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八六号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五五〇ノ二
伊東直樹 外一万二百三十六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八七号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村四、九五六
古田あつ子 外一万四千四百五十

九名 紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八八号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村六、五三〇
ノ一 高橋安通 外八千五百三十

七名 紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七八九号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六八九
松島東穂 外一万三千三百六十九

名 紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七九〇号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七三三
市橋より 外一万二千二百十五
名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七九一号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六七二
ノ四 福田景子 外八千九百十七
名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七九二号 昭和六十一年五月十日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村五、八〇二
下原兼利 外八千九百十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第二八〇七号)(第二八〇八号)
(第二八〇九号)(第二八一〇号)(第二八一
一号)(第二八一二号)(第二八一三号)(第二八一
四号)(第二八一五号)(第二八一六号)(第二八一
七号)(第二八一八号)(第二八一九号)(第二八
二〇号)(第二八二一号)(第二八二二号)(第二
八二三号)(第二八二四号)(第二八二五号)
(第二八二六号)(第二八二七号)(第二八二八
号)(第二八二九号)(第二八三〇号)(第二八三
一号)

一、国鉄の分割・民営化するための関連法案の
制定反対に関する請願(第三〇六六号)(第三
〇六七号)
一、国鉄バス「手稲公営住宅、樽川通り線、曙
通り線」増便に関する請願(第三二八〇号)
一、国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止、運
賃値上げ反対、国民本位の再建に関する請願
(第三二八一号)
一、国鉄分割・民営化法案反対に関する請願
(第三二八二号)
一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に關
する請願(第三二八三号)(第三二八四号)(第三
二八五号)(第三二八六号)(第三二八七号)(第三
二八八号)(第三二八九号)(第三二九〇号)(第三
二九一号)(第三二九二号)(第三二九三号)(第三
二九四号)(第三二九五号)(第三二九六号)(第三
二九七号)(第三二九八号)(第三二九九号)(第三
三〇〇号)(第三三〇一号)(第三三〇二号)(第三
三〇三号)(第三三〇四号)(第三三〇五号)(第三
三〇六号)(第三三〇七号)(第三三〇八号)(第三
三〇九号)(第三三〇一〇号)(第三三〇一一号)(第三
三〇一二号)(第三三〇一三号)(第三三〇一四号)(第三
三〇一五号)(第三三〇一六号)(第三三〇一七号)(第三
三〇一八号)(第三三〇一九号)(第三三〇二〇号)(第三
三〇二一号)(第三三〇二二号)(第三三〇二三号)(第三
三〇二四号)(第三三〇二五号)(第三三〇二六号)(第三
三〇二七号)(第三三〇二八号)(第三三〇二九号)(第三
三〇三〇号)(第三三〇三一号)(第三三〇三二号)(第三
三〇三三号)(第三三〇三四号)(第三三〇三五号)(第三
三〇三六号)(第三三〇三七号)(第三三〇三八号)(第三
三〇三九号)(第三三〇四〇号)(第三三〇四一号)(第三
三〇四二号)(第三三〇四三号)(第三三〇四四号)(第三
三〇四五号)(第三三〇四六号)(第三三〇四七号)(第三
三〇四八号)(第三三〇四九号)(第三三〇五〇号)(第三
三〇五一号)(第三三〇五二号)(第三三〇五三号)(第三
三〇五四号)(第三三〇五五号)(第三三〇五六号)(第三
三〇五七号)(第三三〇五八号)(第三三〇五九号)(第三
三〇六〇号)(第三三〇六一号)(第三三〇六二号)(第三
三〇六三号)(第三三〇六四号)(第三三〇六五号)
一、ハイタク事業における行政改善に関する請
願(第三三〇六六号)(第三三〇六七号)

一、国鉄を分割・民営化するための関連法案の
制定反対に関する請願(第三〇六六号)(第三
〇六七号)
一、国鉄バス「手稲公営住宅、樽川通り線、曙
通り線」増便に関する請願(第三二八〇号)
一、国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止、運
賃値上げ反対、国民本位の再建に関する請願
(第三二八一号)
一、国鉄分割・民営化法案反対に関する請願
(第三二八二号)
一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に關
する請願(第三二八三号)(第三二八四号)(第三
二八五号)(第三二八六号)(第三二八七号)(第三
二八八号)(第三二八九号)(第三二九〇号)(第三
二九一号)(第三二九二号)(第三二九三号)(第三
二九四号)(第三二九五号)(第三二九六号)(第三
二九七号)(第三二九八号)(第三二九九号)(第三
三〇〇号)(第三三〇一号)(第三三〇二号)(第三
三〇三号)(第三三〇四号)(第三三〇五号)(第三
三〇六号)(第三三〇七号)(第三三〇八号)(第三
三〇九号)(第三三〇一〇号)(第三三〇一一号)(第三
三〇一二号)(第三三〇一三号)(第三三〇一四号)(第三
三〇一五号)(第三三〇一六号)(第三三〇一七号)(第三
三〇一八号)(第三三〇一九号)(第三三〇二〇号)(第三
三〇二一号)(第三三〇二二号)(第三三〇二三号)(第三
三〇二四号)(第三三〇二五号)(第三三〇二六号)(第三
三〇二七号)(第三三〇二八号)(第三三〇二九号)(第三
三〇三〇号)(第三三〇三一号)(第三三〇三二号)(第三
三〇三三号)(第三三〇三四号)(第三三〇三五号)(第三
三〇三六号)(第三三〇三七号)(第三三〇三八号)(第三
三〇三九号)(第三三〇四〇号)(第三三〇四一号)(第三
三〇四二号)(第三三〇四三号)(第三三〇四四号)(第三
三〇四五号)(第三三〇四六号)(第三三〇四七号)(第三
三〇四八号)(第三三〇四九号)(第三三〇五〇号)(第三
三〇五一号)(第三三〇五二号)(第三三〇五三号)(第三
三〇五四号)(第三三〇五五号)(第三三〇五六号)(第三
三〇五七号)(第三三〇五八号)(第三三〇五九号)(第三
三〇六〇号)(第三三〇六一号)(第三三〇六二号)(第三
三〇六三号)(第三三〇六四号)(第三三〇六五号)
一、ハイタク事業における行政改善に関する請
願(第三三〇六六号)(第三三〇六七号)

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、七五
七 筒井今佐恵 外九千九百五十
三名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八〇七号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、五八
五 城田竹男 外一万五千三十一
名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一〇号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、七五
九 高野みちほ 外一万二千百六
十四名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一二号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、一七
七 田中春一 外八千五百八十六
名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一三号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、三八
七 萩原茂人 外一万七九百十七

第二八一八号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五六
一ノ一 後山守 外一万七七百四
十二名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一九号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、三八
七 萩原茂人 外一万七九百十七

名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一四号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、三五
八 木下敏文 外九千九百八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一五号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、五三
〇 小池宗吉 外一万一千九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一六号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、七九
〇 城下寛直 外一万二千二百二
十名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一七号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、七五
七 前沢清市 外八千四百三十一
名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一八号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、三三一
田切浅七 外九千六百四十二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八一九号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、二二六
河瀬ふき 外一万八千八百五十三
名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二〇号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇一一
湯沢敏穂 外一万二千六百四十四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二二号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一八〇
ノ二 木林ヨシエ 外一万百七十
五名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二三号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村七四四ノ三
名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二三号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村九、一三二
ノ二 小椋政彦 外一万五千五百九
十七名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二四号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二六、四六
六 吉川ふく 外一万二千七百八
名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二五号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、八九
六ノ一 桑原伊佐子 外八千九百
十九名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二六号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一一八
市瀬千元 外九千二十名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二七号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市竜江六五 伊坪清隆
外一万二千二百三十一名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二八号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、八九五
市瀬匠 外九千六百五十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八二九号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋六、九
四九ノ四 松尾陽水 外八千七百
六十九名
紹介議員 高杉 建忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三〇号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、二四
〇 小池澄夫 外一万八百七十名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三一号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村二、二四
〇 小池澄夫 外一万八百七十名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、四五四
市瀬タツミ 外一万九千四百四十
三名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三二号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六四
五 大崎文隆 外八千四百二十一
名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三三号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇二一
寺島勤 外八千五百三十五名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三四号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇四一
宮島安衛 外一万二千四百四名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三五号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三五
ノ一 原健彦 外一万二千一名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三六号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、四一
八 牧内久義 外一万八千八百八
八 紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三七号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇八七
宇佐美智直 外八千七百九十二
名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三八号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、一三
九 塩沢つな 外九千六百六十八
名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八三九号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七五一
伊東正人 外一万二千四百七十七
名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四〇号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、一三
九 塩沢つな 外九千六百六十八
名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

熊谷勝三 外九千三百二十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四一号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七六八
片岡トミ 外八千八百九十一名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四二号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、二四
一 栗沢友恵 外一万八千八百六十
三名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四三号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村四、八三五
原眞澄 外一万二千三百二名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四四号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六二九
下原モトエ 外九千二百六十五
名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四五号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六二九
ノ四 小池うめの 外八千五百七
十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四六号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六一九
下岡敦美 外一万四千四百八十九
名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四七号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村六、六二二
原野太平 外一万二千二百五十
七名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四八号 昭和六十一年五月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、四三四
塩沢智保子 外一万二千二百五
十六名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八四九号 昭和六十一年五月十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請

願

請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松浦弘和

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二八八九号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、五九 九塩澤嘉和子 外一万二千三十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九〇号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五六 一ノ一 後山しのぶ 外一万三千七十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九一号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五七 〇 高野貞一 外九千七百六十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九二号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六三 三ノ一 松澤功 外一万四百三十三名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九三号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六〇 三 木下イサ 外八千九百四十五名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九四号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五二 〇 木下ふじ 外九千八百八十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九五号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、七八 三ノ二 筒井世美子 外一万二千三百八十八名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九六号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、六八 九ノ一 新井昇司 外一万五百十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九七号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、六〇 六 宇佐美稔 外九千一名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九八号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、三八 七 萩原昇 外一万四千四百三十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二八九九号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一八二 賜晴好 外九千六十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九〇〇号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村八二ノイ 市瀬八郎 外八千七百九十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九〇一号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村三、二二五 市瀬イトエ 外一万八百二十三

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九〇二号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、九八 〇 小池かつゑ 外九千二百二十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九〇三号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一八〇 〇 二 木林精 外一万五千五百五十五名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九〇四号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村七〇四ノ三 池田広文 外一万七千六百六十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九〇五号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一〇、四三 五 多田一幸 外一万二千二百四十三名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九二四号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、三二五 栗沢孝子 外一万四千十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九二五号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村四、八三〇 原聖子 外九千七百五十六名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九二六号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村六、五三〇 ノ一 小椋登志敬 外九千八百二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九二七号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五、九二七 原いさ子 外一万五千三百一十一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九二八号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五、八三八 小池由里子 外一万二千二百一十七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九二九号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五、八三九 奥村理一 外一万七千七百九十八名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九三〇号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、四三四 塩沢ちせ子 外一万七千七百九十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二九四一号 昭和六十一年五月十三日受理
民営・分割による国鉄の改革に関する請願

請願者 東京都昭島市中神町一、二五九 高橋明 外千三百三十二名

紹介議員 井上 計君

国民の経済的、文化的生活をたかめ、公平な社会をつくり、暮らしにゆとりと安心の社会を実現するため、民営・分割による日本国鉄の改革をされた。

第二九四二号 昭和六十一年五月十三日受理
民営・分割による国鉄の改革に関する請願

請願者 埼玉県飯能市川寺五九八ノ八 伴

場義和 外千九名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第二九四一号と同じである。

第二九六四号 昭和六十一年五月十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三一 七 荻野昭二

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第三〇一一号 昭和六十一年五月十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡聖崎町高見原一ノ三 ノ一六 鈴木輝男

紹介議員 曾根田都夫君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第三〇五〇号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市天美西ノ八ノ一一 松浦三三 外四百三十二名

紹介議員 市川 正一君

昭和六十一年七月二十六日、中曽根内閣総理大臣に提出した日本国鉄再建監理委員会の国鉄改革に関する意見(分割・民営化等)は、国民の共有財産である日本国鉄(以下国鉄という)を解体し、もうかる部門を財界に売りわたす一方、長期債務は国民に押し付け、十万人以上の国鉄労働者の首を切る反国民的な計画であり容認できない。国鉄の分割・民営化計画をしない、国民の望む真に民主的な再建を行わなければならない。ついで、次の事項について実現を図らなければならない。

一、国民の足をうばう国鉄の分割・民営化をしない、国民の公共交通機関として充実、発展させること。

二、大都市圏の通勤・通学輸送を改善し安全性とサービスを上向き、利用しやすい国鉄とすること。

三、運賃を引き下げ、全国一律運賃制、運賃法定制の復活をし、政府・財界のつくりだした赤字のつぎを国民に押し付けないこと。

四、国鉄労働者と関連労働者の首切り合理化をやめ雇用と暮らしを守ることを。

せること。

第三〇五一号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市天美西一ノ八ノ一一 尾上博美 外四百二十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五二号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府東成区大今里二ノ三六ノ九 山下富子 外四百二十四名

紹介議員 小等原貞子君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五三号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市津屋町一七ノA ノ四ノ四〇四 岸原雅也 外四百二十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五四号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

第四部 運輸委員会会議録第十三号 昭和六十一年五月二十日 【参議院】

第六七

請願者 大阪府吹田市高野台一ノ五ノBノ

三〇ノ二〇五 白藤義男 外四百

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五五号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府西成区旭二ノ二〇二 山本

常男 外四百二十四名

紹介議員 佐藤 昭未君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五六号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府豊中市春日町二ノ一一ノ一

〇 鹿島博 外四百二十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五七号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市一津屋町一一七ノA

ノ六ノ三〇一 山口肇 外四百二十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五八号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市三宅中五ノ一五ノ九

松永浩十 外四百二十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇五九号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四十五ノ七ノ

四〇二 山本正憲 外四百二十四

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇六〇号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市田井城五ノ一四ノ一

六 芝田トメ 外四百二十四名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇六一号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市田井城四ノ六ノ二

芝田武彦 外四百二十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇六二号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市小山三ノ二六ノノ

一一 宇田川順子 外四百二十四

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇六三号 昭和六十一年五月十三日受理

国鉄の分割・民営化、ローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市小山三ノ二六ノノ

七 三上勉 外四百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三〇五〇号と同じである。

第三〇六四号 昭和六十一年五月十三日受理

ハイタク事業における行政改善に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大枝八四九ノ六

麻生寛志 外二千九十一名

紹介議員 小笠原貞子君

ハイヤー・タクシー労働者は、労働条件改善と社会的地位の向上、ハイヤー・タクシー事業健全化と公共性の確保にむけて努力をつづけてきた。臨時行政改革推進審議会の行政改革の推進方策に関する答申などハイヤー・タクシー自由化への圧力がつよまるなかで、事業者のなかには免許事業者にあるまじき違法・不当な行為が多発しており、企業間競争の激化は労働者のいのちと暮らし、事業の公共性と運送秩序をおびやかすものとなつて

いる。ついては、ハイヤー・タクシー事業の社会的役割を果たすうえでの障害を除き事態改善の実効を確保するため、次の事項について決議し実現を図られた。

一、ハイヤー・タクシーの公共性を維持・発展させハイヤー・タクシー事業の健全化を図るため、道路運送法に基づく参入・運賃の規制を厳格なものとするはもとより、ハイヤー・タクシーの自由化に道をひらく規制緩和措置はとらないこと。

二、需給関係を無視した新免・増車を厳しく規制するとともに、地域事情に見合った需給調整を早期に実現するための措置をとること。

三、道路運送法及び同運輸規則を順守しない悪質な事業者に対しては、免許取消しを含む厳重な処分を行うこと。また、運賃改定時の労働条件改善義務の履行状況を組合に報告させるとともに、人件費コストを認可どおり支払っていない

事業者に対しては、行政指導をつよめること。

四、ハイヤー・タクシー運賃を民主的に決定する制度を確立し、科学的根拠に基づく標準原価方式をとるようにすること。

五、タクシーの公共性を充実し、利用者ニーズにこたえるため、国とメーカーの責任でタクシーキャブの開発をすること。また、運転代行業及び「大新東」など車両運行管理業の違法行為を厳しく取り締まるとともに、ミニタクシーを認可しないこと。

六、ハイヤー・タクシー労働者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、労働基準法「自動車運転者の労働時間等の改善基準について」(昭和五十四年十二月二十七日通達)など法定労働条件の確保に努めることはもとより、長時間労働、不安定雇用化を促すことにつながる労働基準法の改悪はしないこと。

七、ハイヤー・タクシー労働者の最低賃金を確立するため権威ある機関を設置すること。

八、最低賃金額は一時当たり千円とし、労働時間は年間二千三百時間(月間百九十二時間以内)とすること。

九、権威ある機関の構成は、労働者・使用者に学識者、利用者、行政当局を加えたものとし、その機関には法的規制力をもたせること。

十、ハイヤー・タクシーを公共輸送機関と位置づけ、優先通行権を確立すること。

十一、ハイヤー・タクシー乗務員の資質向上を図るためハイヤー・タクシー免許を制定すること。

十二、当面の措置としては、二種免許試験を厳格なものとし、少なくとも試験項目に道路運送法、労働関係法を加えるようにすること。

十三、交通違反及び交通事故の背景的要因を形成している事業者のノルマ強要、累進歩合制賃金などに対して、関係行政機関と連携し必要な措置をとること。また、実態を無視した取締りのための取締りを改善するとともに、ハイヤー・タクシー運転者への行政処分については生活・労働実態を十分調査するなど、周到な配慮をもつ

て対応すること。

第三〇六五号 昭和六十一年五月十三日受理
ハイタク事業における行政改善に関する請願
請願者 千葉県松戸市金ヶ作二七〇ノ四五
伊沢紀治 外二千百九十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三〇六四号と同じである。

第三〇六六号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄を分割・民営化するための関連法案の制定反
対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市常盤八ノ一四ノ二二
ノ三二三 井出茂 外七百四十名

紹介議員 小笠原貞子君

百十年間つづいた国民の共有財産を切り割り、財
界に払い下げる日本国有鉄道（以下国鉄という）
の分割・民営化に反対である。また、国鉄の分割
・民営化は、国鉄労働者十万人を解雇し、通勤通
学に欠かすことのできない地方公共線を廃止し
て、国民に十六兆七千億円（一人当たり十四万円）
を負担させ、国鉄の安全性を切り捨てたものであ
り認めるわけにはいかない。分割・民営化の根拠
にする国鉄破産も実態のないもので、形だけの国
鉄の赤字は、国鉄の資本金を増やし、国鉄から利
益をあげた財界が負担すれば解決することであ
る。ついでには、日本国有鉄道再建監理委員会
の見に基づき国鉄を分割・民営化するための次の関
連法案の制定に反対されたい。

一、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善の
ために昭和六十一年度において緊急に講ずべき
特別措置に関する法律案
二、日本国有鉄道改革法案
三、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会
社に関する法律案
四、新幹線鉄道保有機構法案
五、日本国有鉄道清算事業団法案

六、鉄道事業法案

七、日本国有鉄道改革法等施行法案
八、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道
清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措
置法案

第三〇六七号 昭和六十一年五月十三日受理
国鉄を分割・民営化するための関連法案の制定反
対に関する請願
請願者 東京都世田谷区池尻四ノ二八国鉄
A P一ノ五〇五 宇野誠一郎 外
七百四十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇六六号と同じである。

第三一八〇号 昭和六十一年五月十四日受理
国鉄バス「手稲公営住宅、樽川通り線、曙通り線」
増便に関する請願
請願者 札幌市西区前田五条一五ノ一一
六 大杉達司 外千一百一十一名

紹介議員 小笠原貞子君

日本国有鉄道バス（以下国鉄バスという）は、札
幌市西区前田、曙地域の住民にとつて、通勤、通
学をはじめとして住民生活にはなくてはならない
公共交通機関となつてゐる。ついでには、より便利
で利用しやすい、公共交通機関としての使命を果
たすため、次の事項について実現を図られたい。
一、国鉄バス手稲公営住宅、樽川通り線、曙通り
線を増便すること。
二、夕方のラッシュ時をはじめとして手稲駅北口
発、手稲駅南口発、手稲公営住宅行きを増便す
ること。
三、稲北高校、稲西高校線を増便すること。

請願者 北海道中川郡幕別町札内共栄町
杉本はる子 外二千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

昭和六十一年七月二十六日、中曽根内閣総理大臣に
提出した日本国有鉄道再建監理委員会の国鉄改革
に関する意見（分割・民営化答申）は、国民の共有
財産である日本国有鉄道（以下国鉄という）を解
体し、もうかる部門を財界に売りわたす一方、長
期債務は国民に押し付け、十万人以上の国鉄労働
者の首を切る反国民的な計画であり容認できな
い。特に、大半の線区が赤字の北海道の国鉄は、
壊滅的な打撃をこうむり、道民の暮らしと経済へ
の影響は重大である。分割・民営化計画をしない
で、国民の望む民主的な再建を行うべきである。
ついでには、次の事項について実現を図られたい。
一、道民の足をうばう国鉄の分割・民営化をしな
いで、国鉄が国々の公共交通機関として充実、
発展するようにすること。
二、暮らしと通学生の足を切り捨て、地域産業を
こわし、過疎化をすすめるローカル線（地方交
通線）の廃止をしないこと。
三、国鉄労働者と関連労働者の首切り合理化をや
め、雇用と暮らしを守り、国鉄の安全性とサー
ビスを向上すること。
四、運賃引上げ・格差運賃制導入をやめて、財界
や政府が作りだした国鉄の赤字のつづを国民
に押し付けないこと。

第三一八二号 昭和六十一年五月十四日受理
国鉄分割・民営化法案反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町一条通南一丁
目 宮本光明 外四百二十名

紹介議員 小笠原貞子君

政府が国会に提出した日本国有鉄道（以下国鉄と
いう）の分割・民営化のための法案は、国民の共
有財産である国鉄を解体し、膨大な資産やもうか
る部門をただ同然に財界に売りわたす一方、十七

兆円の長期債務は国民に押し付け、十万人以上の
国鉄労働者の首切りを行う反国民的な法案であ
る。特に、北海道の国鉄は壊滅的な打撃をこうむ
り、道民の暮らしと経済に重大な影響を与える。
国民本位の安全で便利な国鉄を望むものである。
ついでには、次の事項について実現を図られたい。
一、道民の足をうばう国鉄の分割・民営化関係法
案を廃案とし、国鉄が国々の公共交通機関とし
て充実・発展するようにすること。
二、暮らしと通学生の足を切り捨て、地域産業を
こわし、過疎化をすすめるローカル線（地方交
通線）の廃止をしないこと。
三、通勤・通学、住民の生活に密着した列車ダイ
ヤとし、安全やサービスを向上すること。
四、運賃引上げや格差運賃制の導入はやめるこ
と。財界や政府が作りだした国鉄の赤字のつづ
けを国民に押し付けないこと。
五、国鉄労働者と関連労働者の首切り合理化や権
利侵害をやめ、雇用と暮らしを守ること。無人
駅をなくし、駅ホームの要員を配置し、車両の
検査、修繕の手抜きをしないこと。

第三二〇七号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。
第三二二八号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一五七ノ
一五 飯島勝三

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第三二五八号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 富山市布目一、一五九ノ九全国青
随員 随員者連合会富山支部内 松浦
良男

紹介議員 沖 外夫君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第三二八四号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋
達治

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第三三二九号 昭和六十一年五月十五日受理
日本国有鉄道の分割・民営化法案反対に関する請願

請願者 秋田県本荘市石脇田尻二八ノ九七
鈴木順一郎 外四万四千四百七
十七名

紹介議員 小笠原貞子君
政府が、今国会に提出した日本国有鉄道（以下国鉄という）の分割・民営化のための法案は、国民の共有財産である全国的公共鉄道を解体し、膨大な資産、都心部の超一等地などを財界にただ同然に分けとりさせるものである。そのうえ、日本列島改造計画など財界と政府が、国鉄をくいものにしてきた責任を不問にし、その結果生じているこれまでの累積債務のうち約十七兆円を国民の負担に押し付けるなど許せないものである。分割・民営化は、国鉄を利益追求及本位の民間企業にかえることにより、地方ローカル線の切捨て、歯止めのない運賃引上げ、大量の人減らしによる安全とサービス低下、雇用不安となることは必至である。ついでには、より安く、安全、便利で快適なサ

ービスのよい国民本位の国鉄に再建するため、次の事項について実現を図りたい。

一、国鉄の公共性を破壊し、国民の共有財産を解體処分する国鉄の分割・民営化の關係法案は廃案とすること。

二、政府による、年間一兆四千億円の財源措置が可能ならば、現在の国鉄に対して実施すること。そうするならば、国鉄の国民本位の再建は十分可能であり、国が経営に責任をもつ国営企業の形態を守りぬくこと。

三、当面次の事項を実現し、国鉄のサービスを改善すること。

1 ローカル線切捨ては直ちに中止し、通学、通勤、住民の生活に密着した列車ダイヤとすること。

2 大都市圏の通勤地獄緩和のための輸送改善をすること。

3 安全、サービスが低下する国鉄労働者の大量の人減らし、法律や協定も無視した不当な権利侵害をやめること。無人駅をなくし、出札やホームの要員を配置し、検査・修理の手抜きをしないこと。

4 運賃引上げをしないこと。格差運賃をやめ、運賃法定制を復活すること。

5 公共輸送機関として貨物、荷物輸送の全国ネットワークを復活し、農水産業、中小企業、地場産業の営業を守ること。

第三三三〇号 昭和六十一年五月十五日受理
民主的な総合交通政策の確立に関する請願

請願者 大阪市北区錦町一ノ二〇国鉄労組
城東運輸分会内 沢田広次 外六
百五十七名

紹介議員 内藤 功君
今国会に国鉄の分割・民営化のための法案が提出されているが、それに関連して日本鉄道建設公団の統廃合等のための法案提出も予想される。特殊法人等の政府関係機関は、国民生活上必要である

が、業務の性格上あるいは採算上その他の理由で、民間企業によることはなじまない事業を遂行するために設置し運営してきたものである。しかしながら昭和五十四年十二月の閣議決定による行政改革、第二次臨時行政調査会答申に基づく行政改革とあいついで特殊法人等の縮小・民営移管化方針を打ち出し、実行に移そうとしている。特殊法人等は固有の事業目的をもつて設立し、運営してきたものであり、国民生活の維持向上の面からも、重要な役割を果たしてきた。したがって再編や民営移管については、慎重な国会審議が必要である。また、これまでの特殊法人等の再編・合理化にあつては、そこで働く労働者の雇用に関し十分に配慮していない。労働者にとつて一番切実なことは、安心して働ける職場の確保である。いかなる場合でも、雇用の安定について配慮すべきである。ついでには、公共交通の切捨て政策をやめ、民主的な総合交通政策を確立するとともに、それにとりもなう公共交通基礎施設の建設を日本鉄道建設公団にあたらせるようにされたい。

昭和六十一年六月七日印刷

昭和六十一年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局